

第3次上尾市環境基本計画策定に関する
中間報告書

令和2年3月

環境政策課

【目 次】

第1章 現況調査	1
1. 自然的条件	1
1) 位置	1
2) 地勢	1
3) 緑の分布	1
4) 生態系	2
5) 気候	3
2. 社会的条件	4
1) 人口	4
2) 産業	5
3) 土地の利用状況	7
4) 交通	9
3. 環境を取り巻く現状の整理	12
1) 国内外の動向	12
2) 埼玉県の動向	17
3) 上尾市の関連計画等との関係	19
4. 上尾市の環境分野の現状	20
1) 公害種類別苦情件数（典型7公害）	20
2) 大気	20
3) 水質	23
4) 騒音・振動	25
5) 温室効果ガス	27
6) エネルギー	31
7) 廃棄物	33
8) 文化・景観等	34
5. 地球温暖化対策の動向	41
第2章 住民等意識調査結果	42
1. 調査概要	42
1) 調査の目的	42
2) 調査の方法	42
2. 市民アンケート調査結果	43
1) 回答者属性	43
2) 周辺環境に対する考え方について	46
3) 環境への関心や取組について	52
4) 市の環境への取組について	57
3. 事業者アンケート調査結果	66
1) 事業所の属性	66
2) 事業所の環境への関心や取組みについて	68
3) SDGs (Sustainable Development Goals) について	76
4) 市の環境への取組について	78

第3章 現行計画の進捗評価	83
1. 評価方法.....	84
2. 進捗状況の評価.....	85
1) 目標：やすらぎのあるまちに.....	85
方針 1-1 自然を守り育てるまち	85
方針 1-2 緑や水辺が身近にあるまち	88
2) 目標：清らかで安全なまちに.....	93
方針 2-1 公害のないまち	93
方針 2-2 美しいまち.....	99
3) 目標：次世代を思いやるまちに.....	101
方針 3-1 低炭素化に取り組むまち.....	101
方針 3-2 環境のために行動するまち	107
第4章 施策に期待される効果（SDGs への貢献）	109
第5章 温室効果ガスの推計について	119
1. 区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量	119
1) エネルギー起源 CO ₂ の部門	119
2) エネルギー起源 CO ₂ 以外の分野	120
2. 温室効果ガス（CO ₂ ）排出量・エネルギー消費量の動向.....	121
3. 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標	127
1) 温室効果ガス排出量の将来推計	127
2) 温室効果ガス排出量の総量削減目標等について.....	131
第6章 第3次上尾市環境基本計画策定に向けて	132
1. 国の政策や地球環境問題への対応	132
2. 市の環境課題に対する対応	134
3. 市民・事業者ニーズ等への対応	137
第7章 用語集	141

第1章 現況調査

1. 自然的条件

1) 位置

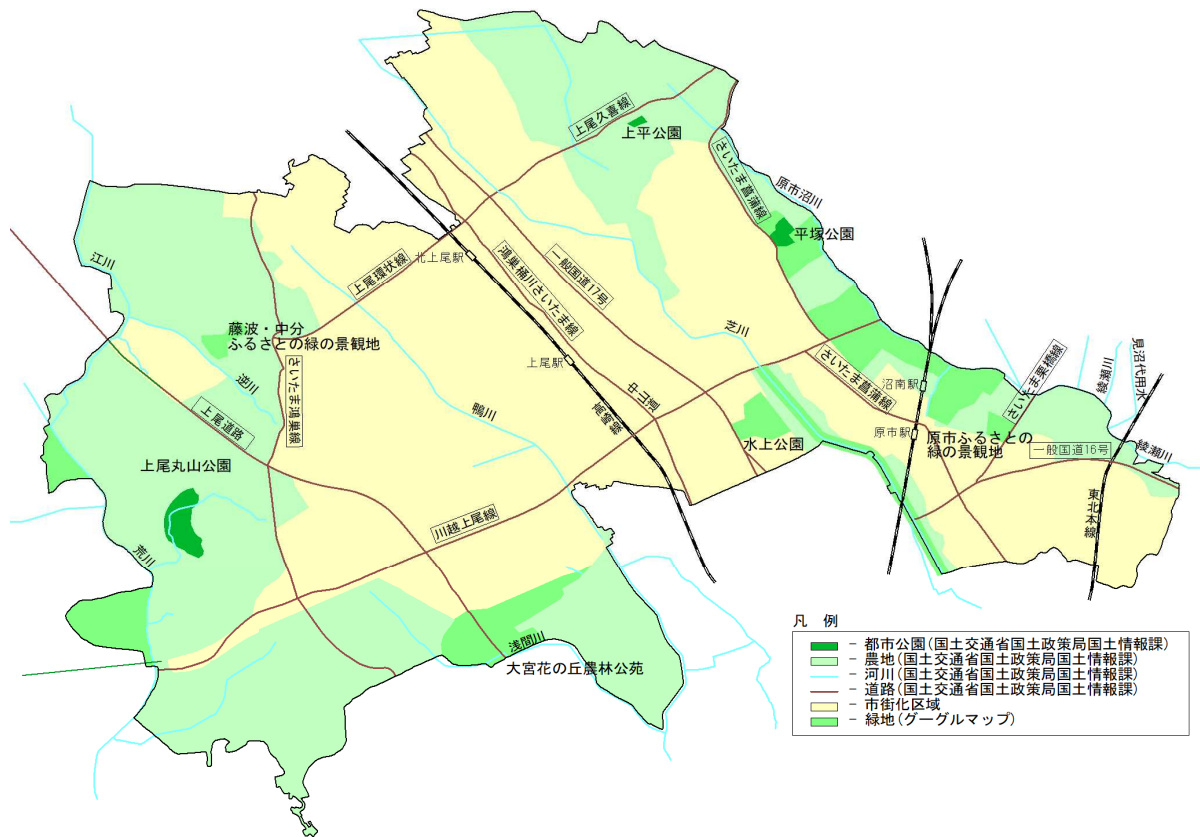
埼玉県南東部に位置し、東京都心から35kmの距離にあります。東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。面積は45.51km²、東西の距離は10.48km、南北は9.32kmです。

2) 地勢

大宮台地の中央部に位置する起伏の少ない平坦な地形で、西境に荒川、東境に綾瀬川、中心部に鴨川と芝川が平行して流れています。海拔は概ね15.4mで、最も高い場所で約20m、低い場所で約9mです。地質は関東ローム層で、農耕に適した関東平野が広がっています。市の周辺部にはクヌギやコナラなどの雑木林が残り豊かな自然環境を有していますが、近年の都市化の進行により宅地が増加し、農地や緑地が減少する傾向にあります。

3) 緑の分布

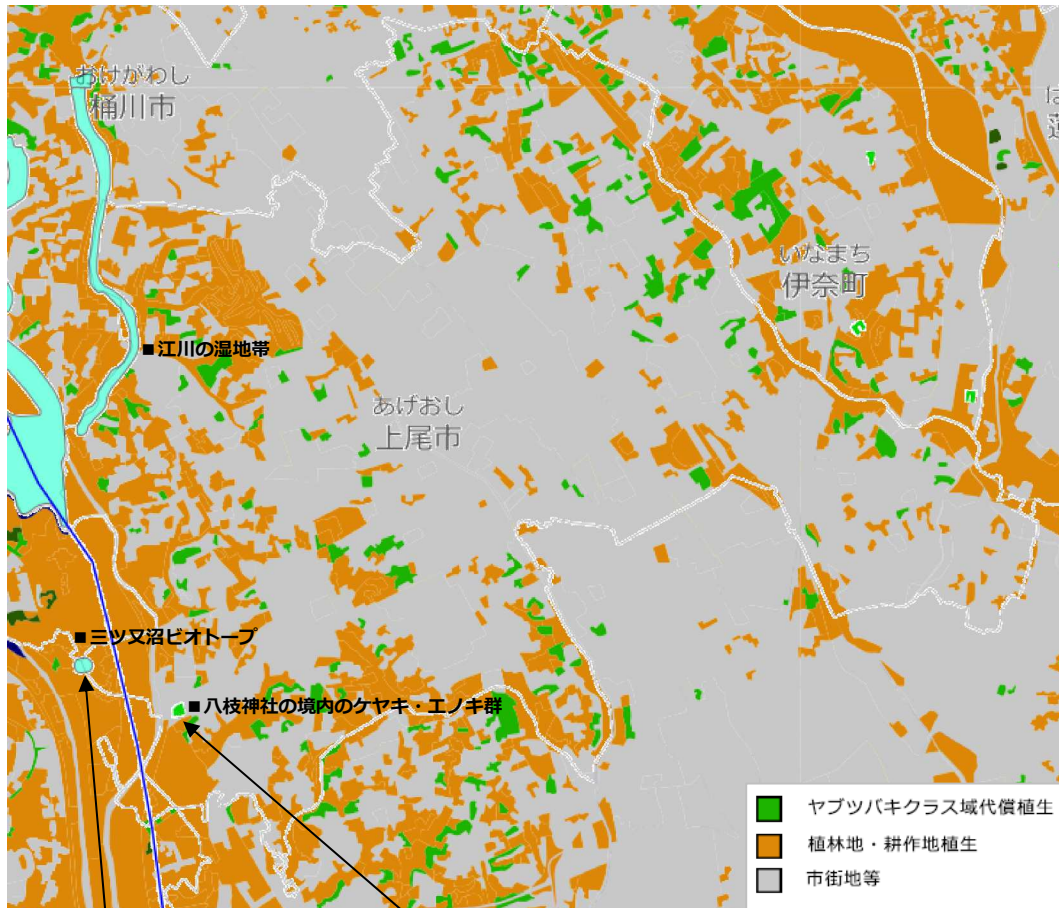
東西の市境を走る川（荒川、綾瀬川）を中心に、緑地や畑が広がっています。中央部では鉄道や幹線道路が形成され、開発が進んでいます。また、市の南部においても、鴨川、芝川を中心に緑地が形成されています。



4) 生態系

市域の多くの部分は市街地等が占めています。東西及び南側西半分の市境には植林地・耕作地植生が見られます。また、植林地・耕作地植生の周辺には、ヤブツバキクラス域代償植生が点在しています。

また、環境省が実施する自然環境保全基礎調査においては、湿地の分布地域として江川下流の湿地帯や荒川と入間川のかつての合流点付近の旧流路の一部である「三ツ又沼ビオトープ」、巨樹・巨木林の分布地域として、八枝神社の境内のケヤキ・エノキ群（市指定の天然記念物）が報告されています。



(出典) 生物多様性センター



三ツ又沼ビオトープ

(国土交通省 荒川上流河川事務所 HP より)



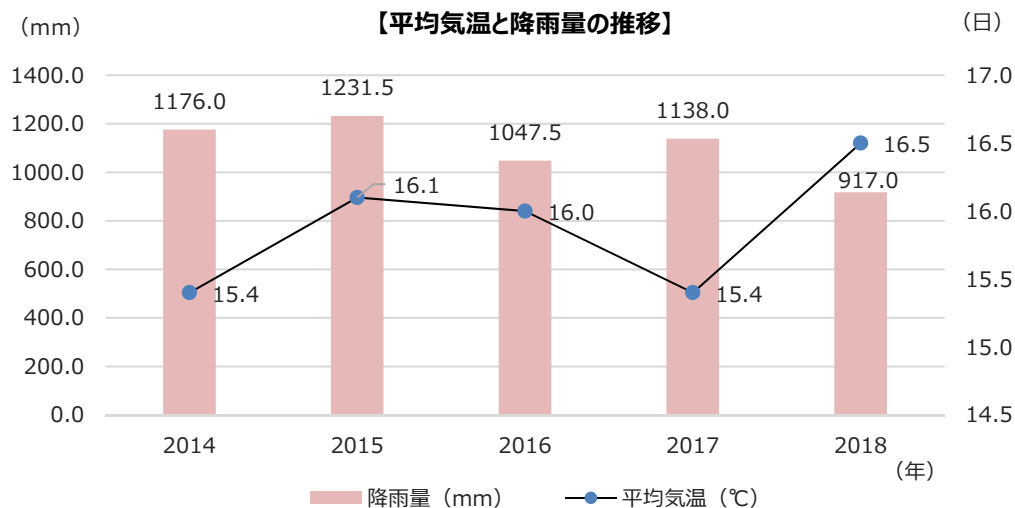
八枝神社の境内ケヤキ・エノキ群

(上尾市 HP より)

5) 気候

①過去5年間の平均気温と降水量の推移

平均気温については15.4℃～16.5℃と約1℃の温度差の間で推移していますが、降水量については917mm～1,231.5mmと年によってばらつきが見られます。

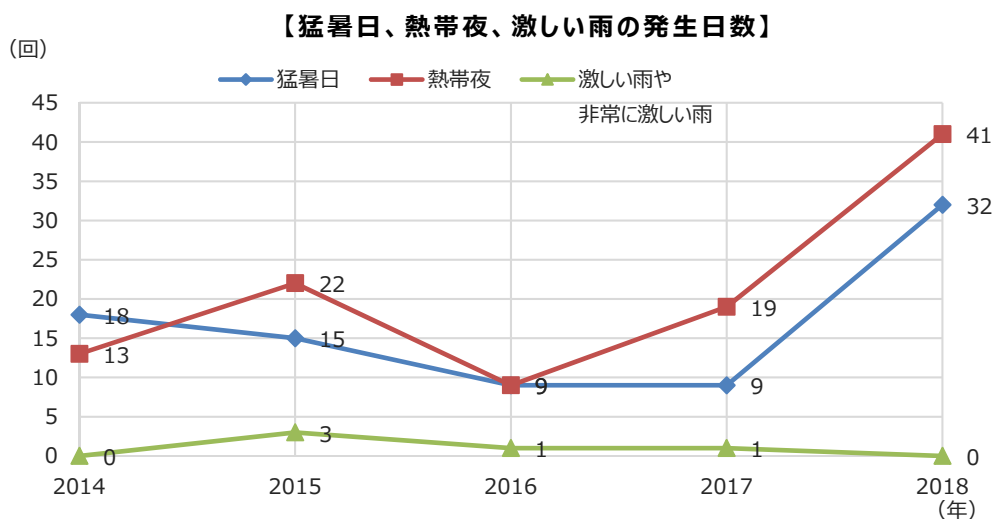


(出典) 統計あげお平成30年版

②過去5年間の猛暑日、熱帯夜の日数、集中豪雨の発生日数

降水量の推移において2015年における降水量が多くなっていますが、同年における「激しい雨や非常に激しい雨」の回数が3回と他の年に比べ多くなっています。

また、2018年においては、猛暑日32日、熱帯夜41日と直近の5年間で比べると非常に日数が上昇しています。



猛暑日	最高気温が35℃以上の日
熱帯夜	最低気温が25℃以上の日
激しい雨	1時間に30mm以上50mm未満の雨。
非常に激しい雨	1時間に50mm以上80mm未満の雨。

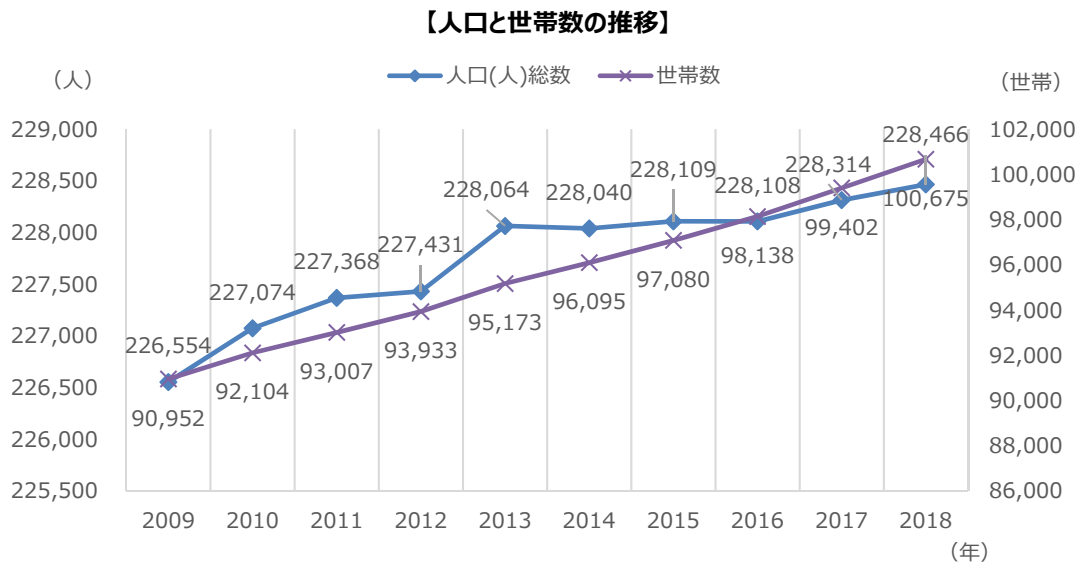
(出典) 上尾市消防本部資料

2. 社会的条件

1) 人口

①過去 10 年間の人口と世帯数の推移

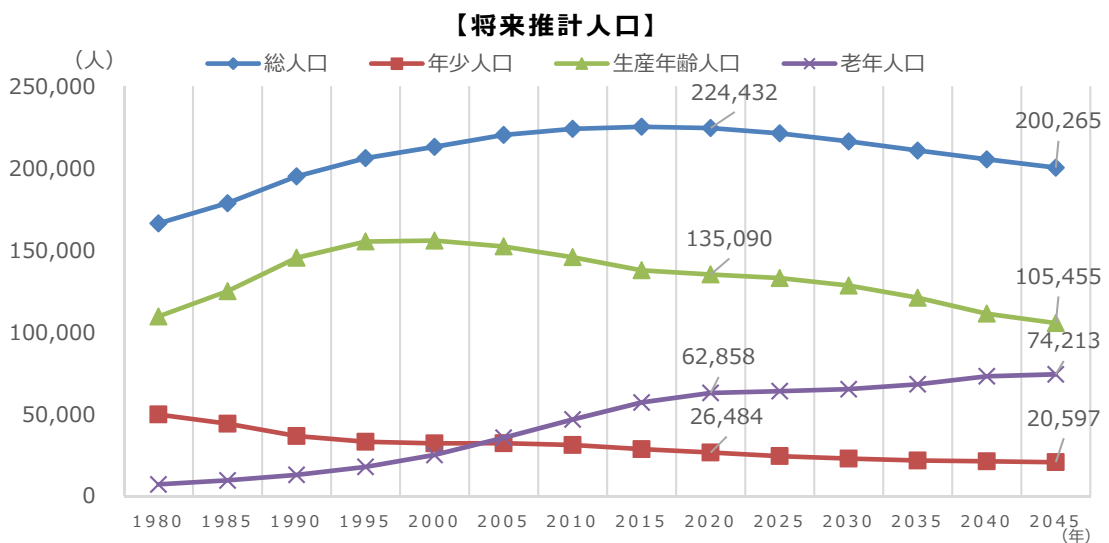
この 10 年間人口は増え続け、2018 年では 228,466 人となっています。また、世帯数も同様に増え続け、2018 年では 100,675 世帯となっています。1 世帯当たり人員数で見ると 2009 年の 2.49 人から 2018 年 2.27 人へと減少しており、核家族化や少子化の進展がうかがわれます。



(出典) 統計あげお平成 30 年版

②将来推計人口

2020 年(見込み)と比べ 2045 年において、総人口で 10.8%、生産年齢人口 21.9%、年少人口 22.2%の減少がそれぞれ見込まれ、老年人口は 18.1%増加することが見込まれています。



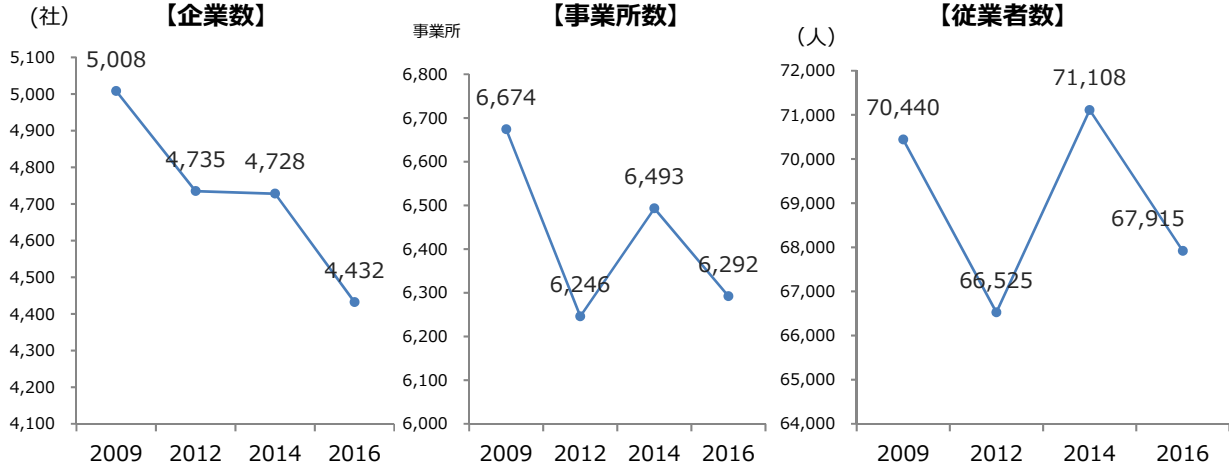
(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】 2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成 30 年 3 月公表)に基づく推計値

2) 産業

①企業数・事業所数・従業者数の推移

企業数については、2009年以降減少傾向にあります。事業所数、従業者数については、2014年に増加後、減少しています。



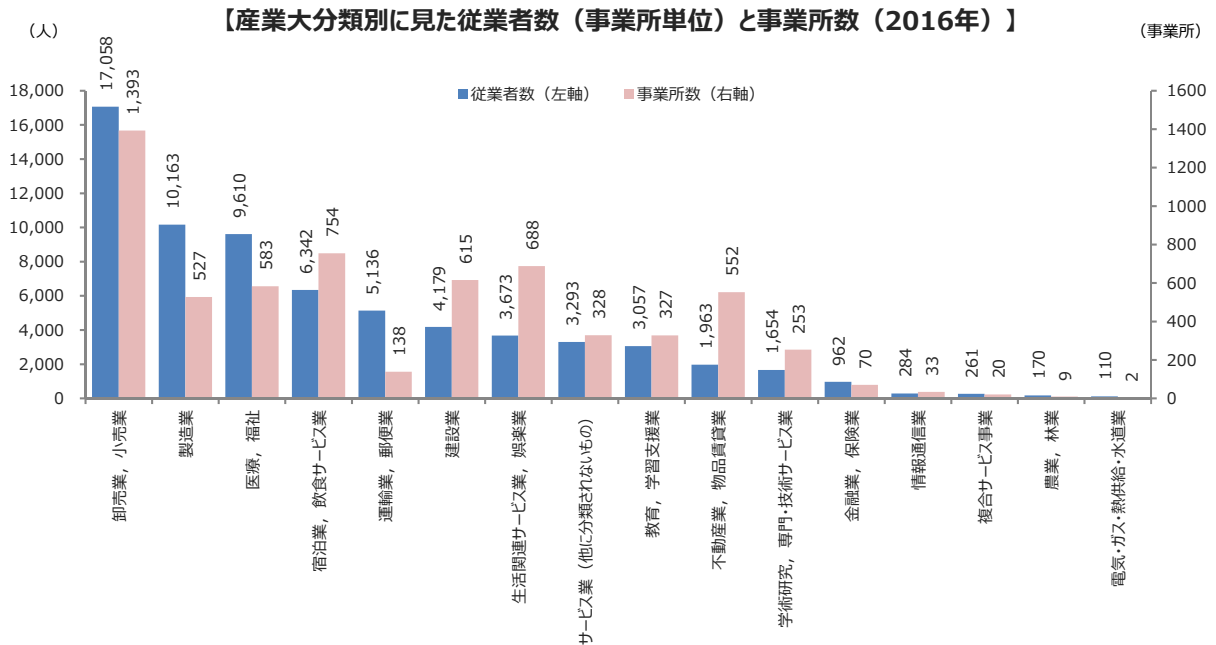
(出典) 総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工

【注記】 企業数については、会社数と個人事業所を合算した数値。従業者数は事業所単位の数値

②産業大分類別に見た従業者数（事業所単位）と事業所数

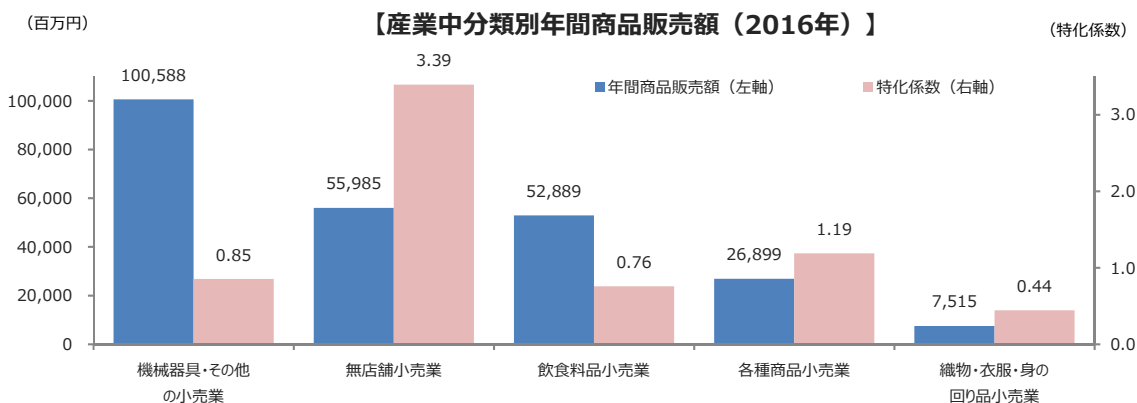
産業大分類別の事業所数で見ると、「卸売業・小売業」が1,393事業所と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が754事業所となっています。従業者数では、「卸売業・小売業」が17,058人で最も多く、次いで「製造業」10,163人となっています。

(出典) 総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工



③産業中分類別年間商品販売額（小売業）

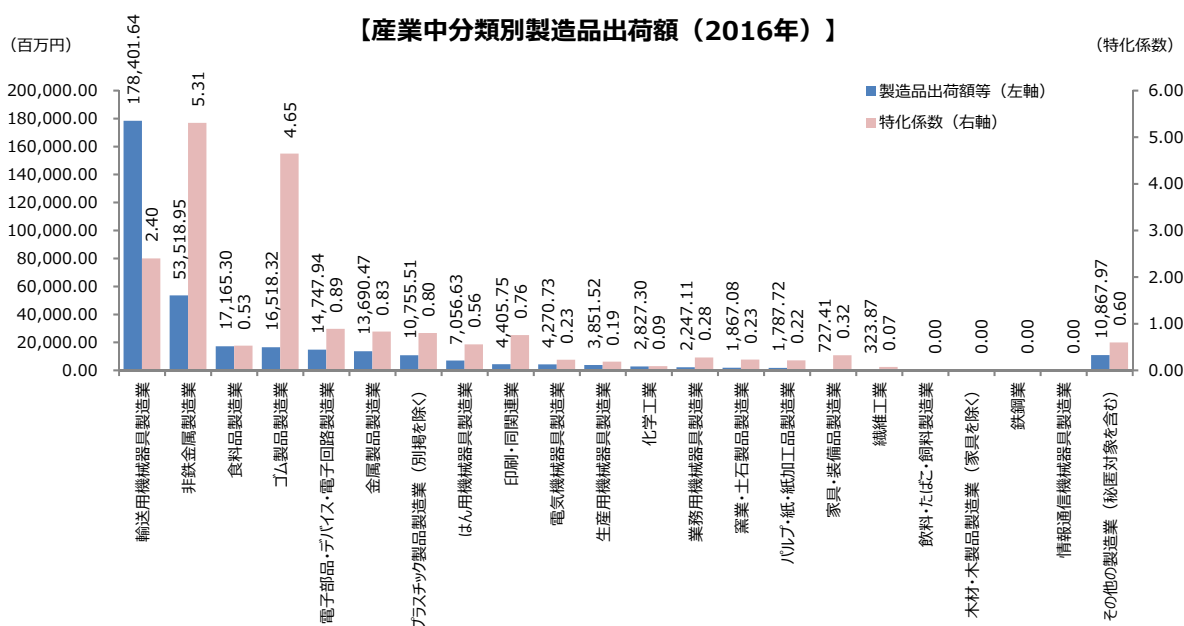
産業中分類別年間商品販売額をみると、「機械器具・その他の小売業」が1,005億8,800万円で最も多く、自動車ディーラー、家電量販店、家具量販店などの販売額が大きいものと考えられます。また、「無店舗小売業」における特化係数が3.39と大きくなっており、小売業の販売額に占めるカタログ販売やインターネット販売の割合が大きいと考えられます。



（出典）総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」

④産業中分類別製造品出荷額（製造業）

産業中分類別製造品出荷額をみると、「輸送用機械器具製造業」が1,784億164万円と最も多くなっており、自動車、トラック、自転車等の輸送用機械、同付属品の製造が盛んです。特化係数で見ると、「非鉄金属製造業」、「ゴム製品製造業」が高くなっており、製造業の出荷額に占める自動車用製品、タイヤ・チューブ等の出荷額の割合が高いと考えられます。



（出典）経済産業省「工業統計調査」総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」

3) 土地の利用状況

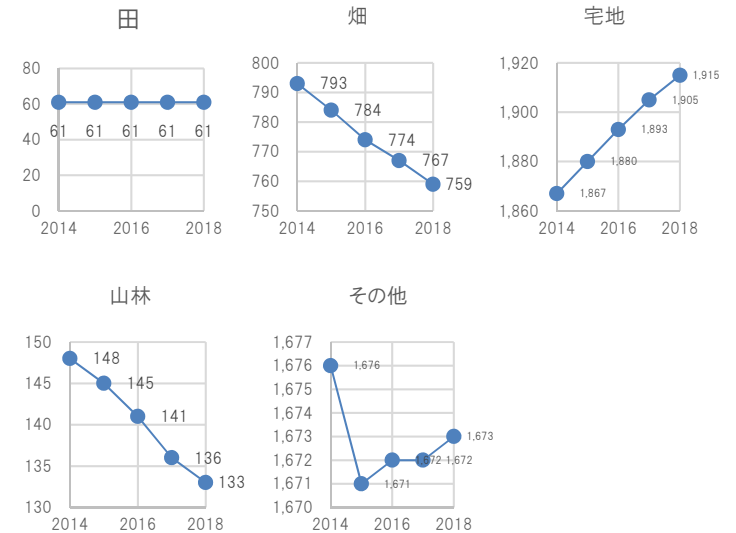
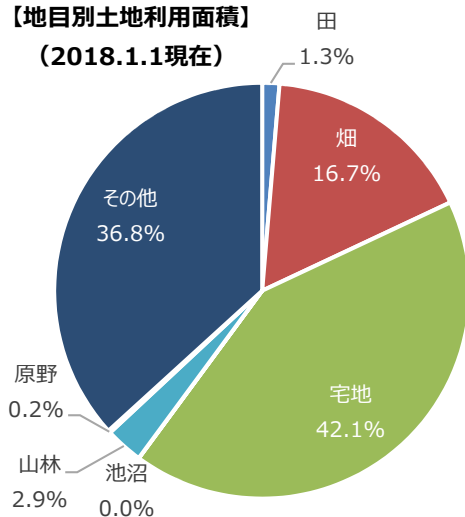
①地目別土地利用面積

地目別の土地利用状況についてみると、「宅地」が42.1%と最も多く、次いで「その他」36.8%、「畑」16.7%となっています。

(単位: ha)

【地目別土地利用面積の推移】(2014~2018年)

【地目別土地利用面積】
(2018.1.1現在)



(出典) 統計あげお平成 30 年版

②用途地域別指定面積

用途地域別の指定面積の構成割合についてみると、市街化区域が55.5%、市街化調整区域が44.5%となっています。用途地域における内訳についてみると、住居系地域が78.3%、商業系地域が3.0%、工業系地域が18.7%となっています。

【用途地域別指定面積】(2019.3.1日現在)

土地利用の種類	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域		
市街化区域	2,527.0	55.5
市街化調整区域	2,028.0	44.5
都市計画区域 計	4,555.0	100.0

土地利用の種類	面積(ha)	構成比(%)
用途地域		
第一種低層住居専用地域	861.0	34.4
第二種低層住居専用地域	17.4	0.7
第一種中高層住居専用地域	264.2	10.5
第二種中高層住居専用地域	52.8	2.1
第一種住居地域	371.3	14.8
第二種住居地域	305.4	12.2
準住居地域	91.1	3.6
住居系地域 計	1,963.2	78.3
近隣商業地域	31.3	1.3
商業地域	42.3	1.7
商業系地域 計	73.6	3.0
準工業地域	219.0	8.8
工業地域	219.7	8.8
工業専用地域	26.4	1.1
工業系地域 計	465.1	18.7

(出典) 統計あげお平成 30 年版

③都市公園整備状況

開設済みの公園で見ると、合計 133 の公園及び緑地が開設されており、平成 30 年 3 月 31 日現在における一人当たり公園面積は 3.92 m²となっています。平成 28 年度末でみると埼玉県内では 41 番目、県平均は 6.87 m²となっています。

【都市公園総括表】(2018.3.31日現在) (出典) みどり公園課資料

種類種別		都市計画決定公園		開設公園		内 容	
		箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)		
基幹公園	住区基幹公園	61	13.01	124	15.11	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積0.25haを標準とする。	
	近隣公園	4	7.00	4	5.85	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積2haを標準とする。	
	地区公園	1	5.00	1	3.64	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積4haを標準とする。	
	都市基幹公園	2	39.60	2	26.99	都市住民全般の休息、観賞、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10~50haを標準とする。	
	運動公園	1	39.20	1	37.10	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15~75haを標準とする。	
都市緑地		1	0.90	1	0.90		
計		70	104.71	133	89.59		
上尾市の人口		228,387人				平成30年3月31日現在	
一人当たり公園面積		4.58 m ²		3.92 m ²		上尾市都市公園条例第2条で規定された標準面積 市町村内 10 m ² /人 市街地内 5 m ² /人	

【一人当たり都市公園面積】(2017.3.31日現在) (出典) 埼玉県都市公園調査

順位	市町村	1人当たり公園		順位	市町村	1人当たり公園		順位	市町村	1人当たり公園	
		面積 (m ² /人)	都市公園 開設面積 (ha)			面積 (m ² /人)	都市公園 開設面積 (ha)			面積 (m ² /人)	都市公園 開設面積 (ha)
	全 県	6.87	5,006.00								
1	滑川町	160.54	288.98	22	白高市	7.30	40.87	43	富士見市	3.60	39.98
2	小鹿野町	129.56	116.60	23	久喜市	7.19	110.68	44	入間市	3.44	50.90
3	吉見町	110.26	220.52	24	深谷市	6.74	92.36	45	蓮田市	3.33	21.01
4	神川町	39.97	51.96	25	嵐山町	6.47	11.65	46	小川町	3.29	10.20
5	秩父市	38.75	197.65	26	狭山市	6.27	95.97	47	川口市	3.17	189.11
6	寄居町	25.46	86.57	27	鳩山町	5.98	8.37	48	春日部市	3.06	72.22
7	熊谷市	24.67	490.96	28	皆野町	5.76	4.03	49	三郷市	2.94	40.83
8	上里町	22.06	68.39	29	伊奈町	5.36	23.58	50	桶川市	2.75	20.62
9	東松山市	18.89	169.99	30	さいたま市	5.12	658.45	51	越谷市	2.58	87.61
10	飯能市	17.25	119.02	31	宮代町	5.10	17.35	52	朝霞市	2.21	30.22
11	羽生市	16.71	91.92	32	鴻巣市	5.04	60.03	53	八潮市	2.15	18.89
12	松伏町	14.57	43.71	33	毛呂山町	4.90	17.14	54	草加市	1.93	47.63
13	行田市	13.32	109.21	34	川越市	4.70	165.33	55	蕨市	1.87	13.84
14	加須市	12.18	138.84	35	白岡市	4.44	23.08	56	ふじみ野市	1.82	20.77
15	北本市	10.33	69.22	36	志木市	4.29	32.58	57	新座市	1.64	26.83
16	本庄市	9.89	77.15	37	坂戸市	4.16	42.02	58	ときがわ町	1.61	1.93
17	戸田市	9.79	135.15	38	杉戸町	4.13	19.02	59	横瀬町	1.44	1.15
18	越生町	9.57	9.57	39	鶴ヶ島市	4.09	28.20	60	三芳町	0.50	1.89
19	幸手市	8.61	44.77	40	所沢市	3.97	135.47	61	長瀬町	-	-
20	吉川市	7.95	56.47	41	上尾市	3.93※	89.59	61	東秩父村	-	-
21	川島町	7.66	16.09	41	和光市	3.93	31.86	61	美里町	-	-

※一人当たり公園面積について、みどり公園課資料との差は、端数処理方法の違いによるものです。

4) 交通

市内には鉄道駅が4か所あり、平成29年度における1日の平均乗車人員は、約6万人に及びます。また、平成29年の路線バスにおける1日平均乗車人員は2万5千人となっています。

コミュニティバス「ぐるっとくん」については、路線の再編があった平成28年度以降の総乗客数についてみると、平成28年度427,475人、平成29年度443,082人、平成30年度468,262人と増加傾向が見られます。

また、平成27年の市内の主要道路における24時間自動車類の交通量は、一般国道17号（上尾市東町2丁目3-16）で約55,000台、川越上尾線（上尾市泉台3丁目2-9）で約21,000台となっています。

平成30年度における、市内の自動車登録台数、軽自動車登録台数はそれぞれ79,119台、50,368台となっています。

【市内鉄道駅における平均乗車人員】

1 上尾駅の1日平均乗車人員

年度	総数(人)	総数 対前年比(%)	定期	定期外
平成25年度	41,849	102.1	30,310	11,539
26	41,168	98.4	29,615	11,553
27	41,770	101.5	30,090	11,679
28	41,747	99.9	30,137	11,609
29	42,010	100.6	30,150	11,860

資料 東日本旅客鉄道㈱

注 平均乗降人員=平均乗車人員×2。以下同様。

2 北上尾駅の1日平均乗車人員

年度	総数(人)	総数 対前年比(%)	定期	定期外
平成25年度	15,150	102.7	11,726	3,424
26	14,961	98.8	11,499	3,462
27	15,397	102.9	11,849	3,548
28	15,495	100.6	11,949	3,545
29	15,731	101.5	12,139	3,592

資料 東日本旅客鉄道㈱

3 ニューシャトルの1日平均乗車人員

単位:人

年度	原 市 駅				沼 南 駅			
	総数	総数 対前年比 (%)	定期	定期外	総数	総数 対前年比 (%)	定期	定期外
平成25年度	1,176	101.8	644	532	1,936	102.9	1,300	636
26	1,201	102.1	668	533	1,890	97.6	1,275	615
27	1,273	106.0	693	580	1,933	102.3	1,292	641
28	1,312	103.1	722	590	1,944	100.6	1,318	626
29	1,401	106.8	795	606	1,950	100.3	1,332	618

資料 埼玉新都市交通㈱

(出典) 統計あげお平成30年版

【市内路線バスの1日平均乗車人員】

(単位：人)

路線名	平成29年度
上尾駅東口～宮原駅入口～大宮駅東口	5,468
上尾駅東口～ガンセンター	646
上尾駅東口～平塚	1,107
上尾駅東口～ガンセンター～蓮田駅西口	92
上尾駅東口～日本薬科大学～蓮田駅西口	1,118
上尾駅東口～六道～伊奈総合高校 上尾駅東口～六道～羽貫駅	746
上尾駅東口～小室志久～伊奈役場	1,265
上尾駅東口～沼南駅前～東大宮駅	180
上尾駅東口～県営砂団地～東大宮駅	185
上尾駅西口～平方～埼玉医大	61
上尾駅西口～日産デパート前～丸山公園	97
上尾駅西口～日産デパート前～平方	68
上尾駅西口～日産デパート前～リハビリセンター	102
川越駅～埼玉医大～上尾駅西口	1,311
川越駅～埼玉医大～平方	94

路線名	平成29年度
上尾駅西口～西柏座～西上尾第一団地	1,112
上尾駅西口～西柏座～西上尾車庫	1,549
上尾駅西口～ホマック上尾前～西上尾第一団地	1,650
上尾駅西口～愛宕神社～西上尾第二団地	3,267
上尾駅西口～西上尾第二団地～西上尾第一団地	91
上尾駅西口～西上尾第二団地～リハビリセンター	339
上尾駅西口～団地2-4～西上尾第一団地	91
上尾駅西口～畔吉～西上尾車庫	338
大宮駅西口～清河寺～平方	1,029
大宮駅西口～清河寺～リハビリセンター	225
大宮駅西口～リハビリセンター入口～平方	332
大宮駅西口～大石南中学校入口～西上尾車庫	189
大宮駅西口～平方上野～丸山公園	564
大宮駅西口～リハビリセンター入口～丸山公園	252
指扇駅～峰岸団地～平方	38
指扇駅～峰岸団地～リハビリセンター	48
指扇駅～平方～上尾駅西口	71
指扇駅～平方～フェニックスゴルフ場	51
指扇駅～フェニックスゴルフ場～上尾駅西口	20
上尾駅西口～秀明高校	248
東大宮駅～尾山台団地センター～原市診療所	26
東大宮駅～尾山台団地センター～原市団地北口	75
東大宮駅～原市団地北口～東大宮駅	1,433
東大宮駅～尾山台団地～東大宮駅	107
東大宮駅～原市団地中学校入口	54

資料 東武バスウエスト(株)
朝日自動車(株)
丸建自動車(株)

(出典) 統計あげお平成30年版

【ぐるっとくんの年間利用者数】

(単位：人)

路線	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大石桶川線 H28.2.1 開始	36,464	36,645	37,396
大石領家北上尾線 H28.2.1 開始	39,284	44,590	47,941
平方丸山公園線 H28.2.1 開始	29,651	28,420	28,641
平方小敷谷循環 H28.2.1 開始	53,030	48,778	50,991
大谷循環 H28.2.1 開始	128,472	131,384	139,315
上平箕の木循環 H28.2.1 開始	26,963	28,722	30,147
上平菅谷北上尾線 H28.2.1 開始	34,232	37,050	38,215
原市平塚循環 H28.2.1 開始	49,456	55,168	60,402
原市瓦葺線 H28.2.1 開始	29,923	32,325	35,214
合計	427,475	443,082	468,262

(出典) 上尾市交通防犯課資料

【主要道路交通量（平日）】

路線名	交通量観測地点	12・24 観測時間の別	昼間12時間自動車類 交通量上下合計			24時間自動車類 交通量上下合計		
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
一般国道17号	上尾市東町2丁目3-16	24	26,910	5,901	32,811	42,621	12,413	55,034
	上尾市堤崎101番地1先		10,904	1,661	12,565	14,776	2,113	16,889
さいたま菖蒲線	上尾市原市1005-12	12	9,076	1,203	10,279	11,865	1,703	13,568
	上尾市平塚2151-1		10,332	1,544	11,876	13,716	2,198	15,914
川越上尾線	上尾市平方525	12	12,718	3,223	15,941	17,447	4,233	21,680
さいたま鴻巣線	上尾市泉台3丁目2-9	12	8,572	771	9,343	10,966	1,180	12,146
鴻巣福川さいたま線	上尾市上65-5	12	8,993	407	9,400	11,544	864	12,408
	上尾市栄町5番地28先		8,416	977	9,393	10,956	1,443	12,399

※調査日は平成27年9月～11月の平日中で任意に選定。

(出典) 統計あげお平成30年版

調査期間は午前7時から午後7時までの12時間又は午後7時までの24時間。

【自動車登録台数】

7 自動車登録台数

単位：台

年	総数	貨物自動車			バス	乗用車		特種用途車
		普通	小型			普通	小型	
			4輪	3輪				
平成26年	79,943	2,679	4,804	-	237	31,514	39,413	1,296
27	79,485	2,853	4,806	-	243	31,589	38,679	1,315
28	79,223	2,963	4,807	-	237	32,023	37,857	1,336
29	79,195	2,954	4,859	-	243	32,561	37,235	1,343
30	79,119	3,007	4,884	-	248	33,090	36,547	1,343

資料 埼玉県自動車税事務所

注 各年4月1日現在

8 軽自動車登録台数

単位：台

年度	区分	総数	原動機付自転車			軽自動車				小型特殊		2輪 小型 自動車	ミニ カー
			第1種 (50cc 以下)	第2種		2輪車	3輪車	4輪車		耕運機	特殊 作業 用		
				(51～ 90cc)	(91～ 125cc)			乗用車	貨物車				
26	総数	47,803	8,292	536	1,815	2,434	1	24,833	6,409	336	455	2,609	83
	課税台数	47,398	8,024	506	1,757	2,432	1	24,821	6,387	329	455	2,607	79
	非課税台数	93	12	19	26	1	-	11	21	1	-	2	-
27	総数	48,946	8,064	507	1,909	2,424	1	26,170	6,351	338	484	2,620	78
	課税台数	48,474	7,784	478	1,851	2,416	1	26,131	6,302	334	483	2,616	78
	非課税台数	96	12	19	26	1	-	12	22	1	-	3	-
28	総数	49,861	7,803	498	2,042	2,414	-	27,247	6,350	337	500	2,583	87
	課税台数	48,946	7,529	475	1,968	2,397	-	26,878	6,208	335	499	2,570	87
	非課税台数	94	12	14	31	1	-	12	20	1	-	3	-
29	総数	50,071	7,432	487	2,089	2,383	-	27,895	6,273	345	495	2,587	85
	課税台数	49,399	7,188	466	2,019	2,371	-	27,688	6,173	342	494	2,576	82
	非課税台数	88	12	13	32	1	-	12	14	1	-	3	-
30	総数	50,368	7,118	472	2,120	2,380	-	28,554	6,157	356	486	2,640	85
	課税台数	49,917	6,893	454	2,062	2,370	-	28,494	6,091	352	486	2,633	82
	非課税台数	85	9	13	32	2	-	13	12	1	-	3	-

(出典) 統計あげお平成30年版

3. 環境を取り巻く現状の整理

1) 国内外の動向

(1) 温室効果ガス削減

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約であるパリ協定では、世界が目指す目標として、「産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑える」(さらに努力目標として1.5度未満に抑える)、「2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」という2つの目標が掲げられています。

日本においては、2015年7月に決定した「日本の約束草案」において、「2030年度に2013年度比▲26%(2005年度比▲25.4%)の水準」の温室効果ガス削減を目標としています。(2014年(平成26年)11月に国連は、世界の平均気温は1880年から2012年の間に0.85℃上昇し、今世紀末には気温が最4.8℃上昇すると予測しています。)

この目標は、地方自治体が策定する「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」における、温室効果ガス排出量の総量削減目標の基準の一つとなっています。

(2) SDGs への貢献

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。また、経済、社会、環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

日本においても、2016年12月にSDGs推進本部により「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定されました。これは、日本が2015年9月に国連で採択された「2030アジェンダ」を実施し、2030年までに日本国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置づけられます。2019年9月に開催されたSDGsサミットにおいて安倍総理は「次のSDGsサミットまでに国内外における取組をさらに加速させる」との決意を表明しています。また、SDGs推進の観点からは、同じく2015年に採択された仙台防災枠組2015-2030と国連気候変動枠組条約締約国会議によるパリ協定、さらには生物多様性条約による生物多様性戦略計画・愛知目標等への貢献も進めることが重要であり、SDGsに係るこれらの国内外における最新の動向を踏まえ日本の取組の方向性を示すため、令和元年12月に実施指針が改定されました。

改定された実施指針に基づき、「SDGsアクションプラン2020」が策定され、優先課題8分野における2030年における目標達成に向けた取組方針が示されています。

【2030アジェンダに掲げられる5つのPと8つの優先課題】

People(人間)	1. あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現 2. 健康・長寿の達成
Prosperity(繁栄)	3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet(地球)	5. 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会 6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
Peace(平和)	7. 平和と安全・安心社会の実現
Partnership(パートナーシップ)	8. SDGs 実施推進の体制と手段

(3) 地域循環共生圏の構築

第5次環境基本計画においては、私たちが目指すべき持続可能な社会の姿として、「循環共生型の社会」を提言しています。これは、ICT等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現すること、そして健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現するというものです。

環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の一つが「地域循環共生圏」であり、日本発の脱炭素化、SDGsの実現に向けた考え方としています。

○地域循環共生圏の意義

「地域循環共生圏」は、環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念です。

各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方です。

「地域循環共生圏」では、それぞれの地域が自立しながら多様性を生かしつつ、互いにつながる事が重要です。それぞれの地域の特性に応じて近隣地域と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・川・海の連環））や経済的つながり（人、資金等））をパートナーシップにより構築していくことで、地域資源を補完し合うことが必要となります。

地域資源には、その地域のエネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積等に加えて、文化、風土、組織、コミュニティなど様々なものが含まれます。

地域が持続可能であるためには、経済社会活動によって地域資源が損なわれないようにする必要があり、地域資源を維持した上で、質を向上させることが重要となります。



資料：環境省

(4) 循環型社会形成への取組

2018年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定しています。循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画においては、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進しています。

(本市においても伊奈町とのごみ処理施設の後継施設を共同で建設するための協議を進めています。)

また、本閣議決定を受け、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R + Renewable (再生可能資源への代替) を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されています。

(5) 気候変動への適応

近年、国内外で異常気象が頻発しています。国内では、2017年の「平成29年7月九州北部豪雨」において、福岡県、大分県等の同じ場所に猛烈な大雨が降り続け、42名(2018年1月16日時点)が犠牲となる記録的な豪雨となりました。世界的にも異常気象が頻発しています。2017年には、ハリケーンにより米国南東部からカリブ海諸国にかけての地域において190名以上の犠牲者が出ました。世界気象機関(WMO)は、これらの異常気象は長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表しています。

このような背景を受け、2018年6月に「気候変動適応法」が成立しています。温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪であるということを基本とし、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化しています。地域での適応の強化策としては、都道府県及び市町村における地域気候変動適応計画策定の努力義務化や、地域における適応の情報収集・提供等を行う拠点(地域気候変動適応センター)機能を担う体制の確保などが挙げられています。

(6) 省エネルギーへの取組、再生可能エネルギーの導入拡大

2018年7月閣議決定した「第5次エネルギー計画」においては、「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むこと」等を原点として、2030年、2050年に向けたエネルギー施策の方針を示しています。

2030年に向けた方針としては、温室効果ガス26%削減に向け、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組を行うなどとしています。2050年に向けては、温室効果ガス80%削減を目指し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を行うなどとしています。

①業務・家庭部門における省エネルギーの強化

業務・家庭部門において高い省エネルギー効果が期待されるのは、建築物・住宅の省エネルギー化であり、第5次エネルギー基本計画では、今後は、将来の建築物の省エネルギー性能の標準とすることを見据え、非住宅建築物については、2020年までに国を含めた新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指し、住宅については、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指す、とされています。

②運輸部門における多様な省エネルギー対策の推進

同計画においては、次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割とすることを目指しています。また、車両等の省エネルギー化のみならず、鉄道駅や道路などの施設においても、省エネルギー機器の導入や照明のLED化を通じた省エネルギー化を目指すとしています。

③産業部門等における省エネルギーの加速

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）では、エネルギー消費効率の年1%改善を努力目標としていましたが、これに加え、業種別にエネルギー消費原単位等の目標を設定する産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の導入が進められています。同制度は既に12業種16分野に導入されており、エネルギー消費で産業・業務部門の7割をカバーすることを目指し、引き続き導入業種が拡大されます。また、特定事業者からの報告に基づいて事業者をクラス分けし、クラスに応じた対応を行う事業者クラス分け評価制度については、改善状況が芳しくない事業者への対応の強化やクラス分けの細分化等、更にメリハリのある対応を検討するとされています。

④再生可能エネルギーの導入拡大

2012年7月のFIT制度開始以降、2017年3月末までに、大規模水力を除く発電を開始した再生可能エネルギー発電設備は制度開始前と比較して設備導入量が2.7倍に増加するなど着実に導入が進んでいます。一方、地域との共生や発電事業終了後の設備廃棄に関する地元の懸念に加え、小規模電源を中心に将来的な再投資が滞るのではないかといた長期安定的な発電に対する懸念も明らかとなってきています。

国においては、本制度の在り方等について2020年度末までの間に抜本的な見直しを行うとしており、動向について注視する必要があります。

再生可能エネルギーの活用は、CO₂排出量の抑制に加え、災害時における自律分散型の緊急電源としての利用価値も高く、災害に強いまちづくりを進めるうえでも導入拡大が求められています。

(7) 生物多様性の保全

生物多様性国家戦略（2012-2020）では日本国内の生物多様性の危機の構造を①人間活動や開発②自然に対する働きかけの減少③外来生物④地球温暖化の4つの要因に整理

しています。2016年に行われた「第2回生物多様性総合評価」においては、これらの4要因については依然として改善されていないとされています。地球温暖化による影響は今後さらに深刻になると予想されています。

また、人口減少等により、これまで人の手が入ることにより維持されてきた里地里山の景観が失われ、生物多様性のみならず生態系サービスが低下する可能性があると考えられています。

2020年を目標年とする愛知目標は、生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）（2018年）で決定された決定プロセスに従い、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標がCOP15（2020年／中国）で決定されることとなります。

「温室効果ガス削減」、「省エネルギー社会の実現」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「生物多様性の保全」、「気候変動適応」、「地域循環共生圏の構築」、「SDGsへの貢献」などといった取組への対応が国内外から求められています。

【参考】【環境問題の国内外の動向】

2011年（平成23年）	3月	東日本大震災発生
2012年（平成24年）	9月	「生物多様性国家戦略」閣議決定
2015年（平成27年）	10月	「日本の約束草案」決定 (温室効果ガスを2030年に2013年度比で26.0%削減)
2015年（平成27年）	9月	「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
2015年（平成27年）	11月	「気候変動の影響への適応計画」策定
2015年（平成27年）	12月	「パリ協定」合意（第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21））
2016年（平成28年）	5月	政府「地球温暖化対策計画」策定
2016年（平成28年）	12月	「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」決定
2018年（平成30年）	4月	「第5次環境基本計画」閣議決定
2018年（平成30年）	6月	「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 6月「気候変動適応法」成立
2018年（平成30年）	7月	「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
2018年（平成30年）	11月	「気候変動適応計画」閣議決定

2) 埼玉県の動向

埼玉県においては、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図り、同条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため環境基本計画を策定しています。計画の期間は、平成 24 年度から令和 3 年度までとなっています。計画の概要は以下の通りです。

【埼玉県環境基本計画の概要】

長期的な目標	施策の方向	主な指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成33年度)
新たなエネルギーが普及した 自立分散型の低炭素社会づくり	1 新たなエネルギー社会の構築	・県全体の温室効果ガスの排出量 ・次世代自動車の普及割合	3,849万t-CO ₂ 11%	3,363万t-CO ₂ 33%
	2 地球温暖化対策の総合的推進			
	3 ヒートアイランド対策の推進			
限りある資源を大切にす循環型 社会づくり	4 廃棄物の減量化・循環利用の推進	・一般廃棄物の1人1日当たりの 最終処分量 ・産業廃棄物の最終処分量(年間)	47g/人・日 192 kt	43g/人・日 172 kt
	5 廃棄物の適正処理の推進			
	6 水循環の健全化と地盤環境の保全			
恵み豊かなみどりや川に彩られ、 生物の多様性に富んだ自然共生社 会づくり	7 川の保全と再生	・アユが棲める水質(BOD 3mg/L 以下)の河川の割合 ・身近な緑の創出面積	89%	93% 250ha
	8 みどりの保全と再生			
	9 森林の整備と保全			
	10 生物多様性の保全			
安心・安全な環境保全型社会づく り	11 大気環境の保全	・微小粒子状物質(PM _{2.5})の 濃度	13.6 μg/m ³	12.0 μg/m ³
	12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止			
	13 化学物質・放射性物質対策の推進			
	14 身近な生活環境の保全			
	15 環境分野の災害への備えの推進			
環境の保全・創造に向けて各主体 が取り組む協働社会づくり	16 環境と経済発展の好循環の創出	・地域清掃活動団体の登録数 《累計》 ・環境アドバイザー、環境教育アン スタント、環境学習応援隊の派遣回 数(年間)	531 団体 237 回	830 団体 300 回
	17 環境と共生する地域づくりの推進			
	18 連携・協働による取組の拡大			
	19 環境を守り育てる人材育成			
	20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進			

また、地球温暖化対策を推進するため、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050 (埼玉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編))」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて目標設定型排出量取引制度など各種の施策を進めています。

計画の期間、は平成 21 年度(2009 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの 12 年間となっています。

温室効果ガスの削減目標は 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を 2005 年比 21%とし、目標達成に向けて 7 つのナビゲーションを設けています。

【温暖化対策の 7 つのナビゲーション】

1. 低炭素型で活力ある産業社会づくり
2. 低炭素型ビジネススタイルへの転換
3. 低炭素型ライフスタイルへの転換
4. 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換
5. 低炭素で潤いのある田園都市づくり
6. 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策)
7. 低炭素社会への環境教育の推進

削減が進んでいない部門への対策として、計画期間後半には以下の3つの項目を最重点施策として位置付けています。

<最重点 1. 家庭部門の省エネ化を進める>

省エネ技術の進展を活用し、生活の質を低下させることなく省エネを進めます。

(具体的な取組)

省エネ家電・設備等の普及促進

住宅の省エネ対策の推進

環境負荷の少ない住まい方・暮らし方の促進

<最重点 2. 運輸部門の低炭素化を進める>

運輸・交通手段の転換を促し、運輸部門から排出されるCO₂抑制を図ります。

(具体的な取組)

EV・PHVなど次世代自動車の普及促進

営業用自動車のエコ化促進

自転車活用社会への転換促進

再生可能エネルギーの利用普及

<最重点 3. 再生可能エネルギーの活用と産業の発展の好循環をつくる>

再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、関連する先端産業発展との好循環を創出します。

(具体的な取組)

多様な再生可能エネルギーの活用

水素社会の実現など分散型エネルギー社会の構築

環境・エネルギー分野等の先端産業の育成

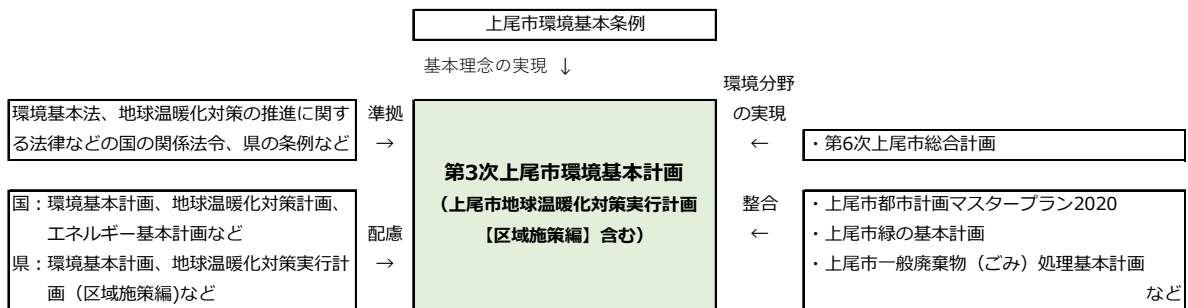
3) 上尾市の関連計画等との関係

本計画は、上尾市環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。

上尾市環境基本条例の基本理念と上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図ります。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。



年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
内容・計画期間																
	第2次上尾市環境基本計画（2011～2020）					第3次上尾市環境基本計画										
					改定作業											
	第5次上尾市総合計画（2011～2020）					第6次上尾市総合計画										
					改定作業											
	上尾市都市計画マスタープラン2010					上尾市都市計画マスタープラン2020										
					改定作業											
	上尾市緑の基本計画（2010～2030）															
	上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2016～2025）															
								見直し								

市の関連計画の策定状況をみると、総合計画、都市計画マスタープランの見直しが同時期に行われており、整合性のある計画づくりを行う必要があります。

【参考】上尾市環境基本条例（一部抜粋）

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

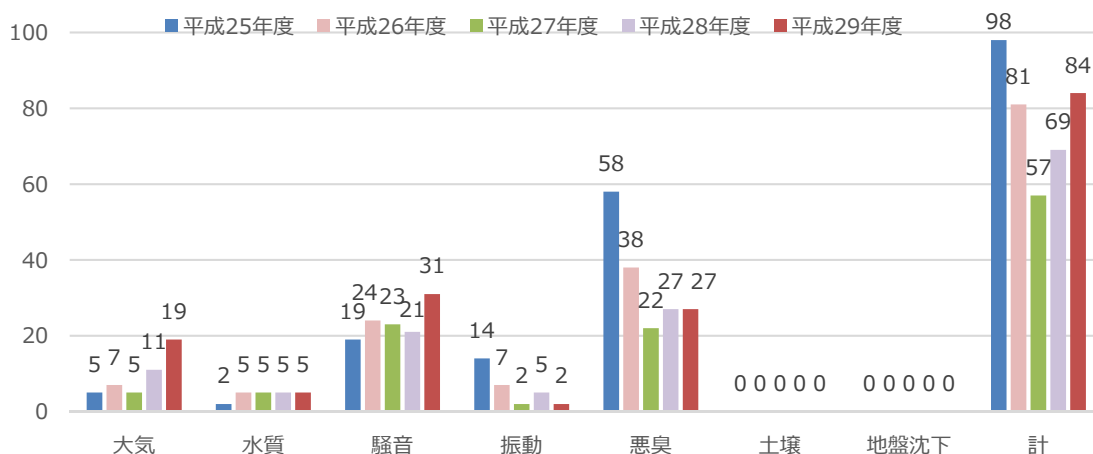
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4. 上尾市の環境分野の現状

1) 公害種別別苦情件数（典型7公害）

公害種別別の苦情件数についてみると、大気汚染、騒音に対する苦情が増加傾向にあります。また、悪臭については、平成25年度の58件から平成29年度の27件へと件数は減少していますが、他の公害に比べ件数が多くなっています。土壌汚染、地盤沈下への苦情は近年ありません。

【公害種別別苦情件数（典型7公害）】



(出典) 統計あげお平成30年版

2) 大気

① 二氧化硫 (SO₂※)

SO₂の年平均値は、平成25年度以降低レベルで推移しており、環境基準値を超えることはありませんでした。

【二氧化硫 (SO₂年間値) の経年変化】

年 度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数(日)
				時間	%	時間	%				
平成25年度	363	8,659	0.001	-	0.0	-	0.0	0.008	0.003	無	-
26	365	8,657	0.002	-	0.0	-	0.0	0.007	0.003	無	-
27	362	8,608	0.001	-	0.0	-	0.0	0.006	0.003	無	-
28	365	8,658	0.001	-	0.0	-	0.0	0.010	0.002	無	-
29	364	8,649	0.001	-	0.0	-	0.0	0.009	0.002	無	-

測定局：浅間台大公園 (出典) 統計あげお平成30年版

※SO₂：石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄(S)が酸化されて発生するもので、四日市喘息等のいわゆる公害病の原因物質であるほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質ともなる。環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

②光化学オキシダント (OX[※])

環境基準値である、1時間値 0.06ppm を超えた日数についてみると、平成 25 年度から平成 28 年度にかけては低減傾向にありましたが、平成 29 年度に増加しており、平成 29 年度では 106 日、光化学スモッグ注意報の発令基準値である 0.12ppm を超えた日数は 7 日となっています。

【光化学オキシダント (OX 年間値) の経年変化】

年 度	昼間測定 日数(日)	昼間測定時間 (時間)	昼間1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間1時間値が 0.12 ppm以上の 日数と時間数		昼間の1時間値の 最高値(ppm)	昼間の日最高1時 間値の年平均値 (ppm)
			日	時間	日	時間		
平成25年度	365	5,416	116	609	8	14	0.146	0.053
26	365	5,408	110	645	9	19	0.155	0.055
27	363	5,390	98	522	9	15	0.164	0.052
28	365	5,430	89	451	1	2	0.140	0.049
29	363	5,388	106	535	7	10	0.158	0.052

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成 30 年版

※OX：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。環境基準は1時間値が0.06ppm以下であること。

③一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)及び窒素酸化物[※](NO+NO₂)

二酸化窒素(NO₂)の1時間値の最高値をみると、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて低減傾向にありましたが、平成 28 年度、29 年度と微増しています。日平均の 98% 値では環境基準を下回っています。

【一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)及び窒素酸化物(NO+NO₂)の経年変化】

項 目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一 酸 化 窒 素	有効測定日数	日	362	364	365	365	364
	測定時間	時間	8,641	8,650	8,670	8,648	8,648
	年平均値	ppm	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.146	0.099	0.115	0.110	0.103
二 酸 化 窒 素	有効測定日数	日	362	364	365	364	364
	測定時間	時間	8,641	8,650	8,670	8,648	8,648
	年平均値	ppm	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.069	0.060	0.055	0.057	0.061
	日平均値の年間98%値	ppm	0.030	0.026	0.026	0.025	0.026
窒 素 酸 化 物	有効測定日数	日	362	364	365	364	364
	測定時間	時間	8,641	8,650	8,670	8,648	8,648
	年平均値	ppm	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013
	1時間値の最高値	ppm	0.185	0.150	0.155	0.160	0.136

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成 30 年版

※窒素酸化物：ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の形で大気中に存在している。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様で、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。二酸化窒素（NO₂）の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。98%値が、日平均値の環境基準の上限である0.06ppm以下であることが、環境基準に適合するための条件。

④ PM2.5

平成29年度の微小粒子状物質(PM2.5[※])についてみると、年平均値、日平均値の年間98%値については、環境基準を下回っていますが、日平均値が35 μ g/m³を超えた日数が6日ありました。

【PM2.5の経年変化】

項 目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
P M 2 . 5	有効測定日数	日	-	-	-	108	363
	年平均値	μ g/m ³	-	-	-	13.5	12.9
	日平均値の年間98%値	μ g/m ³	-	-	-	40.1	30.3
	日平均値が35.0 μ g/m ³ を超えた日数	日	-	-	-	3	6

測定局：浅間台大公園（出典）統計あげお平成30年版

※PM2.5：大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が概ね2.5 μ m以下の粒子をいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えているとされている。環境基準は、年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が35 μ g/m³以下であること。

3) 水質

【芝川】

主要河川の水質について、生活環境の保全に関する項目についてみると、芝川における4地点のうち、芝川上流（菅谷433地先）については、生物化学的酸素要求量（BOD）が直近の5年間で各年とも環境基準を超えています。

河川名	芝川上流 (菅谷433地先)			芝川上流 (上郷橋)			芝川中流 (道三橋)			芝川下流 (日の出橋)		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	7.40	28.00	8.80	6.70	7.00	12.00	7.00	5.90	17.30	7.00	5.10	7.60
平成26年度	6.90	13.00	5.75	6.90	4.60	6.75	7.10	4.30	12.50	7.20	4.70	8.16
平成27年度	7.00	17.00	6.00	6.90	3.60	6.25	7.20	5.50	17.50	7.30	5.10	8.33
平成28年度	7.00	21.00	8.50	6.90	2.80	7.75	7.20	5.50	20.50	7.30	5.80	10.25
平成29年度	7.20	13.00	9.75	6.90	2.00	4.00	7.30	4.00	20.00	7.40	4.70	8.92

(出典) 上尾市資料

(環境基準類型 D)

水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊性物質 (SS)
6.0~8.5	≤8	≤100

【原市沼川】

原市沼川における2地点については、各年とも環境基準を超える項目はありません。

河川名	原市沼川上流 (上平橋)			原市沼川下流 (境橋)		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	6.70	4.60	5.75	7.00	2.90	19.25
平成26年度	6.80	4.40	5.50	7.20	1.80	8.50
平成27年度	6.80	3.80	<3.5	7.20	2.30	15.75
平成28年度	6.80	4.00	3.80	7.30	1.70	17.75
平成29年度	6.80	3.20	3.00	7.30	1.80	11.25

(出典) 上尾市資料

(環境基準類型 C)

水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊性物質 (SS)
6.5~8.5	≤5	≤50

※流入する綾瀬川の環境基準類型に準じて評価しています。

【鴨川】

鴨川における3地点については、平成25年度の鴨川中流（富士見橋）において、生物化学的酸素要求量（BOD）において環境基準を超えましたが、以降、各年とも環境基準を超える項目はありません。

河川名	鴨川上流（鴨川中央公園脇）			鴨川中流（富士見橋）			鴨川下流（山の下橋）		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	6.90	1.60	4.30	7.1	5.1	10.3	7.1	3.1	8
平成26年度	7.20	1.30	4.25	7.3	4.1	8.25	7.3	3.2	8.75
平成27年度	7.20	1.40	3.00	7.3	2.4	6	7.4	3.1	6.5
平成28年度	7.40	0.60	2.50	7.4	4.5	7	7.5	4.1	8.8
平成29年度	7.40	2.10	2.00	7.4	3.4	8.25	7.5	2.8	5.5

（出典）上尾市資料

（環境基準類型 C）

水素イオン濃度（PH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊性物質（SS）
6.5～8.5	≤5	≤50

【江川】

江川下流（宮下樋管）については、生物化学的酸素要求量（BOD）の値が直近5か年において環境基準を超えています。

河川名	江川下流（宮下樋管）		
	PH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)
平成25年度	7.20	2.60	12.50
平成26年度	7.40	2.90	9.75
平成27年度	7.50	3.10	13.75
平成28年度	7.60	3.50	10.75
平成29年度	7.50	3.00	7.90

（出典）上尾市資料

（環境基準類型 A）

水素イオン濃度（PH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊性物質（SS）
6.5～8.5	≤2	≤25

※流入する荒川の環境基準類型に準じて評価しています。

4) 騒音・振動

①騒音

自動車騒音の常時監視結果についてみると、2017年度に以下の3地点で騒音の測定を行った結果、夜間において、いずれの地点においても環境基準を超える結果となっています。

【自動車騒音の常時監視結果】

測定地点の住所		上尾市上町 2-14-19	上尾市大字原市 4169-3	上尾市大字原市 3420-4
対象道路	路線名	一般国道 17 号	さいたま菖蒲線	さいたま栗橋線
	車線数	4	4	4
	道路種別	一般国道	都道府県道	都道府県道
測定年月日	開始	2018/1/10	2018/1/18	2018/2/6
	終了	2018/1/11	2018/1/19	2018/2/7
測定位置 (m)	車道端距離	2	3.5	4
	道路敷地境界距離	0	0	0
	地上高さ	1.2	1.2	1.2
騒音 (dB)	昼間	69	69	69
	夜間	69	66	67

(出典) 生活環境課

上記 3 路線については、以下の幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）が適用されます。

【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)】

地域の区分	昼	夜間
	6:00AM～ 10:00PM	10:00PM～ 6:00AM
屋外	70dB 以下	65dB 以下

(出典) 上尾市環境白書

②振動

道路交通振動測定結果についてみると、2017年度に以下の3地点で計測を行った結果、昼間、夜間ともいずれの地点でも環境基準を下回っています。

【道路交通振動測定結果】

測定地点の住所		上尾市上町 2-14-19	上尾市大字原市 4169-3	上尾市大字原市 3420-4
対象道路	路線名	一般国道 17 号	さいたま菖蒲線	さいたま栗橋線
	車線数	4	4	4
	道路種別	一般国道	都道府県道	都道府県道
	区域区分	第 1 種区域	第 1 種区域	第 1 種区域
測定年月日	開始	2018/1/10	2018/1/18	2018/2/6
	終了	2018/1/11	2018/1/19	2018/2/7
振動 (dB)	昼間	55	51	53
	夜間	55	44	53

(出典) 生活環境課

【環境基準】

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	第 1 種区域	65dB
第 2 種区域	70dB	65dB

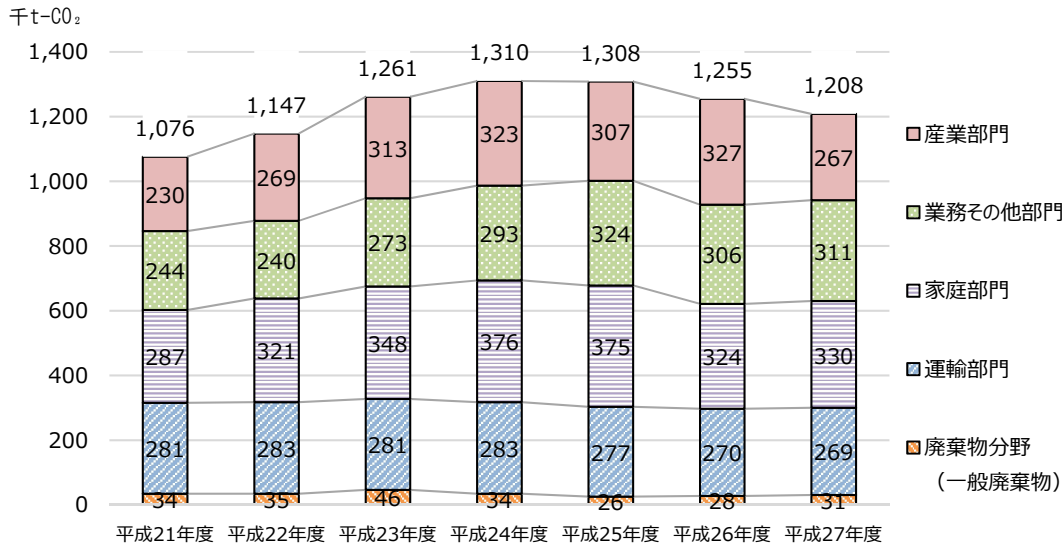
(出典) 振動規制法施行規則第 12 条より抜粋

5) 温室効果ガス

① 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化

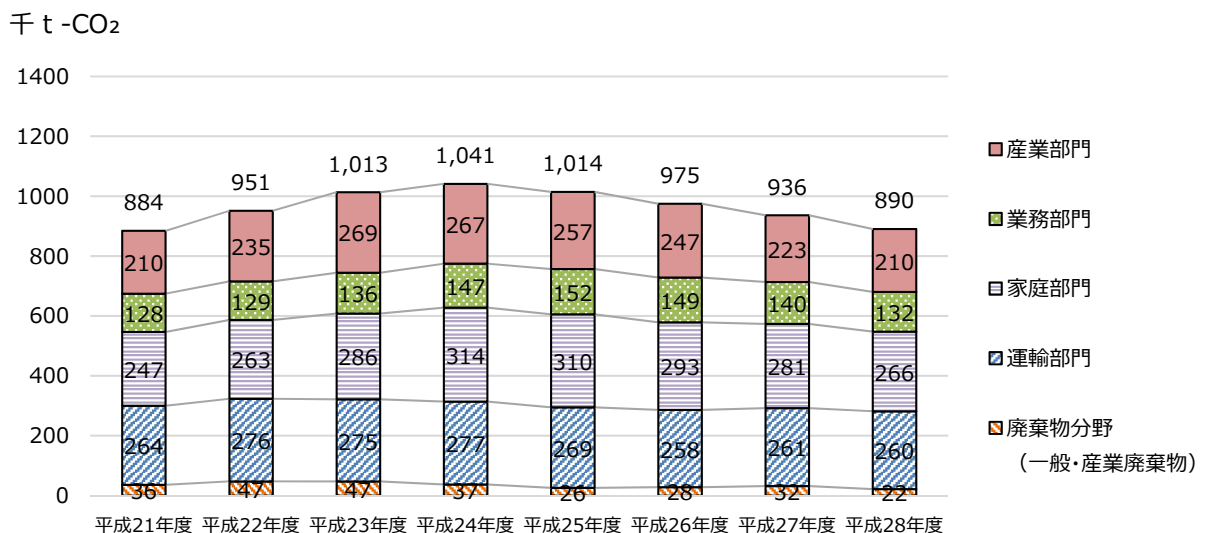
環境省の示す標準的手法及び埼玉県的手法による部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化についてみると、ともに平成21年度から平成24年度にかけて排出量は増加し、平成24年度以降は減少傾向にあります。両手法において、排出量の数値に違いが見られますが、これは埼玉県的手法において、より県内の自治体の実態に合わせた統計データを用いて算出を行っているためです。

【標準的手法による温室効果ガス（CO₂）排出量】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【埼玉県の手法による温室効果ガス（CO₂）排出量】



(出典) 埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

② 特定事業所の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化

特定事業所における温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化についてみると、市内の特定事業所の箇所数は、平成 21 年度に比べ平成 27 年度では産業部門において 2 箇所、業務その他部門において 1 箇所増加し、合計 12 箇所から 15 箇所へと 3 箇所増加しています。特定事業所における温室効果ガス（CO₂）排出量についてみると、特定事業所が 15 箇所の年度で見ると、平成 27 年度が一番少なくなっています。

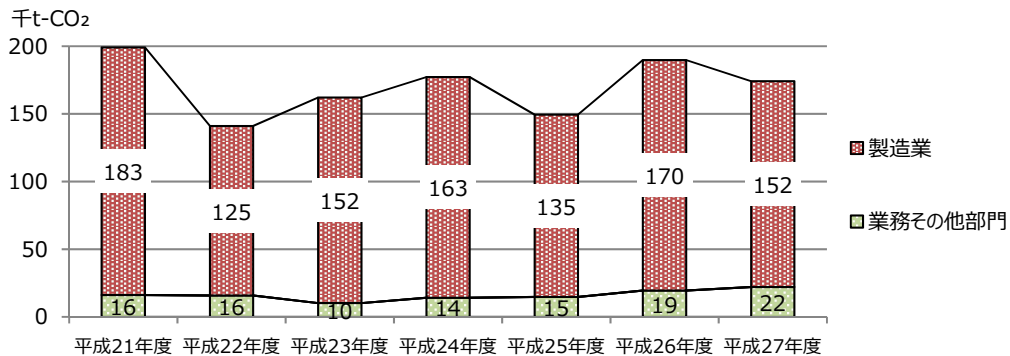
特定事業所における、温室効果ガス（CO₂）排出量のカバー率についてみると、平成 27 年度において、全体の 19%、産業部門の 68%、業務その他部門の 16%を占めています。

【本市における特定事業所の箇所数】

部門	特定事業所数（箇所）						
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合計	12	13	14	15	14	15	15
産業部門	8	9	11	11	10	10	10
製造業	8	9	11	11	10	10	10
建設業・鉱業	0	0	0	0	0	0	0
農林水産業	0	0	0	0	0	0	0
業務その他部門	4	4	3	4	4	5	5

（出典）環境省「自治体排出量カルテ」

【特定事業所における温室効果ガス（CO₂）排出量】



（出典）環境省「自治体排出量カルテ」

※「特定事業所」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づくエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl/年以上である事業所。

【特定事業所における温室効果ガス（CO₂）カバー率】

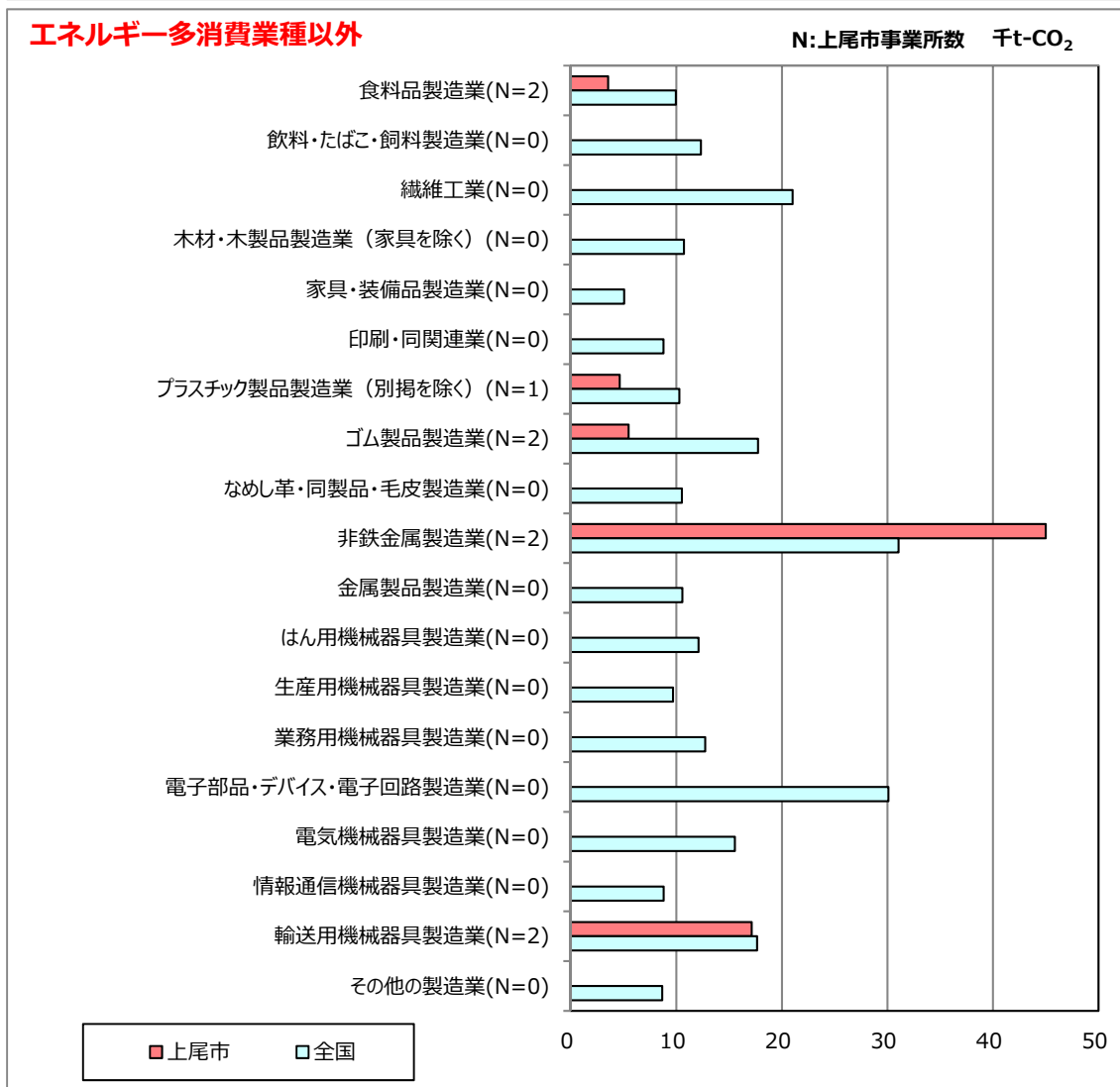
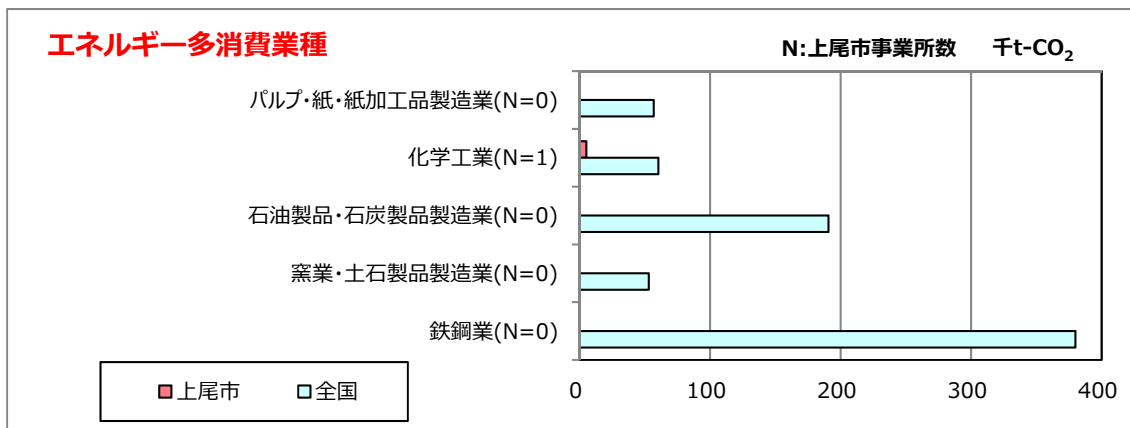
部門・分野	平成27年度 排出量 (千t-CO ₂)	平成27年度		
		構成比	特定事業所の排出量 (千t-CO ₂)	特定事業所のカバー率
合計	936	100%	174	19%
産業部門	223	24%	152	68%
製造業	211	23%	152	72%
建設業・鉱業	10	1%	0	0%
農林水産業	2	0%	0	0%
業務その他部門	140	15%	22	16%
家庭部門	281	30%		
運輸部門	261	28%		
自動車	254	27%		
鉄道	7	1%		
廃棄物分野（一般廃棄物）	31	3%		

（出典）環境省「自治体排出量カルテ」

③ 特定事業所 1 事業所当たりの温室効果ガス (CO₂) 排出量

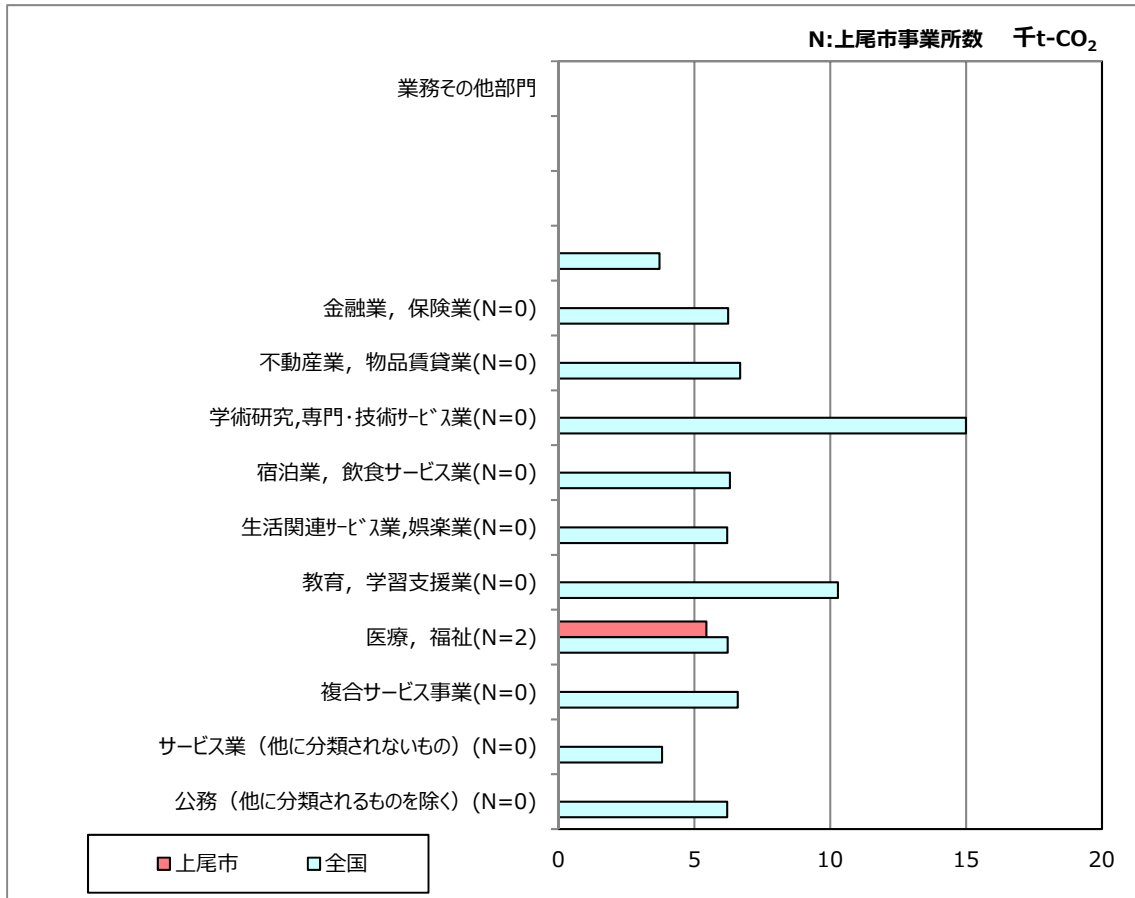
特定事業所 1 事業所当たりの温室効果ガス (CO₂) 排出量についてみると、非鉄金属製造業における、排出量が全国平均値を上回っています。

【産業部門 (製造業) 中分類別 1 事業所当たりの排出量(全国平均値との比較)(平成 27 年度)】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【業務その他部門大分類別 1 事業所当たりの排出量(全国平均値との比較)(平成 27 年度)】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【特定事業所集計】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) (平成26年4月1日施行)		特定事業所数 (単位: 箇所)							特定事業所排出量 (単位: 千t-CO ₂)						
大分類	中分類	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
合計		12	13	14	15	14	15	15	199	141	162	177	149	190	174
E	製造業	8	9	11	11	10	10	10	183	125	152	163	135	170	152
	業務その他部門	4	4	3	4	4	5	5	16	16	10	14	15	19	22
	製造業	8	9	11	11	10	10	10	183	125	152	163	135	170	152
E	9 食料品製造業	2	3	3	2	3	2	2	8	11	10	8	12	9	7
	16 化学工業			1	1	1	1	1			4	5	5	5	5
	18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	1	1	1	1	1	1	1	5	5	4	5	5	5	5
	19 ゴム製品製造業	2	2	2	3	2	2	2	9	8	5	12	12	12	11
	23 非鉄金属製造業	2	1	2	2	2	2	2	118	55	80	88	98	101	90
	31 輸送用機械器具製造業	1	2	2	2	1	2	2	43	46	49	46	2	38	34
I	卸売業, 小売業	2	2	1	2	2	3	3	8	8	3	6	6	8	11
	56 各種商品小売業	2	2	1	2	2	3	3	8	8	3	6	6	8	11
P	医療, 福祉	2	2	2	2	2	2	2	8	8	7	8	9	11	11
	83 医療業	1	1	1	1	1	1	1	5	4	4	5	6	8	8
	85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3

(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

6) エネルギー

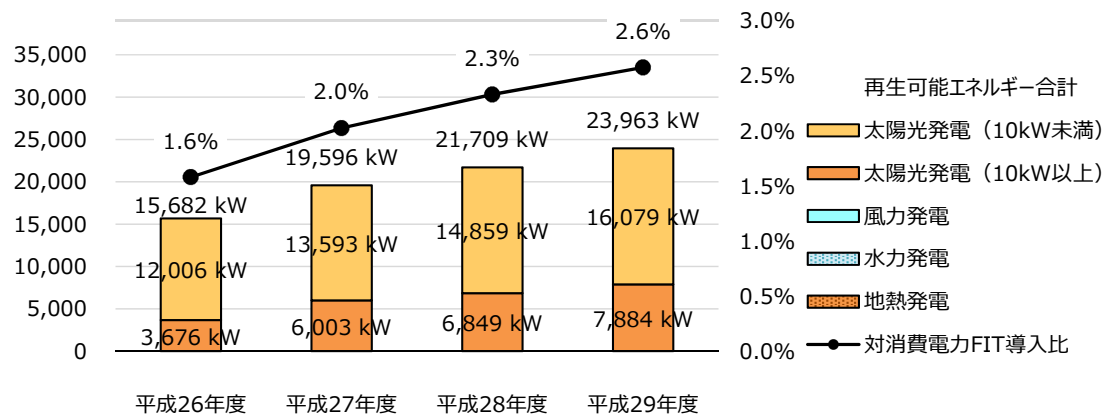
① 地方公共団体の FIT 制度*による再生可能エネルギー（電気）の現状把握

本市における FIT 制度による再生可能エネルギーの導入容量累積についてみると、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて太陽光発電が約 8,000kW 増加しています。

風力、その他の発電の実績はありませんでした。

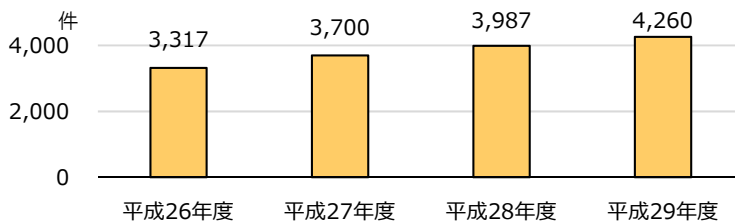
対消費電力の割合をみると、平成 26 年度の 1.6%から平成 29 年度 2.6%へ増加しています。また、太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数累積についてみると、平成 26 年度の 3,317 件から平成 29 年度には 4,260 件へと増加しています。

【再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

【太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数累積の経年変化】



(出典) 環境省「自治体排出量カルテ」

※FIT 制度：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年八月三十日法律第百八号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度

【再生可能エネルギー導入容量について】

再生可能エネルギー導入容量は、FIT 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しております。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本資料の値に含まれません。それ以外の再生可能エネルギー設備は、具体的には以下の設備があります。

- 発電した電気を自家消費で活用する設備（余剰電力を売電しない設備）
- FIT 制度開始以前に導入され FIT 制度への移行認定をしていない設備
- FIT 制度に認定されていても買取を開始していない設備

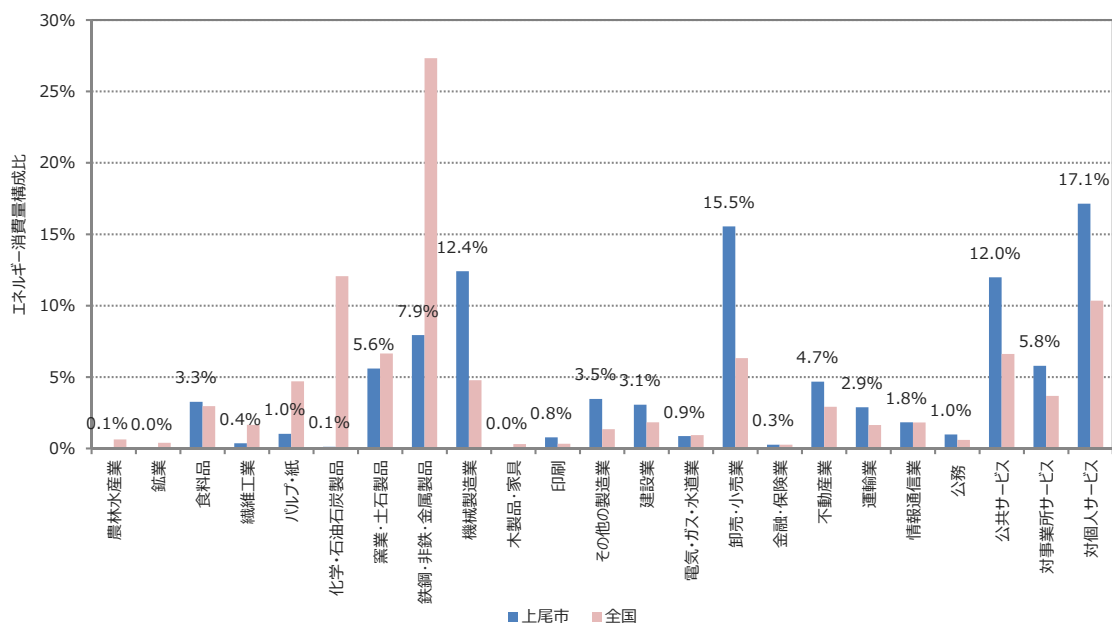
【対消費電力 FIT 導入比】

対消費電力 FIT 導入比は、区域の FIT 制度による再生可能エネルギーの発電電力量を、区域の電気使用量で除した値です。統計資料の公表年度の違いから平成 29 年度の区域の電気使用量は、平成 28 年度の値を用いています。

② 産業別エネルギー消費量構成比

2013年における本市の産業別エネルギー消費量の構成比は、対個人サービス（宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業）のエネルギー消費量の割合が最も多く、次いで卸売・小売業、機械製造業（一般、電気、輸送用、精密機械）の割合が高くなっています。

【産業別エネルギー消費量構成比（2013年）】

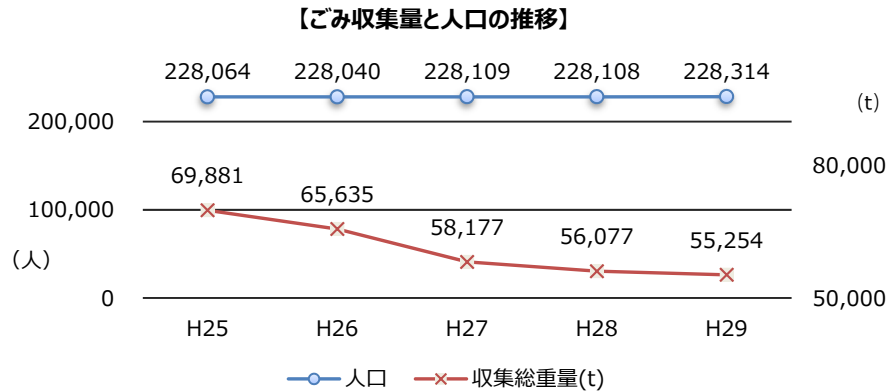


(出典) 環境省「地域経済循環分析ツール」より

7) 廃棄物

①ごみ収集量の推移

ごみ収集量（総重量）についてみると、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて人口は微増しているが、ごみ収集量は 69,881 t から毎年低減傾向にあり、平成 29 年度では 55,254 t と平成 25 年度に比べ 2 割程度減少しています。



(出典) 統計あげお平成 30 年版

②1 人 1 日当たりごみ排出量

平成 28 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)についてみると、県平均の排出量が 867g/人日に対し、本市では 755g/人日となっており、県内では 57 番目となっています。平成 24 年度調査では 905g/人日、県内 22 番目であり、ごみ排出量が減少しています。

【1 人 1 日当たりのごみ排出量 (2016 年度)】

順位	市町村	排出量 (g/人日)	順位	市町村	排出量 (g/人日)	順位	市町村	排出量 (g/人日)
	全 県	867						
1	美 里 町	1,146	22	鳩 山 町	864	43	鴻 巣 市	796
2	本 庄 市	1,138	23	日 高 市	861	44	杉 戸 町	796
3	熊 谷 市	1,114	24	川 口 市	852	45	白 岡 市	791
4	川 島 町	1,074	25	伊 奈 町	851	46	ときがわ町	790
5	深 谷 市	1,042	26	越 谷 市	851	47	嵐 山 町	786
6	秩 父 市	995	27	松 伏 町	848	48	横 瀬 町	781
7	上 里 町	988	28	吉 川 市	845	49	ふじみ野市	780
8	加 須 市	988	29	寄 居 町	841	50	新 座 市	780
9	羽 生 市	980	30	長 瀨 町	837	51	志 木 市	776
10	八 潮 市	975	31	草 加 市	827	52	坂 戸 市	774
11	行 田 市	963	32	鶴ヶ島市	827	53	桶 川 市	772
12	三 郷 市	948	33	飯 能 市	825	54	北 本 市	763
13	神 川 町	947	34	所 沢 市	825	55	皆 野 町	760
14	三 芳 町	937	35	久 喜 市	823	56	朝 霞 市	755
15	春日部市	934	36	狭 山 市	820	57	上 尾 市	755
16	東松山市	917	37	幸 手 市	817	58	滑 川 町	754
17	毛呂山町	905	38	越 生 町	814	59	和 光 市	753
18	戸 田 市	901	39	小 鹿 野 町	807	60	吉 見 町	751
19	さいたま市	891	40	小 川 町	801	61	富 士 見 市	744
20	川 越 市	875	41	宮 代 町	798	62	蓮 田 市	743
21	入 間 市	864	42	蕨 市	796	63	東 秩 父 村	642

8) 文化・景観等

①指定文化財・登録文化財

上尾市の指定・登録文化財は以下の通りです。(令和2年1月1日現在)

(1) 国登録有形民俗文化財

名 称	区 分	登録年月日	所 有 者
上尾の摘田・畑作用具	有形民俗文化財	平成28年3月2日	上尾市

(2) 埼玉県指定文化財

名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
馬蹄寺のモクコク	天然記念物	昭和7年3月31日	馬蹄寺
徳星寺の大カヤ及び暖帯林	天然記念物	昭和48年3月9日	徳星寺
永楽通宝紋鞍 付 鎧一双	工芸品	平成10年3月17日	妙巖寺
殿山遺跡出土旧石器	考古資料	平成12年3月17日	上尾市教育委員会
平方祇園祭のどろいんきょ行事	無形民俗文化財	平成23年3月18日	平方上宿地区

(3) 上尾市指定文化財

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	上尾郷二賢堂跡	史跡	昭和34年1月1日	氷川欽神社
2	山崎武平治碩茂の墓	史跡	昭和34年1月1日	遍照院
3	松下豊前守房利の供養塔	史跡	昭和34年1月1日	放光院
4	森朴斎碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	観音堂
5	西尾隠岐守一族累代の墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
6	伊藤由哉碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
9	柴田七九郎父子の墓	史跡	昭和34年1月1日	今泉共同墓地
10	十一面観世音菩薩坐像 付 胎内仏	彫刻	昭和35年1月1日	清真寺
11	相頓寺三仏	彫刻	昭和35年1月1日	相頓寺
12	絹本着色不動明王図	絵画	昭和35年1月1日	星野家
13	十一面観世音菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	日乗院
14	日光・月光菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院
15	十二神将立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院
16	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	彫刻	昭和35年1月1日	小林寺
17	氷川神社本殿彫刻	彫刻	昭和35年1月1日	氷川神社
18	慶安の禁札	古文書	昭和36年1月21日	十連寺
20	車地藏	有形民俗文化財	昭和37年5月5日	堤崎地区

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
21	月待供養塔	考古資料	昭和 39 年 3 月 1 日	大悲庵
22	月待供養塔	考古資料	昭和 39 年 3 月 1 日	小川家
23	弘長板碑	考古資料	昭和 39 年 3 月 1 日	楞嚴寺
24	紙本着色釈迦三尊像図	絵画	昭和 40 年 3 月 1 日	馬蹄寺
25	家康朱印状等古文書	古文書	昭和 40 年 3 月 1 日	徳星寺
26	古墳出土銅鏡	考古資料	昭和 40 年 3 月 1 日	新藤家
28	木造阿弥陀如来立像	彫刻	昭和 41 年 3 月 31 日	相頓寺
29	木造阿弥陀三尊立像	彫刻	昭和 41 年 3 月 31 日	西光寺
30	もちの木	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	山根家
31	大げやき	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	橋神社
33	らかんまき	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	宝蔵寺
34	むくの木	天然記念物	昭和 42 年 5 月 1 日	東町共同墓地
35	地藏像板石塔婆	考古資料	昭和 42 年 7 月 8 日	畔吉東部共同墓地
36	むくろじ	天然記念物	昭和 43 年 9 月 27 日	龍山院
37	向山不動堂彫刻	彫刻	昭和 44 年 4 月 22 日	向山地区
38	藤波のささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和 44 年 11 月 15 日	藤波地区
39	原市山車彫刻	彫刻	昭和 44 年 11 月 15 日	原市第一～五区
40	正覚寺寺子屋遺跡	史跡	昭和 46 年 3 月 27 日	観音堂
41	木彫十一面観音立像	彫刻	昭和 48 年 10 月 25 日	谷津観音堂
42	木彫釈迦三尊坐像	彫刻	昭和 48 年 10 月 25 日	龍真寺
43	木造宝冠阿弥陀坐像	彫刻	昭和 49 年 8 月 5 日	放光院
44	木造十一面観音坐像	彫刻	昭和 53 年 3 月 1 日	観蔵院
45	畔吉ささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和 53 年 3 月 1 日	畔吉地区
46	矢部家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
47	須田家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
48	小川家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	小川家
49	神田家文書	古文書	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
50	後山遺跡出土関山式土器	考古資料	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
51	薬師耕地前遺跡出土品	考古資料	昭和 54 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
52	万治二年銘庚申塔	有形民俗文化財	昭和 54 年 3 月 31 日	松本家
54	相頓寺六字名号板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	相頓寺
55	私年号板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	平野家

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
56	正平七年銘板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
57	十連寺板石塔婆	考古資料	昭和 55 年 3 月 31 日	十連寺
58	五榜の高札	歴史資料	昭和 56 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
59	八枝神社の境内ケヤキ・エノキ群	天然記念物	昭和 56 年 3 月 31 日	八枝神社
60	藤波の餅つき踊り	無形民俗文化財	昭和 57 年 3 月 31 日 平成 3 年 12 月 1 日追加	藤波地区
62	瓦葺懸渡井官費宮繕之真景図	歴史資料	昭和 61 年 3 月 31 日	上尾市教育委員会
63	相頓寺絵馬群	有形民俗文化財	昭和 61 年 3 月 31 日 平成 15 年 3 月 28 日追加	相頓寺
64	愛宕神社（本殿）	建造物	昭和 61 年 3 月 31 日	愛宕神社
65	西通Ⅰ遺跡出土灰釉草葉文瓶	考古資料	平成元年 2 月 28 日	上尾市教育委員会
67	私年号延徳元年銘板石塔婆	歴史資料	平成 2 年 12 月 21 日	藤波家
68	川の大じめ	無形民俗文化財	平成 3 年 12 月 1 日	川地区
69	畔吉の万作踊り	無形民俗文化財	平成 3 年 12 月 1 日	畔吉地区
70	平方村河岸出入商人衆奉納の石祠	歴史資料	平成 5 年 7 月 1 日	橘神社
71	戸崎の浅間塚	有形民俗文化財	平成 5 年 7 月 1 日	長沢家
72	堤崎の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 5 年 7 月 1 日	堤崎地区
73	少林寺山門	建造物	平成 7 年 8 月 1 日	少林寺
75	小塚浅間塚	有形民俗文化財	平成 12 年 3 月 28 日	関根家
76	鈴木荘丹非諧歌碑	歴史資料	平成 12 年 3 月 28 日	馬蹄寺
77	須田家の神楽師用具	有形民俗文化財	平成 13 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
78	神山家煉瓦蔵・煉瓦塀 付棟札一枚	建造物	平成 14 年 3 月 28 日	神山家
79	殿山古墳 付 出土品四点	史跡	平成 15 年 3 月 28 日	本多家(付は市教)
80	南村須田家文書	古文書	平成 17 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
81	上尾宿助郷関係（壱丁目村）文書	古文書	平成 17 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
82	平方村石倉家文書	古文書	平成 17 年 3 月 28 日	上尾市教育委員会
83	木造阿弥陀如来立像	彫刻	平成 22 年 3 月 18 日	畔吉東部共同墓地内堂
84	木造達磨大師坐像・ 招宝七郎大権修利菩薩倚像	彫刻	平成 22 年 3 月 18 日	龍真寺
85	馬蹄寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	馬蹄寺
86	十連寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	十連寺
87	相頓寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	相頓寺
88	畔吉諏訪神社大山石灯籠	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	畔吉諏訪神社
89	領家大山石灯籠	有形民俗文化財	平成 24 年 3 月 22 日	領家農村センター

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
90	坂上遺跡方形周溝墓出土品	考古資料	平成 27 年 2 月 19 日 令和元年 7 月 10 日追加	上尾市教育委員会
91	武州平方箕輪囃子	無形民俗文化財	平成 27 年 2 月 19 日	平方上宿地区
92	伝どんどん山出土海獣葡萄鏡	考古資料	平成 29 年 3 月 24 日	上尾市教育委員会

(4) 上尾市登録文化財

登録番号	名 称	種 別	登録年月日	所 在 地
2	井戸木の延宝三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	井戸木共同墓地
3	馬喰新田の寛政十二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	鈴木家
4	徳星寺の正徳四年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	徳星寺
5	柏座の享保十三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	洞禅寺共同墓地
6	向山の宝暦三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	神明神社
7	原市の正徳二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	稻荷神社
8	原市船橋の文化二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成 19 年 3 月 1 日	本田家
9	本町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	本町地区
10	愛宕の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	愛宕地区
11	上町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	上町地区
12	仲町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	仲町地区
14	平方下宿の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	平方下宿地区
16	小泉の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	小泉地区
17	浅間台の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	浅間台地区
18	小敷谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	小敷谷地区
19	菅谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	菅谷地区
21	向山の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	向山地区
22	西宮下の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 20 年 11 月 5 日	西宮下地区
23	二ツ宮の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	二ツ宮地区
24	柏座の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	柏座地区
25	谷津の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	谷津地区
26	藤波の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	藤波地区
27	浅間台の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	浅間台地区
28	弁財の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	弁財地区
29	町谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	町谷地区

登録番号	名称	種別	登録年月日	所在地
30	箕の木の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	箕の木地区
31	上新梨子の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	上新梨子地区
32	西門前の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	西門前地区
33	菅谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	菅谷地区
34	須ヶ谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	須ヶ谷地区
35	向山本村の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	向山(本村)地区
36	向山新田の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	向山(新田)地区
37	堤崎の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	堤崎地区
38	地頭方の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 21 年 12 月 16 日	地頭方地区
39	中平塚の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 25 年 7 月 26 日	中平塚地区
40	弁財の浅間塚	有形民俗文化財	平成 26 年 3 月 20 日	弁財地区
41	中分の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成 26 年 3 月 20 日	中分(中)地区
42	平方新田の祭りばやし	無形民俗文化財	平成 26 年 10 月 7 日	平方新田地区
43	瓦葺掛樋跡	史跡	平成 27 年 11 月 17 日	瓦葺地区

(出典) 上尾市資料より

②指定・登録文化財件数

上尾市の指定・登録文化財件数は以下の通りです。(令和 2 年 1 月 1 日現在)

(1) 上尾市指定文化財

有形文化財 (50)						民俗文化財 (18)		記念物 (15)		合計
建造物	絵画	彫刻	書跡・典籍 古文書	考古資料	歴史資料	有形の 民俗文化財	無形の 民俗文化財	史跡	天然 記念物	
3	2	17	9	14	5	11	7	9	6	83

(2) 上尾市登録文化財

民俗文化財 (39)		記念物 (1)	合計
有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	史跡	
8	30	1	39

(出典) 上尾市資料より

②景観保全等

【原市の森】埼玉県緑のトラスト保全地

伊奈町と接する上尾市東部の原市地区にあり、周囲は住宅地が多く、都市近郊に残された貴重な緑地となっています。コナラ、クヌギ、アオハダなどを中心とした雑木林内には古墳と思われる土盛りがあり、土器のかけらなども出土しています。多くの人が散歩に訪れ、春の芽吹き、夏の緑陰、秋の紅葉、冬枯れの様子など、武蔵野の雑木林の四季のうつろいを楽しんでいます。

平成 24 年には埼玉県の実施する緑のトラスト保全地の対象となりました。

また、上尾市では、無秩序な拡大防止や動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図るため、都市緑地法に基づき、平成 29 年 3 月に「原市特別緑地保全地区 (4.8ha)」を指定しました。この区域では、建築行為など一定の行為を制限し、豊かな緑を現状凍結的に保全、将来に継承していきます。



(公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 HP より)

【上尾道路】江川地区の環境保全

上尾道路が江川と交差する江川地区の湿地には豊かな自然が残っており、絶滅が危惧される数多くの希少植物が生育しています。

上尾道路 (江川地区) 環境保全対策検討会議でとりまとめられた環境保全対策を現地で実施するために地元住民、環境保護団体、学識経験者、自治体からなる「湿地保全プロジェクトチーム」を平成 24 年 12 月に発足し、湿地環境の保全・再生や、希少植物の保全・育成・管理などの活動を進めています。平成 30 年 10 月には江川地区における湿地保全計画がとりまとめられています。

【江川地区の湿地に生育する希少植物の一例 [大宮国道事務所 HP より]】

<ノウルシ>

- ・黄色の花 (4 月に開花)
- ・川岸などの湿地に生える高さ 30cm~40cm の多年草
- ・茎を切ると乳白色の汁が出て、ウルシと同じようにかぶれることから、名づけられた。

<ハンゲショウ>

- ・白色の花 (7~8 月に開花)
- ・水辺や湿地に生える高さ 0.6m~1m の多年草
- ・夏至から 11 日目にあたる半夏至のころに花を開くことから名づけられた。葉が白いので、半化粧と書く場合もある。

<チョウジソウ>

- ・白色の花（5～6月開花）
- ・川のそばなどやや湿った草地に生える高さ40～80cmの多年草
- ・花を横から見た形が漢字の「丁」の字に似ていることからチョウジソウ（丁字草）と名づけられた。

【生産緑地地区】

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。平成3年の生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内農地は宅地化するものと保全するものに明確に区分されることとなり、保全するものについては、生産緑地地区の指定を行うこととなりました。

これを受けて上尾市では、平成4年12月に改正生産緑地法に基づく生産緑地地区の都市計画が定められました。本市では、平成30年3月31日現在、453地区、112.25haが指定されています。

【近郊緑地保全区域】

近郊緑地保全区域は、首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法）において、市街化の進行に伴う緑の減少を防止するため、良好な自然環境を残している樹林地や水辺地などについて、首都圏近郊緑地保全法に基づき国土交通大臣が指定するものです。

この区域内では、建築物の建築や宅地の造成、樹木の伐採、水面の埋め立てなどにあたっては、知事への届け出が必要です。この際に知事は、当該近郊緑地保全区域の保全のために必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができます。

上尾市では、川越市やさいたま市などとともに、荒川近郊緑地保全区域として、荒川の河川敷一帯の約155haが指定されています。

5. 地球温暖化対策の動向

近年、気温の上昇、動植物の分布域の変化など、気候変動及びその影響が現れており、長期にわたり拡大するおそれがあります。2018年の夏には、埼玉県で歴代全国1位の最高気温を更新するなど、記録的な猛暑に見舞われました。

気候変動に対処し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）に取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る適応策に、関係者の連携、協働の下、取り組むことが必要となっています。

（気候変動適応への取組）

2018年12月に施行された気候変動適応法において、都道府県及び市町村が地域における気候変動影響に関する情報の収集・分析・提供等を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保するよう努めることや、地域の関係者が、優良事例を共有し合い、連携をしながら効果的な適応策を実施していくために気候変動適応広域協議会を組織することができるとされています。

2018年11月に閣議決定された気候変動適応計画においては、国、地方公共団体、事業者、国民、国立環境研究所がそれぞれ果たす役割が明記されています。

地方公共団体の役割として、以下のとおり明記されています（一部抜粋）。

① 地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応の推進

地方公共団体は、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定し、実施すること等により、地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進する。

② 地域における関係者の気候変動適応の促進

地方公共団体は、気候変動適応に関する施策や具体的な取組事例等に関する情報の提供等を通じて、地域における事業者、住民等の多様な関係者の気候変動適応に対する理解を醸成し、それぞれの主体による気候変動適応の促進を図る。また、気候変動適応広域協議会への参画等を通じて、国の地方行政機関、地方公共団体、事業者、地域気候変動適応センター等の地域における気候変動適応に関係を有する者と広域的な連携を図り、地域における気候変動適応を効果的に推進するよう努める。

③ 地域における科学的知見の充実・活用

地方公共団体は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域における科学的知見の充実を図り、気候変動適応に関する施策に活用するよう努める。

【先行事例】

○ 地域気候変動適応センター

2018年12月に、気候変動適応法の施行に合わせ、埼玉県環境科学国際センターに全国で第1号となる地域気候変動適応センターを設置。同センターでは、埼玉県の温室効果ガスの排出量の算定や気候変動に関する情報の収集、整理、分析を行ってきており、これらの取組に加え、県内市町村の適応に関する取組支援やホームページを活用した情報発信を行っています。2019年4月1日時点で、10県でセンターが設置されています。

第2章 住民等意識調査結果

1. 調査概要

1) 調査の目的

第3次上尾市環境基本計画の策定にあたり、市民及び、市内の事業者の現状や意向を把握し、計画へ反映するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

2) 調査の方法

①市民アンケート調査

調査の対象者、調査期間、配布・回収方法、回収率は以下の通りです。

調査対象	住民基本台帳から上尾市内に在住する満18歳以上の人1,500名を無作為抽出
調査時期	令和元年11月6日～11月20日
配布・回収方法	郵送による発送・回収
回収票	513票
回収率	34.2%

②事業者アンケート調査

調査の対象者、調査期間、配布・回収方法、回収率は以下の通りです。

調査対象	商工会議所名簿から上尾市内に所在する500事業者を無作為抽出
調査時期	令和元年11月6日～11月20日
配布・回収方法	郵送による発送・回収
回収票	113票
回収率	22.6%

【留意事項（市民・事業者アンケート共通）】

○設問には1つのみ答えるもの（シングルアンサー（SA））と複数回答のもの（マルチアンサー（MA））がありマルチアンサーの設問では、割合の合計は100%を超えます。

○グラフなどに表示している「n」は、各設問に対する「回答者数」です。

○百分率（%）の計算は、小数点第2位を四捨五入し、少数点第1位まで表示しています。

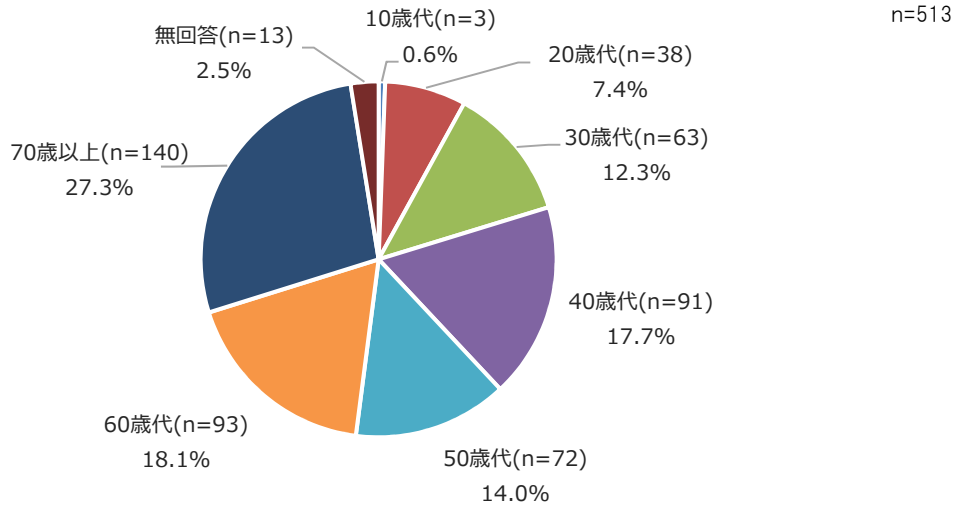
○マルチアンサーの設問において、回答数をベースとして百分率（%）の表示がされている場合があります。この場合、「回答数」をグラフ上部に記載しています。

2. 市民アンケート調査結果

1) 回答者属性

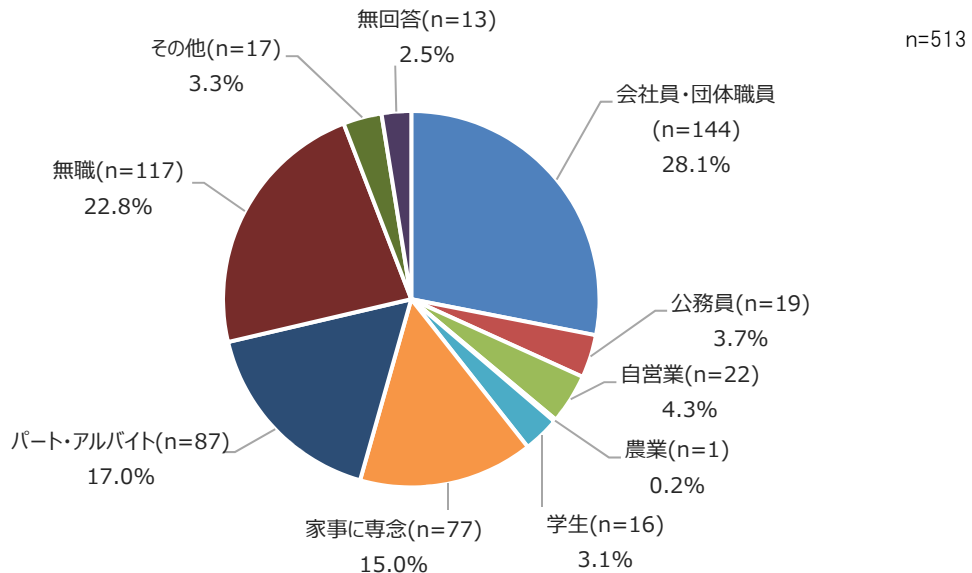
①年齢（問1）（SA）

年齢についてみると、「70歳以上」が27.3%と最も多く、次いで「60歳代」が18.1%、「40歳代」が17.7%となっています。



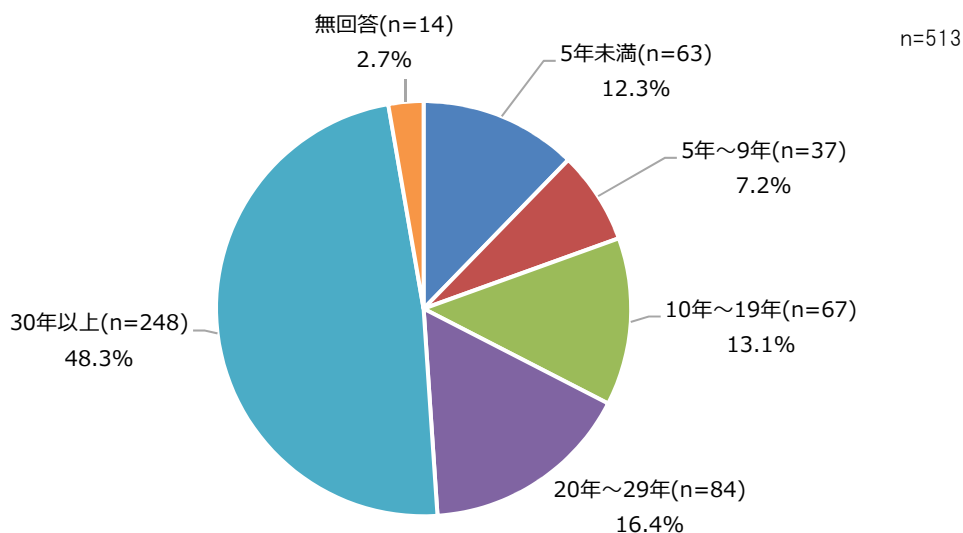
②職業（問2）（SA）

職業についてみると、「会社員・団体職員」が28.1%と最も高く、次いで「無職」が22.8%、「パート・アルバイト」が17.0%となっています。



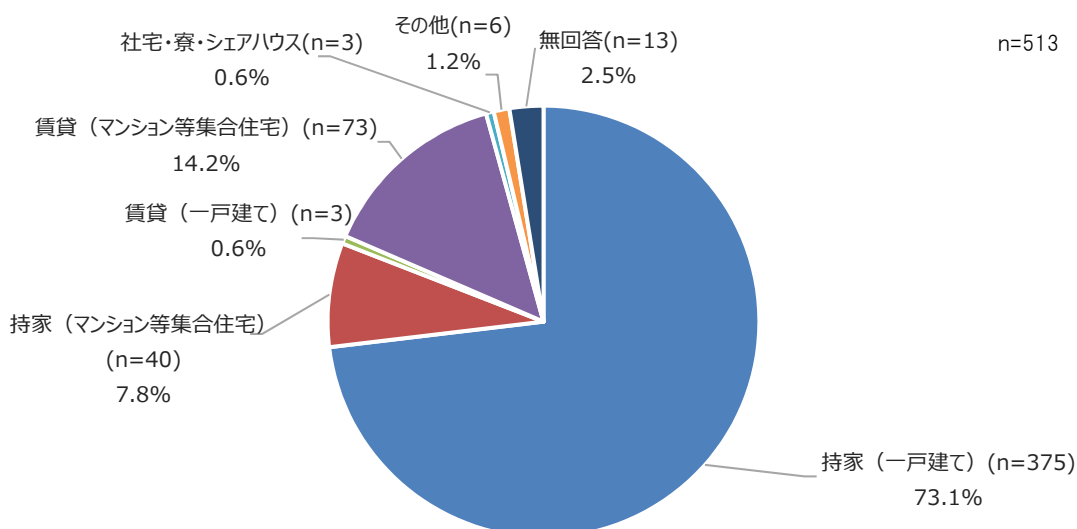
③居住年数（問3）（SA）

居住年数についてみると、「30年以上」が48.3%と最も多く、次いで「20年～29年」が16.4%、「10年～19年」が13.1%となっています。



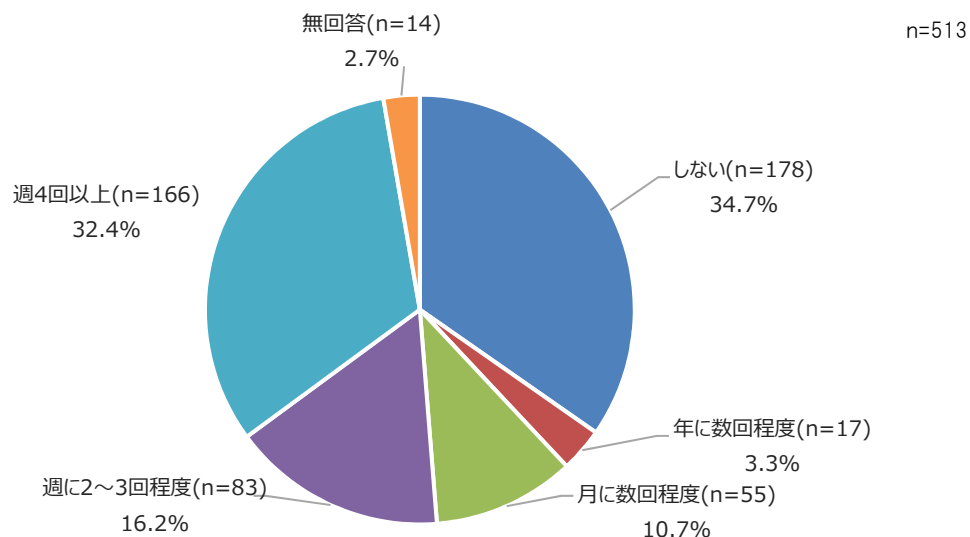
④居住形態（問4）（SA）

居住形態についてみると、「持家（一戸建て）」が73.1%と最も多く、次いで「賃貸（マンション等集合住宅）」が14.2%、「持家（マンション等集合住宅）」が7.8%となっています。



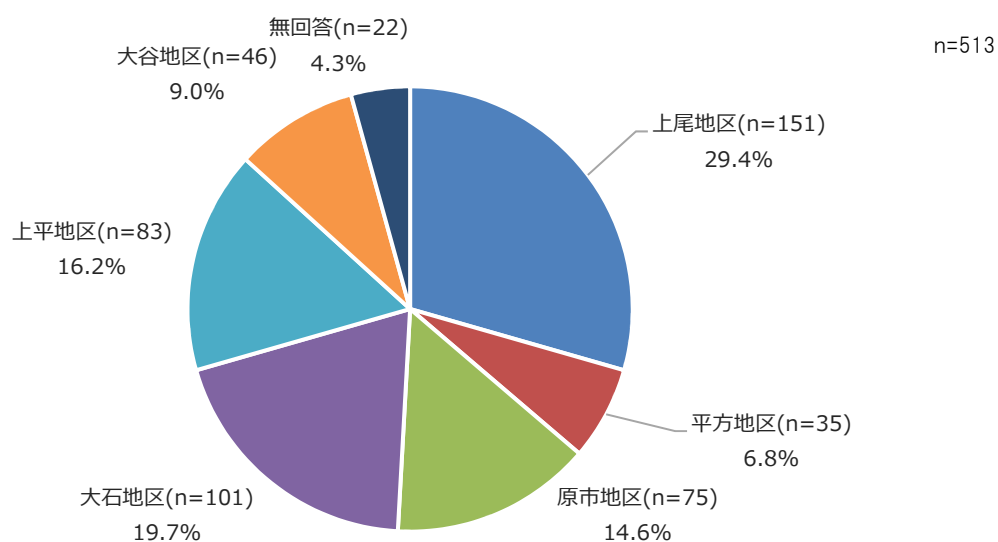
⑤自動車の運転状況について（問5）（SA）

自動車の運転状況についてみると、「しない」が34.7%で最も多く、次いで「週4回以上」が32.4%、「週に2～3回程度」が16.2%となっています。「週に2～3回以上」で約半数を占めています。



⑥居住地区（問6）（SA）

居住地区についてみると、「上尾地区」が29.4%と最も多くなっており、次いで「大石地区」が19.7%、「上平地区」が16.2%となっています。



2) 周辺環境に対する考え方について

①-1 自身の住む周辺環境に対する満足度（問7）（SA）

周辺環境に対する満足度についてみると、『満足』と『やや満足』を合わせた満足度の高い項目としては、「買物や交通の便利さ」が42.1%と最も高く、「ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚」、「周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）」、「騒音や振動などの静かさ」、「ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ」、「まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ」については3割以上の人において満足度が高くなっています。

また、『やや不満』と『不満』を合わせた不満度の高い項目についてみると、「近くの川や水路など水のきれいさ」が36.6%と最も高く、次いで「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」が33.5%と高くなっています。

【自身の住む周辺環境に対する満足度（全地区）】

地区	環境種別	環境項目	満足	やや満足	満足合計	普通	やや不満	不満	不満合計	無回答
全地区	生活環境	空気のきれいさ	9.9	15.6	25.5	57.9	9.2	2.3	11.5	5.1
		近くの川や水路など水のきれいさ	2.1	10.5	12.7	46.4	28.5	8.2	36.6	4.3
		騒音や振動などの静かさ	12.9	22.2	35.1	35.7	18.1	8.6	26.7	2.5
		ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	15.2	23.8	39.0	46.4	7.2	3.7	10.9	3.7
		土壌のきれいさ	7.6	14.0	21.6	65.1	7.2	1.2	8.4	4.9
	都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	11.7	21.8	33.5	41.3	16.8	4.3	21.1	4.1
		ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	10.7	23.8	34.5	37.4	16.6	7.6	24.2	3.9
		周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）	10.7	26.3	37.0	39.8	15.8	4.5	20.3	2.9
		買物や交通の便利さ	17.7	24.4	42.1	29.2	16.8	9.2	25.9	2.7
		まちなみの美しさ	5.3	12.7	17.9	58.9	14.0	5.5	19.5	3.7
	自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	5.8	14.6	20.5	50.5	18.9	6.2	25.1	3.9
		水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	4.3	8.0	12.3	56.5	20.3	6.0	26.3	4.9
		農地や田園環境の豊かさ	5.3	11.9	17.2	57.3	17.2	3.7	20.9	4.7
		昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	4.7	13.8	18.5	50.5	20.7	6.2	26.9	4.1
		地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ	4.1	9.7	13.8	48.5	26.9	6.6	33.5	4.1

※満足合計、不満合計欄のうち割合が30%以上のものに着色

【自身の住む周辺環境に対する満足度と不満度】



また、平成 26 年度における同様の調査との比較を行うと、満足合計が 30%以上のものについては、平成 26 年度では 2 項目であったものが、平成 31 年度調査では 6 項目へと増加しています。

特に「騒音や振動などの静かさ」、「周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）」の 2 項目において 10%近い満足度の向上が見られます

一方、「空気のきれいさ」、「土壌のきれいさ」、「買物や交通の便利さ」の項目において、平成 26 年度調査に比べ満足度の減少が見られます。

【満足度（満足+やや満足の合計）の平成 26 年度調査との比較】

（単位：％）

環境種別	項目	平成26年度調査 満足合計	平成31年度調査 満足合計	差引
生活環境	空気のきれいさ	27.5	25.5	▲ 2.0
	近くの川や水路など水のきれいさ	10.4	12.7	2.3
	騒音や振動などの静かさ	25.6	35.1	9.5
	ばい煙、臭い(悪臭)などの感覚	31.4	39.0	7.6
	土壌のきれいさ	22.6	21.6	▲ 1.0
都市環境	まちの緑(緑地や街路樹など)の豊かさ	26.8	33.5	6.7
	ゆとりある空間(公園、広場)の豊かさ	29.1	34.5	5.4
	周辺のきれいさ(ごみの散乱などが無い)	27.2	37.0	9.8
	買物や交通の便利さ	42.6	42.1	▲ 0.5
	まちなみの美しさ	17.0	17.9	0.9
自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	18.7	20.5	1.8
	水の豊かさ(川、沼、湧水、地下水)	12.1	12.3	0.2
	農地や田園環境の豊かさ	13.2	17.2	4.0
	昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	12.7	18.5	5.8
	地元の農産品や加工品(地場産品)の豊富さ	10.5	13.8	3.3

※満足合計のうち 30%以上のものに着色

①-2 居住地区別の周辺環境への満足度（クロス集計）

【上尾地区】

上尾地区における周辺環境への満足度について、『満足』と『やや満足』の合計が 30%以上と満足度の高い環境項目についてみると、「ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚」、「買物や交通の便利さ」において満足度が高くなっています。

一方、『やや不満』と『不満』の合計が 30%以上と不満足度の高い項目についてみると、「近くの川や水路など水のきれいさ」、「騒音や振動などの静かさ」、「里山など自然の緑の豊かさ」、「昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい」、「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」が高くなっています。

都市環境において満足度が高く、自然環境において不満足度が高い傾向が見られます。

（単位：％）

地区	環境種別	環境項目	満足	やや満足	満足合計	普通	やや不満	不満	不満合計	無回答
上尾地区	生活環境	空気のきれいさ	5.3	15.2	20.5	62.3	8.6	4.0	12.6	4.6
		近くの川や水路など水のきれいさ	2.6	9.9	12.6	45.7	29.1	8.6	37.7	4.0
		騒音や振動などの静かさ	7.9	21.2	29.1	34.4	23.8	9.9	33.8	2.6
		ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	11.3	21.9	33.1	51.0	7.9	4.0	11.9	4.0
		土壌のきれいさ	4.6	15.9	20.5	66.2	7.9	1.3	9.3	4.0
	都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	8.6	17.9	26.5	42.4	20.5	7.3	27.8	3.3
		ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	9.9	17.2	27.2	43.0	19.2	7.3	26.5	3.3
		周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）	7.9	17.2	27.2	43.0	19.2	7.3	26.5	3.3
		買物や交通の便利さ	23.2	27.8	51.0	39.7	6.6	1.3	7.9	1.3
		まちなみの美しさ	7.9	12.6	20.5	57.6	13.9	3.3	17.2	4.6
	自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	3.3	8.6	11.9	49.7	28.5	6.0	34.4	4.0
		水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	3.3	7.3	10.6	55.6	23.2	6.0	29.1	4.6
		農地や田園環境の豊かさ	2.6	7.9	10.6	58.3	21.9	4.6	26.5	4.6
		昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	2.0	13.9	15.9	46.4	25.2	7.9	33.1	4.6
地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ		2.6	11.9	14.6	45.7	27.2	8.6	35.8	4.0	

【平方地区】

平方地区における周辺環境への満足度について同様にみると、「近くの川や水路など水のきれいさ」及び「買物や交通の便利さ」において不満足度が高くなっていますが、その他の項目においては概ね満足度が高くなっています。

（単位：％）

地区	環境種別	環境項目	満足	やや満足	満足合計	普通	やや不満	不満	不満合計	無回答
平方地区	生活環境	空気のきれいさ	14.3	14.3	28.6	54.3	5.7	2.9	8.6	8.6
		近くの川や水路など水のきれいさ	0.0	17.1	17.1	42.9	34.3	2.9	37.1	2.9
		騒音や振動などの静かさ	11.4	31.4	42.6	25.7	17.1	11.4	28.6	2.9
		ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	14.3	34.3	48.6	28.6	11.4	8.6	20.0	2.9
		土壌のきれいさ	11.4	22.9	34.3	51.4	5.7	2.9	8.6	5.7
	都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	14.3	42.9	57.1	28.6	8.6	0.0	8.6	5.7
		ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	20.0	28.6	48.6	25.7	17.1	2.9	20.0	5.7
		周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）	8.6	31.4	40.0	40.0	11.4	2.9	14.3	5.7
		買物や交通の便利さ	14.3	14.3	28.6	31.4	25.7	11.4	37.1	2.9
		まちなみの美しさ	0.0	11.4	11.4	65.7	17.1	0.0	17.1	5.7
	自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	14.3	34.3	48.6	42.9	5.7	0.0	5.7	2.9
		水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	11.4	31.4	42.9	28.6	20.0	2.9	22.9	5.7
		農地や田園環境の豊かさ	11.4	22.9	34.3	54.3	5.7	0.0	5.7	5.7
		昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	20.0	22.9	42.9	45.7	2.9	0.0	2.9	8.6
地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ		5.7	31.4	37.1	45.7	8.6	2.9	11.4	5.7	

【原市地区】

原市地区における周辺環境への満足度について同様にみると、「騒音や振動などの静かさ」、「ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚」、「買物や交通の便利さ」において満足度が高くなっています。

一方、不満足度の高い項目についてみると、「近くの川や水路など水のきれいさ」、「ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ」、「買物や交通の便利さ」、「まちなみの美しさ」、「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」において高くなっています。

（単位：％）

地区	環境種別	環境項目	満足	やや満足	満足合計	普通	やや不満	不満	不満合計	無回答
原市地区	生活環境	空気のきれいさ	8.0	8.0	16.0	62.7	14.7	0.0	14.7	6.7
		近くの川や水路など水のきれいさ	1.3	9.3	10.7	52.0	24.0	8.0	32.0	5.3
		騒音や振動などの静かさ	10.7	20.0	30.7	36.0	20.0	9.3	29.3	4.0
		ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	10.7	21.9	32.0	60.0	2.7	0.0	2.7	5.3
		土壌のきれいさ	5.3	9.3	14.7	70.7	8.0	0.0	8.0	6.7
	都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	12.0	14.7	26.7	46.7	17.3	4.0	21.3	5.3
		ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	9.3	17.3	26.7	32.0	24.0	12.0	36.0	5.3
		周辺のきれいさ（ごみの散乱などがない）	8.0	20.0	28.0	40.0	24.0	5.3	29.3	2.7
		買物や交通の便利さ	9.3	21.3	30.7	20.0	26.7	16.0	42.7	6.7
		まちなみの美しさ	2.7	6.7	9.3	52.0	21.3	12.0	33.3	5.3
	自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	4.0	20.0	24.0	46.7	14.7	8.0	22.7	6.7
		水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	1.3	6.7	8.0	61.3	18.7	4.0	22.7	8.0
		農地や田園環境の豊かさ	4.0	17.3	21.3	56.0	12.0	4.0	16.0	6.7
		昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	2.7	8.0	10.7	58.7	17.3	9.3	26.7	4.0
		地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ	2.7	9.3	12.0	44.0	29.3	9.3	38.7	5.3

【大石地区】

大石地区における周辺環境への満足度について同様にみると、「近くの川や水路など水のきれいさ」において、不満足度が高くなっていますが、『生活環境』、『都市環境』の各環境項目において概ね満足度が高くなっています。

一方、『自然環境』においては、満足度の高い項目はなく、「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」における不満足度が高くなっています。

（単位：％）

地区	環境種別	環境項目	満足	やや満足	満足合計	普通	やや不満	不満	不満合計	無回答
大石地区	生活環境	空気のきれいさ	13.9	23.8	37.6	47.5	8.9	2.0	10.9	4.0
		近くの川や水路など水のきれいさ	5.0	11.9	16.8	47.5	26.7	5.0	31.7	4.0
		騒音や振動などの静かさ	16.8	19.8	36.6	37.6	17.8	5.9	23.8	2.0
		ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	21.8	24.8	46.5	37.6	9.9	3.0	12.9	3.0
		土壌のきれいさ	11.9	13.9	25.7	63.4	5.9	1.0	6.9	3.0
	都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	14.9	29.7	44.6	32.7	14.9	0.0	14.9	5.9
		ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	9.9	35.6	45.5	32.7	11.9	5.9	17.8	4.0
		周辺のきれいさ（ごみの散乱などがない）	13.9	27.7	41.6	38.6	13.9	4.0	17.8	2.0
		買物や交通の便利さ	21.8	28.7	50.5	25.7	10.9	9.9	20.8	3.0
		まちなみの美しさ	7.9	13.9	21.8	62.4	8.9	4.0	12.9	3.0
	自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	10.9	14.9	25.7	54.5	10.9	5.9	16.8	3.0
		水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	8.9	5.9	14.9	56.4	16.8	6.9	23.8	5.0
		農地や田園環境の豊かさ	7.9	11.9	19.8	57.4	13.9	5.0	18.8	4.0
		昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	7.9	15.8	23.8	50.5	17.8	4.0	21.8	4.0
		地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ	5.9	6.9	12.9	47.5	31.7	4.0	35.6	4.0

【上平地区】

上平地区における周辺環境への満足度について同様にみると、「騒音や振動などの静かさ」、「ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚」、「まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ」、「ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ」、「周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）」において満足度が高くなっています。「買物や交通の便利さ」においては、満足度、不満足度がともに高くなっています。

一方、「近くの川や水路など水のきれいさ」、「水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）」、「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」において不満足度が高くなっています。

（単位：％）

地区	環境種別	環境項目	満足	やや満足	満足合計	普通	やや不満	不満	不満合計	無回答
上平地区	生活環境	空気のきれいさ	14.5	13.3	27.7	60.2	7.2	2.4	9.6	2.4
		近くの川や水路など水のきれいさ	1.2	9.6	10.8	43.4	30.1	12.0	42.2	3.6
		騒音や振動などの静かさ	21.7	22.9	44.6	36.1	10.8	7.2	18.1	1.2
		ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	20.5	26.5	47.0	38.6	4.8	7.2	12.0	2.4
		土壌のきれいさ	9.6	13.3	22.9	62.7	6.0	2.4	8.4	6.0
	都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	10.8	20.5	31.3	48.2	14.5	3.6	18.1	2.4
		ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	12.0	24.1	36.1	37.3	12.0	10.8	22.9	3.6
		周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）	14.5	27.7	42.2	36.1	12.0	8.4	20.5	1.2
		買物や交通の便利さ	16.9	18.1	34.9	24.1	25.3	14.5	39.8	1.2
		まちなみの美しさ	2.4	12.0	14.5	61.4	15.7	7.2	25.3	3.6
	自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	3.6	13.3	16.9	54.2	18.1	7.2	25.3	3.6
		水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	2.4	6.0	8.4	56.6	20.5	10.8	31.3	3.6
		農地や田園環境の豊かさ	6.0	12.0	18.1	55.4	19.3	2.4	21.7	4.8
		昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	3.6	10.8	14.5	55.4	22.9	4.8	27.7	2.4
		地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ	3.6	4.8	8.4	54.2	27.7	6.0	33.7	3.6

【大谷地区】

大谷地区における周辺環境への満足度について同様にみると、「騒音や振動などの静かさ」、「ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚」、「ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ」、「周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）」において満足度が高くなっており、「買物や交通の便利さ」においては、満足度、不満足度がともに高くなっています。

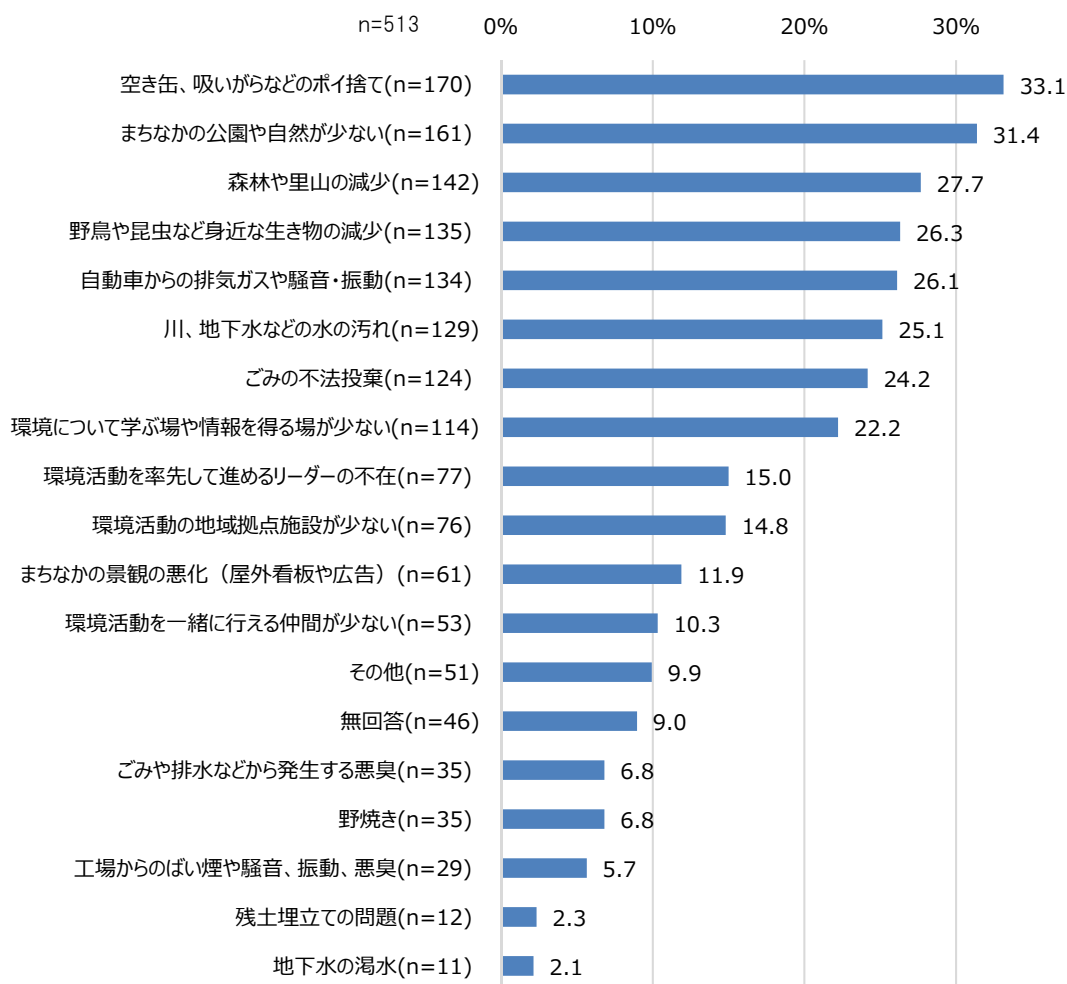
一方、「近くの川や水路など水のきれいさ」、「里山など自然の緑の豊かさ」、「昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい」、「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」において不満足度が高くなっています。

（単位：％）

地区	環境種別	環境項目	満足	やや満足	満足合計	普通	やや不満	不満	不満合計	無回答
大谷地区	生活環境	空気のきれいさ	10.9	17.4	28.3	54.3	6.5	2.2	8.7	8.7
		近くの川や水路など水のきれいさ	0.0	8.7	8.7	50.0	26.1	13.0	39.1	2.2
		騒音や振動などの静かさ	6.5	32.6	39.1	37.0	10.9	10.9	21.7	2.2
		ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚	15.2	21.7	37.0	52.2	8.7	0.0	8.7	2.2
		土壌のきれいさ	6.5	13.0	19.6	69.6	6.5	0.0	6.5	4.3
	都市環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	10.9	13.0	23.9	50.0	19.6	4.3	23.9	2.2
		ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	4.3	28.3	32.6	47.8	15.2	2.2	17.4	2.2
		周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）	13.0	19.6	32.6	50.0	8.7	6.5	15.2	2.2
		買物や交通の便利さ	13.0	23.9	37.0	23.9	23.9	13.0	37.0	2.2
		まちなみの美しさ	4.3	17.4	21.7	56.5	13.0	6.5	19.6	2.2
	自然環境	里山など自然の緑の豊かさ	4.3	8.7	13.0	52.2	26.1	6.5	32.6	2.2
		水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	2.2	4.3	6.5	65.2	21.7	4.3	26.1	2.2
		農地や田園環境の豊かさ	4.3	8.7	13.0	58.7	21.7	4.3	26.1	2.2
		昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	2.2	15.2	17.4	50.0	23.9	6.5	30.4	2.2
		地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ	4.3	6.5	10.9	52.2	30.4	4.3	34.8	2.2

②自身の住む周辺環境で改善すべき又は取り組むべき環境課題（問 8）（MA あてはまるものすべて）

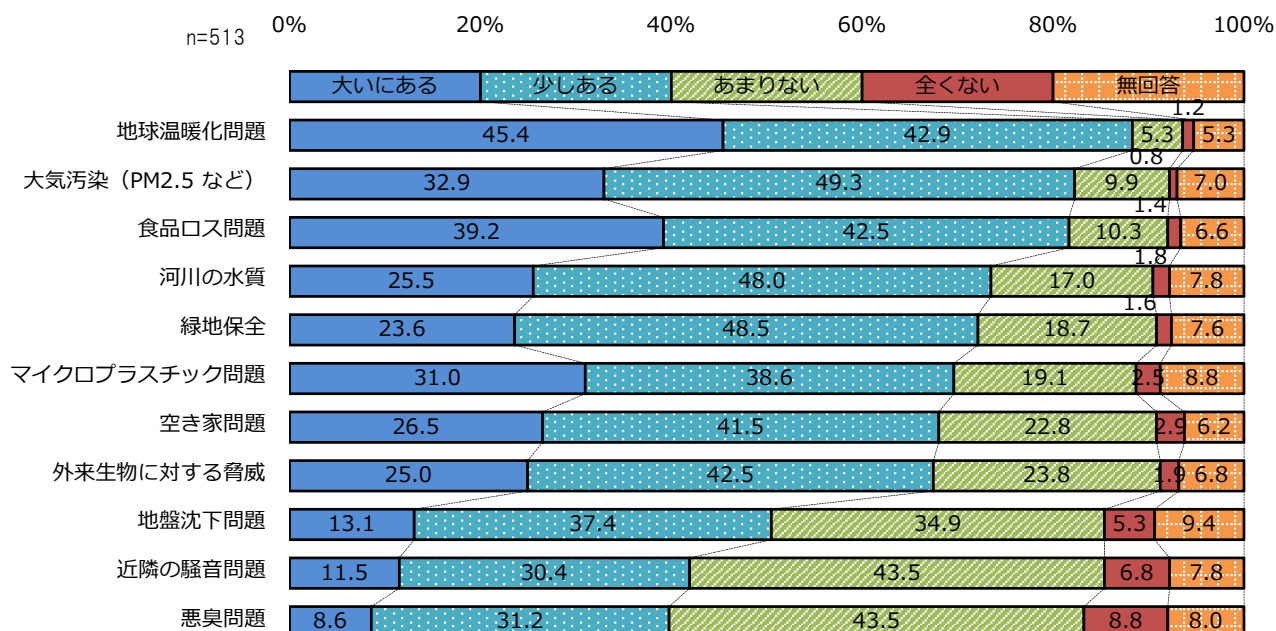
周辺環境で改善すべき又は取り組むべき環境課題としては、「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」が 33.1%と最も高く、次いで「まちなかの公園や自然が少ない」が 31.4%、「森林や里山の減少」が 27.7%となっています。



3) 環境への関心や取組について

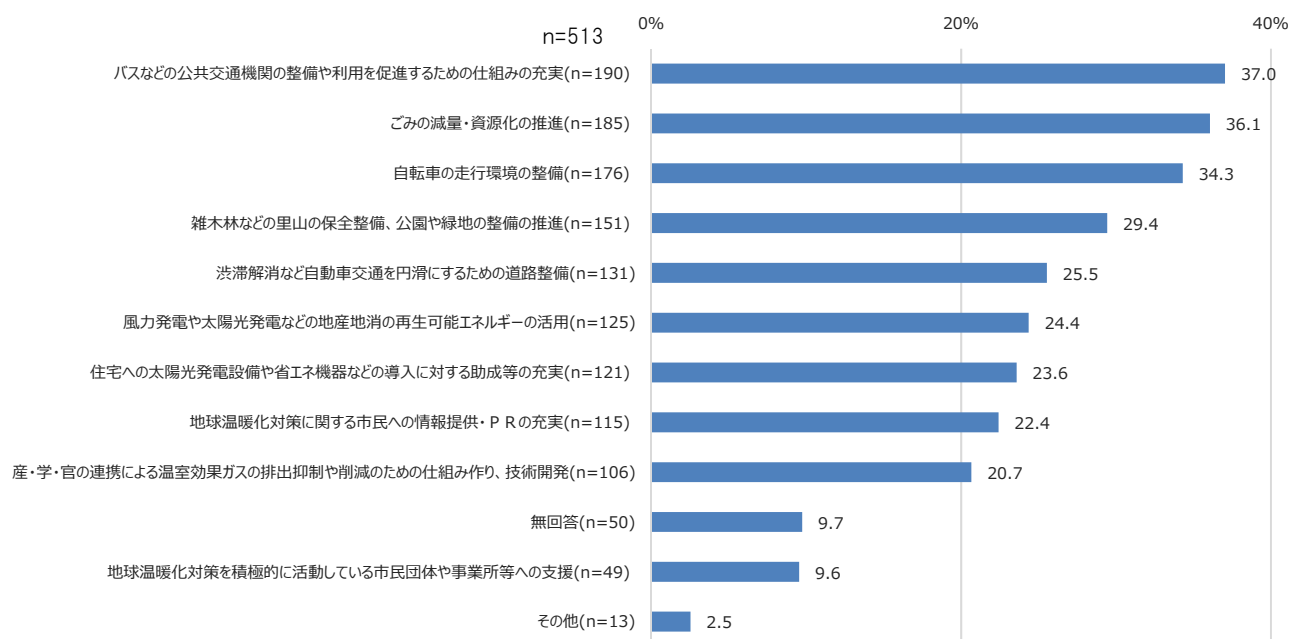
①-1 環境問題に対する関心度 (問9-1) (SA)

環境問題に対する関心度について、関心が「大いにある」と「少しある」の合計で見ると、「地球温暖化問題」が88.3%と最も高く、次いで「大気汚染 (PM2.5 など)」が82.2%、「食品ロス問題」81.7%となっています。



①-2 地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策 (問9-2) (MA3つまで)

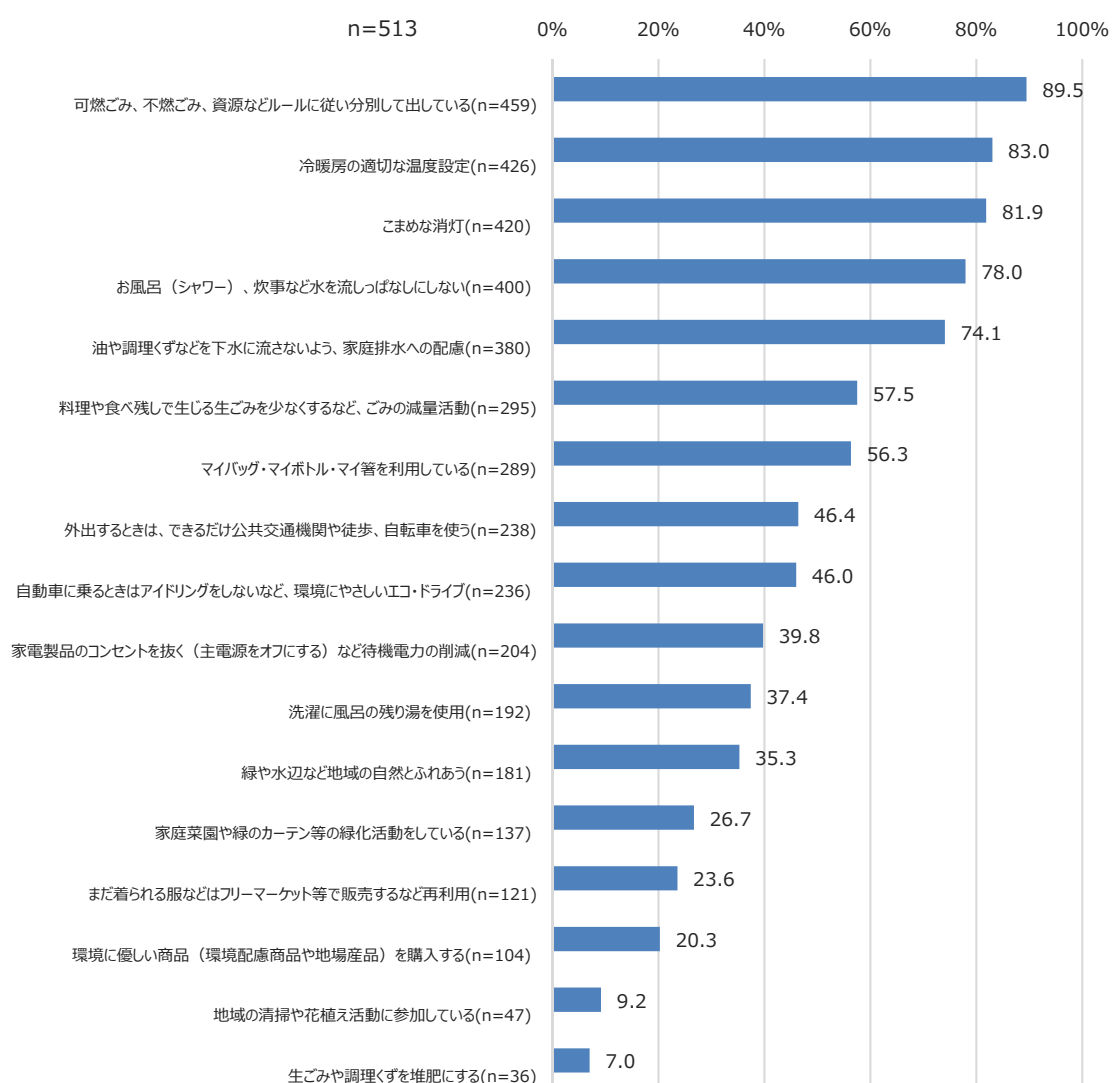
「地球温暖化問題」に関心が「大いにある」、「少しある」と回答した人の、地球温暖化対策として市が重点的に進めるべきと考える施策についてみると、「バスなどの公共交通機関の整備や利用を促進するための仕組みの充実」が37.0%と最も高く、次いで「ごみの減量・資源化の推進」が36.1%、「自転車の走行環境の整備」が34.3%となっています。



②-1 環境に関して普段取り組んでいること（問 10）（MA あてはまるものに○）

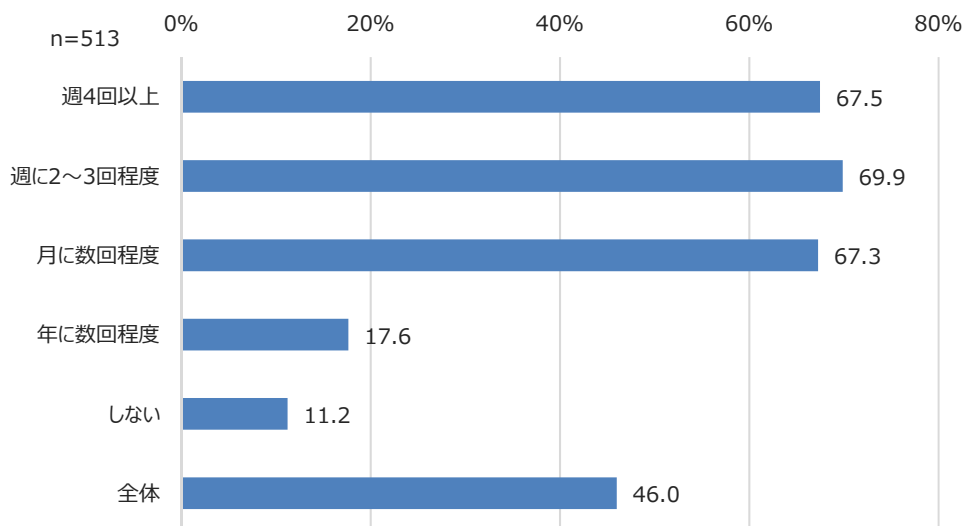
環境に関して普段取り組んでいることについてみると、「可燃ごみ、不燃ごみ、資源などルールに従い分別して出している」が 89.5%と最も高く、次いで「冷暖房の適切な温度設定」が 83.0%、「こまめな消灯」が 81.9%となっています。これら以外にも、「お風呂（シャワー）、炊事など水を流しっぱなしにしない」、「油や調理くずなどを下水に流さないよう、家庭排水への配慮」、「料理や食べ残しで生じる生ごみを少なくするなど、ごみの減量活動」、「マイバッグ・マイボトル・マイ箸を利用している」は半数以上の人に取り組んでいます。

一方、「生ごみや調理くずを堆肥にする」や「地域の清掃や花植え活動に参加している」は 1 割以下の回答となっています。



②-2 エコドライブの実施状況（クロス集計）

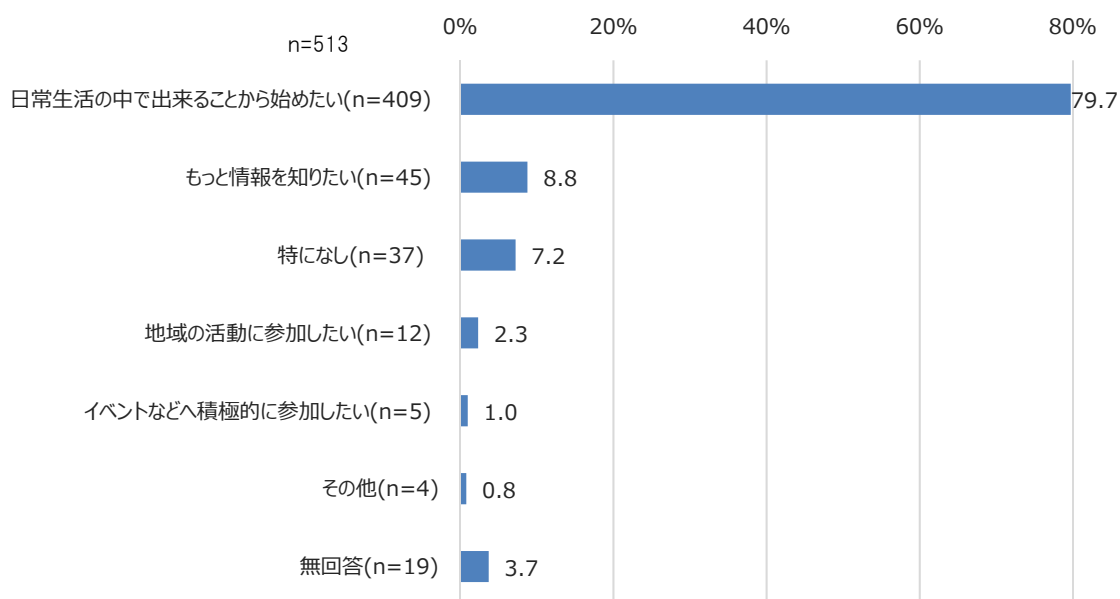
自動車の運転頻度ごとにエコドライブの実施状況についてみると、全体での割合は46.0%ですが、「月に数回以上」運転する人では、おおよそ7割の人がエコドライブを実施しています。



■ 自動車に乗るときはアイドリングをしないなど、環境にやさしいエコ・ドライブを実施している割合

③環境のために取組たいと思うこと（問 11）（SA）

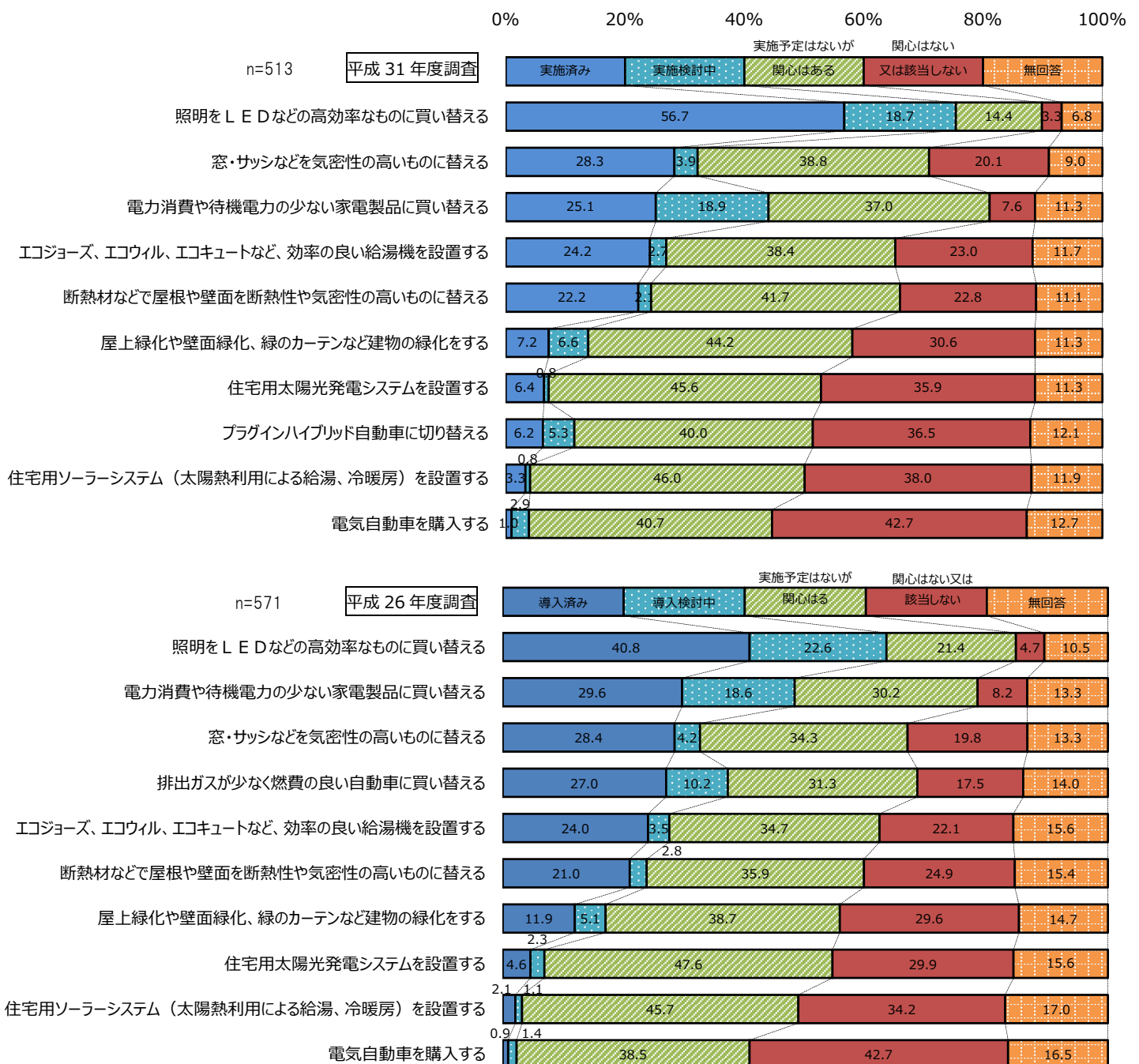
環境のために取組たいこととしては、「日常生活の中で出来ることから始めたい」が79.7%と最も高く、ついで「もっと情報を知りたい」が8.8%となっています。



④-1 環境対策の実施状況について（問 12）（SA）

環境対策の実施状況についてみると、『実施済み』の項目では、「照明をLEDなどの高効率なものに買い替える」が56.7%と最も高く、次いで「窓・サッシなどを気密性の高いものに替える」が28.3%、「電力消費や待機電力の少ない家電製品に買い替える」が25.1%となっています。また、『関心がない又は該当しない』についてみると、「電気自動車を購入する」が42.7%と最も高く、次いで「住宅用ソーラーシステム（太陽熱利用による給湯、冷暖房）を設置する」が38.0%、「プラグインハイブリッド自動車に切り替える」が36.5%となっています。

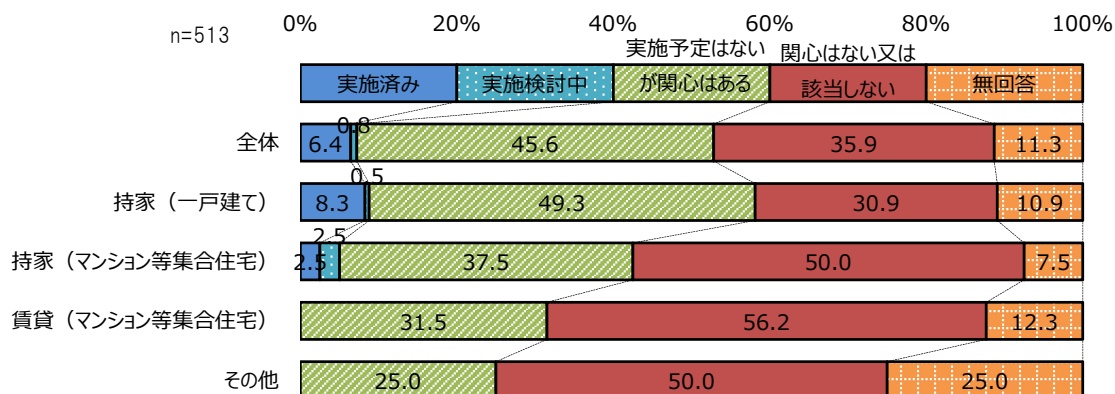
平成26年度調査の同様の調査と比べると、「照明をLEDなどの高効率なものに買い替える」の割合が40.8%から56.7%へ大きく伸びています。



④-2 居住形態別の環境対策の実施状況について（クロス集計）

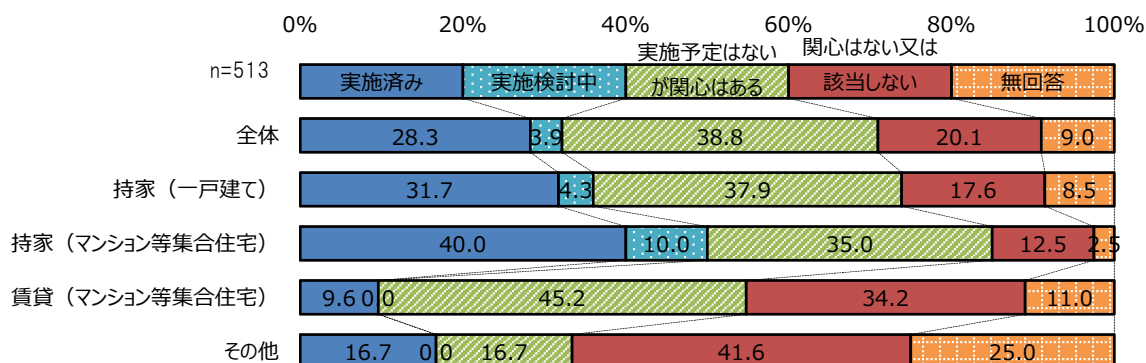
【住宅用太陽光発電システムの設置】

住宅用太陽光発電システムの設置について、居住形態別にみると、『実施済み』は「持家（一戸建て）」が8.3%と最も高く、『実施予定はないが関心はある』の割合も約5割と最も高くなっています。



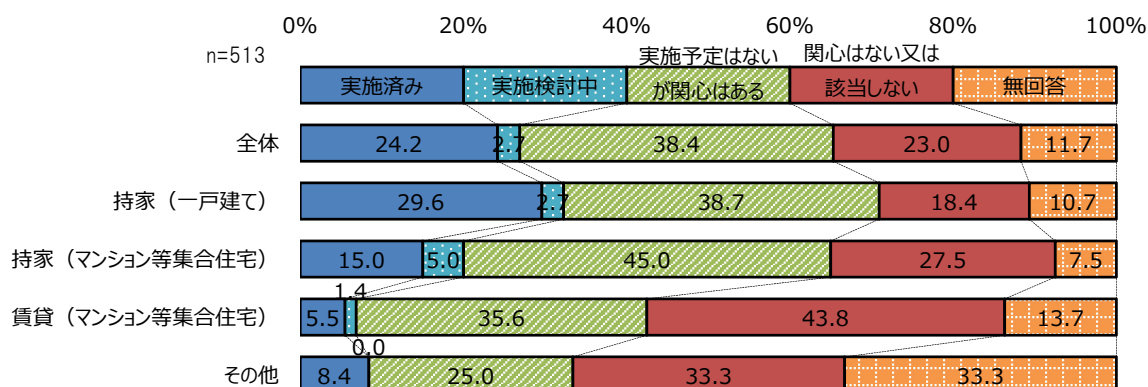
【窓・サッシなどを気密性の高いものに替える】

窓・サッシなどを気密性の高いものに替えるということについて、居住形態別にみると、『実施済み』は「持家（マンション等集合住宅）」が40.0%と最も高く、全体の28.3%に比べても高い割合となっています。



【エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯機を設置する】

効率の良い給湯機の設置について、居住形態別にみると、『実施済み』は「持家（一戸建て）」が29.6%と最も高く、次いで「持家（マンション等集合住宅）」が15.0%となっています。

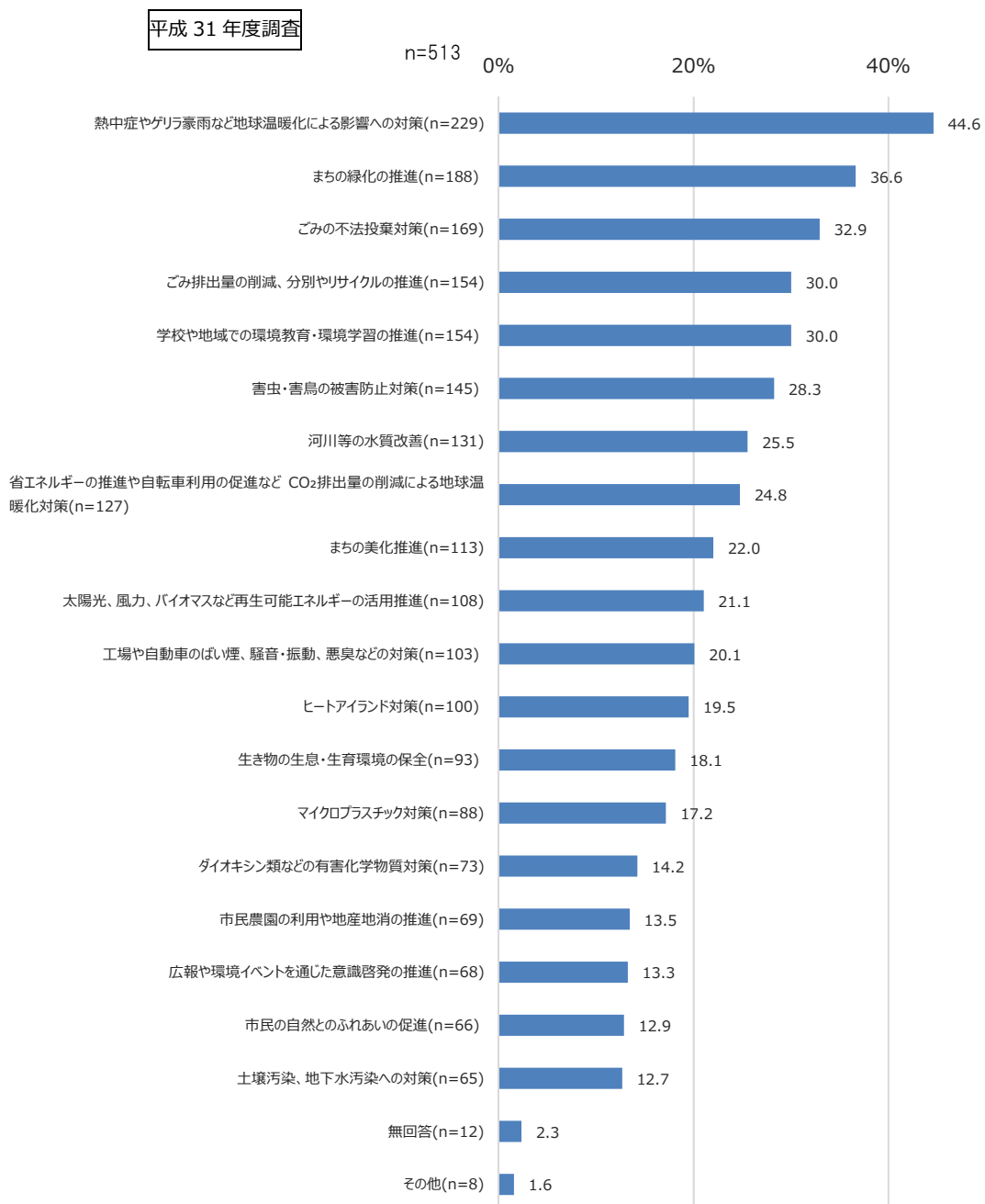


4) 市の環境への取組について

①市が重点的に取り組むべき環境対策について（問 13）（MA5 つまで）

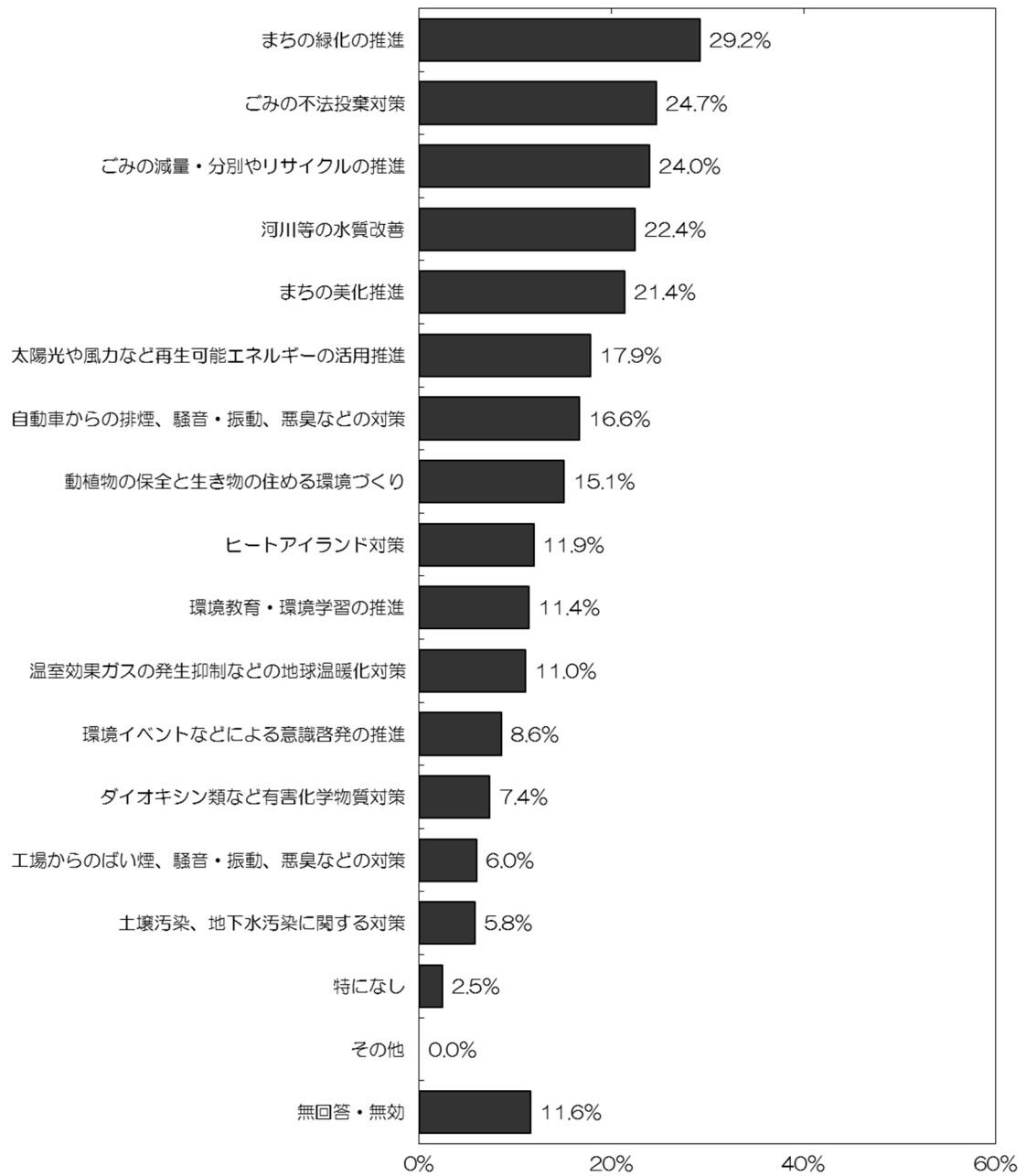
市が重点的に取り組むべき環境対策としては、「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」が 44.6%と最も高く、次いで「まちの緑化の推進」が 36.6%、その他、「ごみの不法投棄対策」、「ごみ排出量の削減、分別やリサイクルの推進」及び「学校や地域での環境教育・環境学習の推進」が 30%台となっています。

平成 26 年度調査と比べると、回答項目や回答選択数の変更により、単純な比較はできませんが、新たに項目を追加した「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」、「学校や地域での環境教育・環境学習の推進」の割合が高くなっており、関心の高さがうかがわれます。



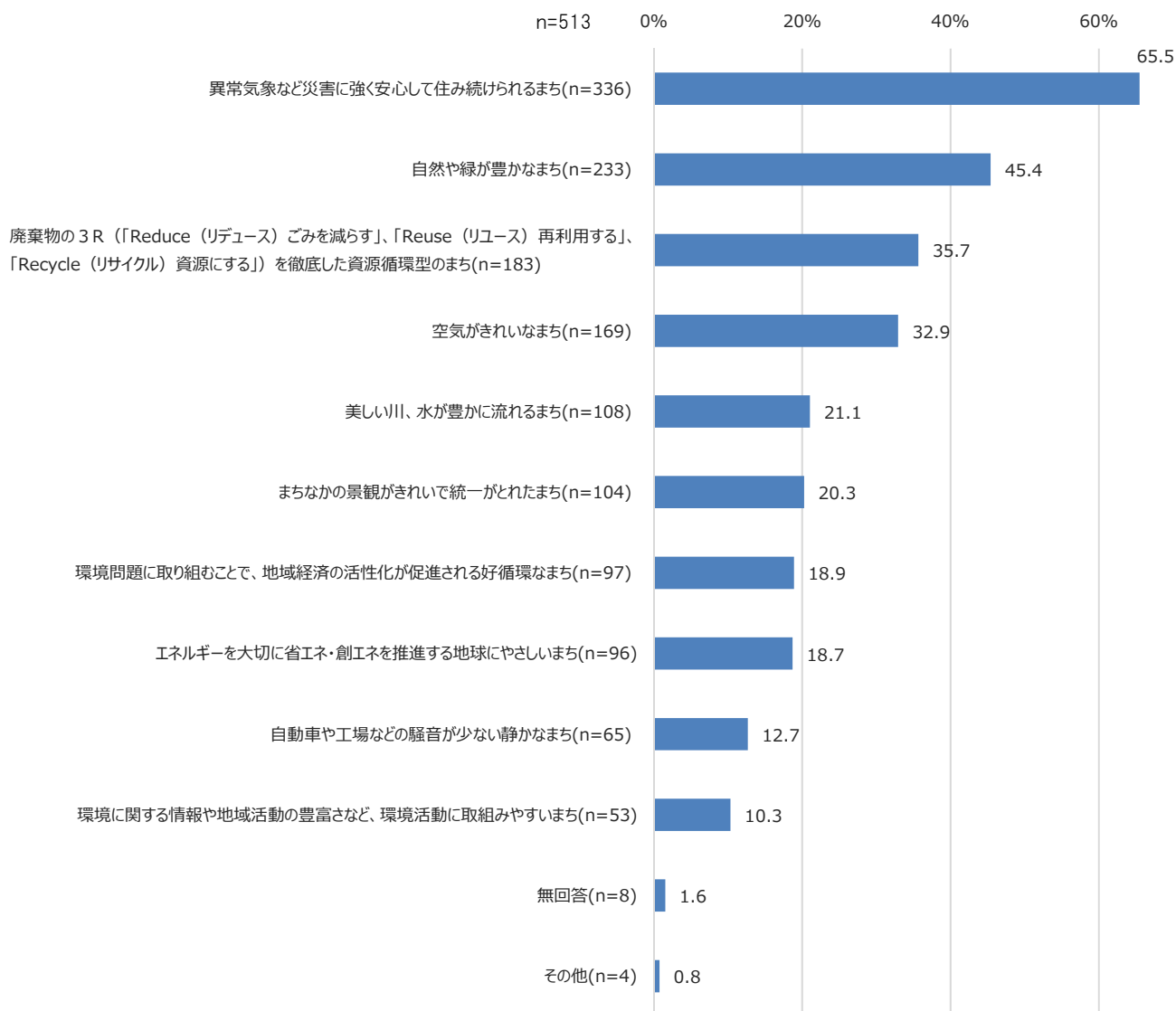
平成 26 年度調査

(N=571)



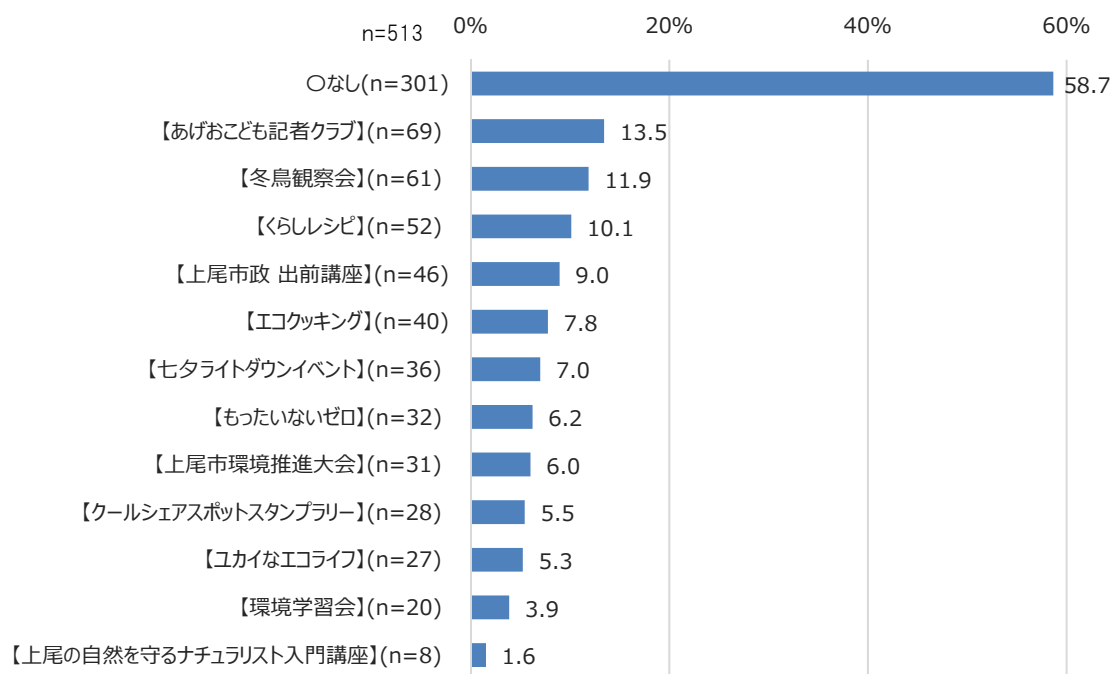
②上尾市の環境のあるべき姿について（問 14）（MA3 つまで）

上尾市の環境のあるべき姿については、「異常気象など災害に強く安心して住み続けられるまち」が 65.5%と最も高く、他の項目と比較しても割合が高くなっています。次いで割合が高いのは「自然や緑が豊かなまち」が 45.4%、「廃棄物の 3R（「Reduce（リデュース）ごみを減らす」、「Reuse（リユース）再利用する」、「Recycle（リサイクル）資源にする」）を徹底した資源循環型のまち」が 35.7%となっています。



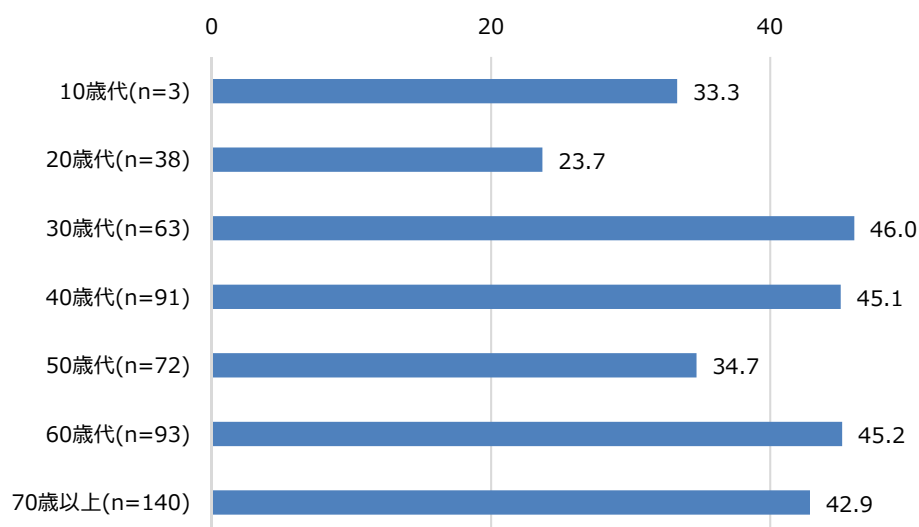
③-1 市の実施する環境のイベントや取組の認知度（問 15）（知っているものに○）

市の実施する環境のイベントや取組の認知度についてみると、12の取組のうち1つでも知っているものがある人は41.3%、すべて知らない人は58.7%となっています。最も認知度の高いものは、「あげおこども記者クラブ」で13.5%、次いで「冬鳥観察会」11.9%となっています。



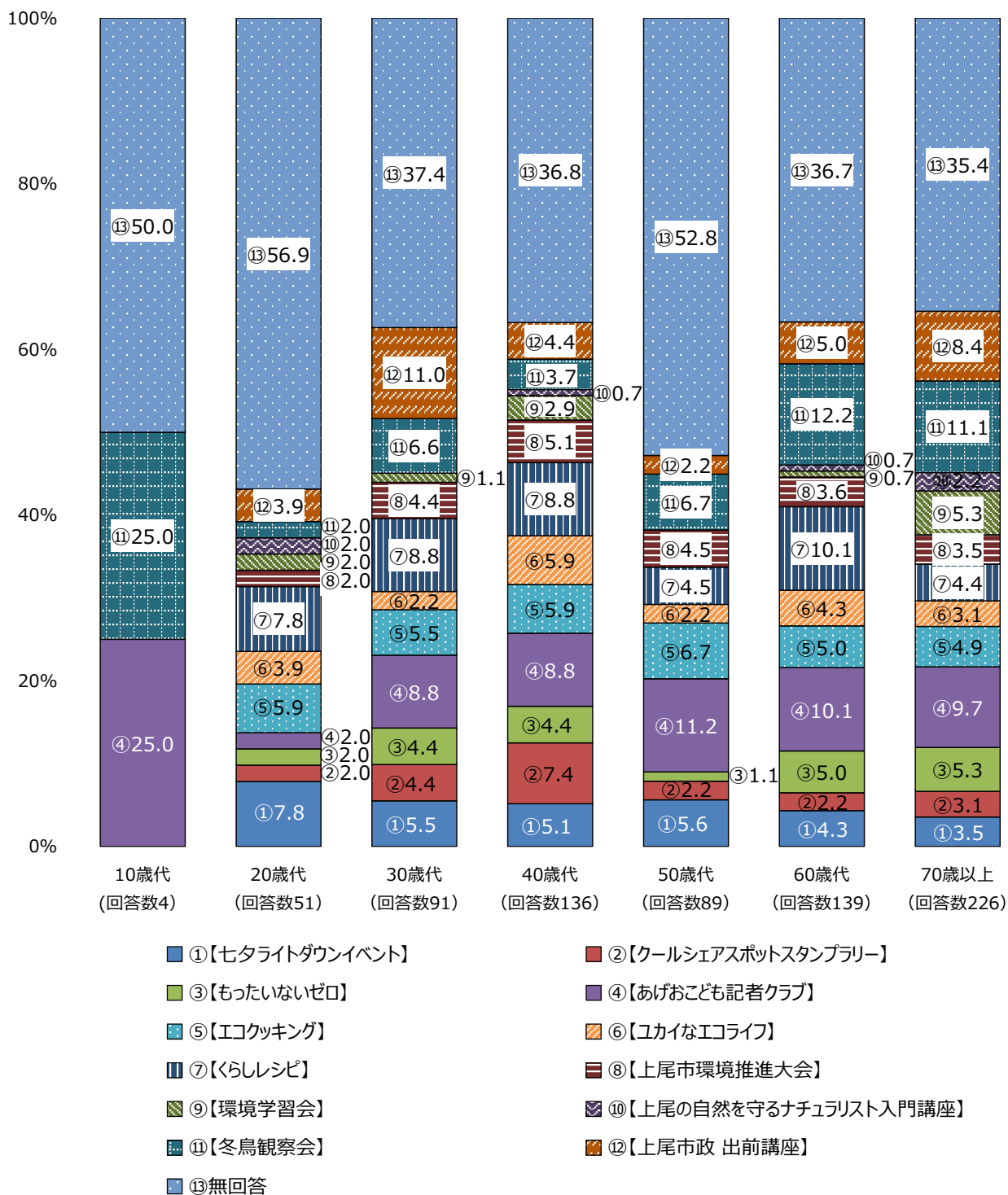
③-2 市の実施する環境イベントを1つでも知っている人の年代別割合（クロス集計）

市の実施する環境イベントや取組の認知度について、『1つでも知っている人』の年代別の状況についてみると、「10歳代」、「20歳代」、「50歳代」の割合が他の年代に比べ低くなっています。



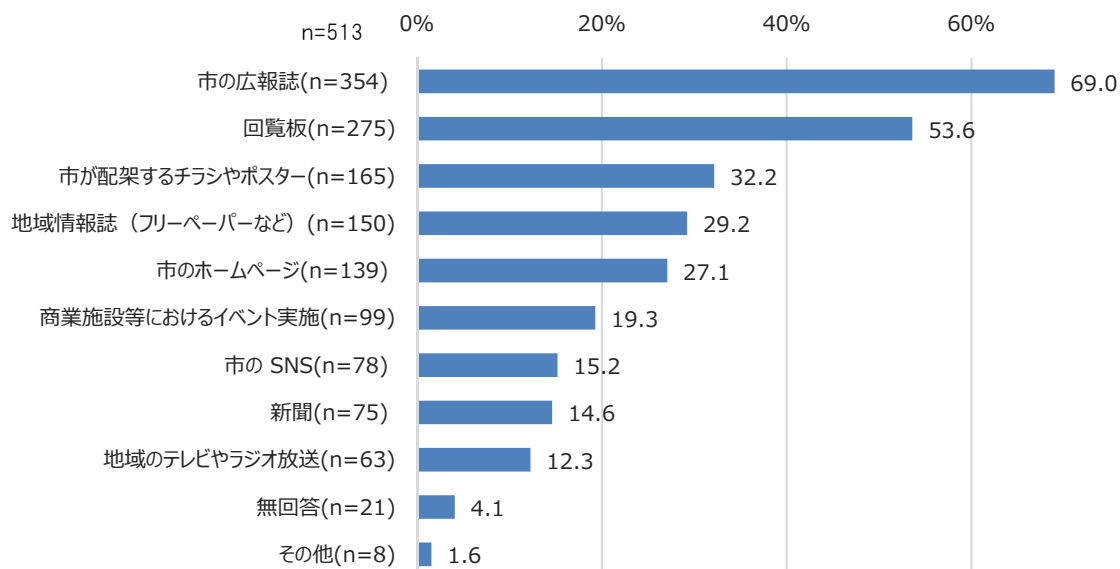
③-3 年齢別の市の実施する環境イベントや取組の認知度（クロス集計 回答数ベース）

市の実施する環境イベントや取組の認知度について、年齢別の回答数の割合でみると、『10歳代』では、「あげおこども記者クラブ」「冬鳥観察会」の割合が最も高く、『20歳代』では「セタライトダウンイベント」「くらしレシピ」、『30歳代』では「上尾市政出前講座」、『40歳代』では「あげおこども記者クラブ」「くらしレシピ」、『50歳代』では「あげおこども記者クラブ」、『60歳代』『70歳代』では「冬鳥観察会」がそれぞれ最も高い割合となっています。（総回答数 736）



④-1 市の環境情報の有効な発信手法について（問 16）（MA あたりはまるものすべて）

市の環境情報を入手する場合の有効な媒体についてみると、「市の広報誌」が 69.0%と最も高く、次いで「回覧板」53.6%、「市が配架するチラシやポスター」が 32.2%となっています。



年齢別の市の環境情報を入手する場合の手法については、「市の広報誌」や「回覧板」が各年代を通して割合が高くなっています。

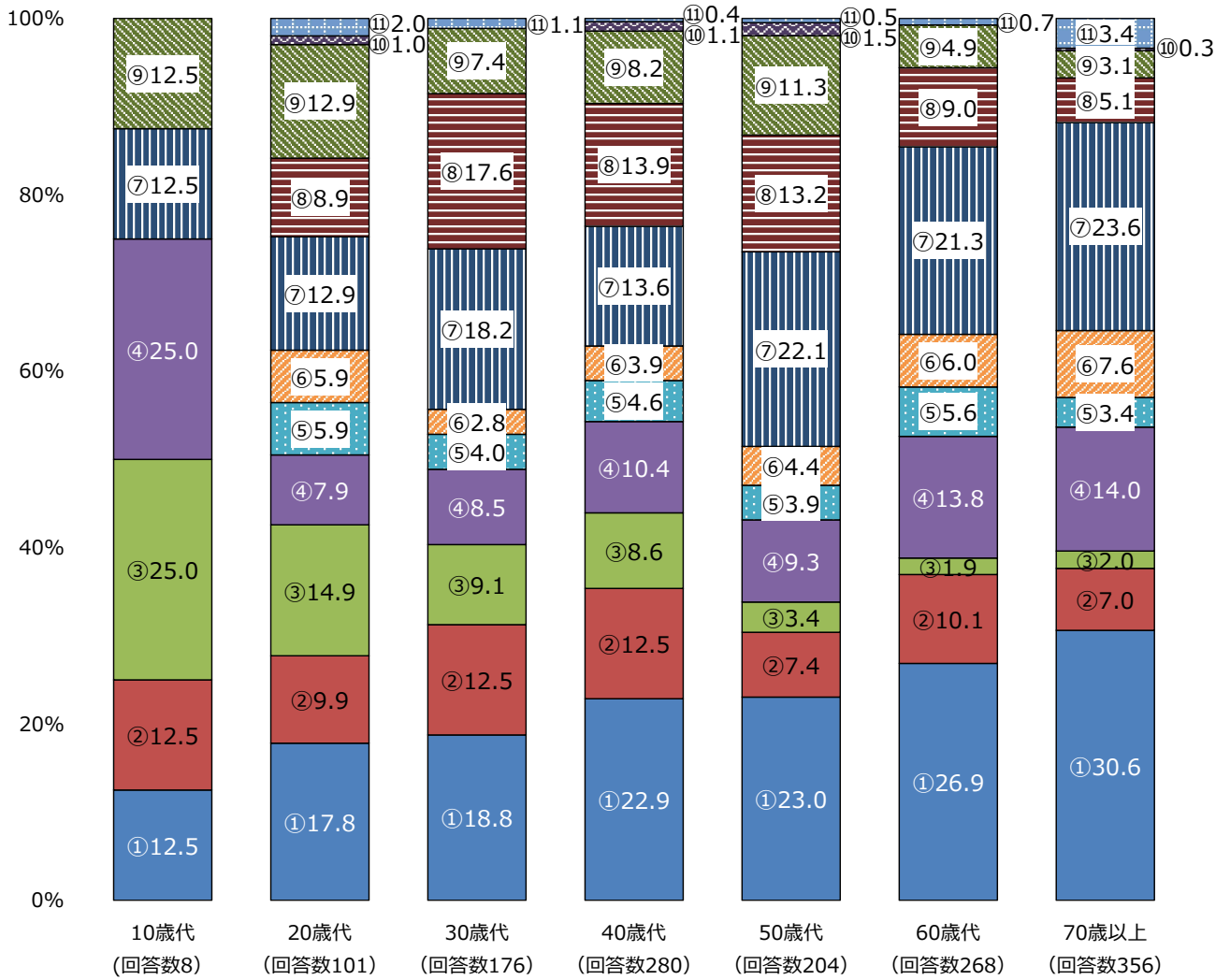
広報媒体別の傾向として、「市の広報誌」や「回覧板」においては 50 歳代以上の割合が高く、「市の SNS」では 10 歳代から 20 歳代の割合が高く、「地域情報誌（フリーペーパーなど）」では 30 歳代～40 歳代の割合が高くなっています。広報媒体の発信方法や内容の違いにより、若者、ファミリー層、高齢者など、情報を届けるターゲットとなる年代に違いが見られます。

【市の環境情報を入手する場合の手法】

(%)

	市の広報誌	市のホームページ	市の SNS	市が配架するチラシやポスター	地域のテレビやラジオ放送	新聞	回覧板	地域情報誌（フリーペーパーなど）	商業施設等におけるイベント実施	その他	無回答
全体 (回答数1393)	24.8	9.7	5.5	11.6	4.4	5.3	19.3	10.5	6.9	0.6	1.5
10歳代 (回答数8)	12.5	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0
20歳代 (回答数101)	17.8	9.9	14.9	7.9	5.9	5.9	12.9	8.9	12.9	1.0	2.0
30歳代 (回答数176)	18.8	12.5	9.1	8.5	4.0	2.8	18.2	17.6	7.4	0.0	1.1
40歳代 (回答数280)	22.9	12.5	8.6	10.4	4.6	3.9	13.6	13.9	8.2	1.1	0.4
50歳代 (回答数204)	23.0	7.4	3.4	9.3	3.9	4.4	22.1	13.2	11.3	1.5	0.5
60歳代 (回答数268)	26.9	10.1	1.9	13.8	5.6	6.0	21.3	9.0	4.9	0.0	0.7
70歳以上 (回答数356)	30.6	7.0	2.0	14.0	3.4	7.6	23.6	5.1	3.1	0.3	3.4

※項目ごとに上位 3 つの年代まで着色

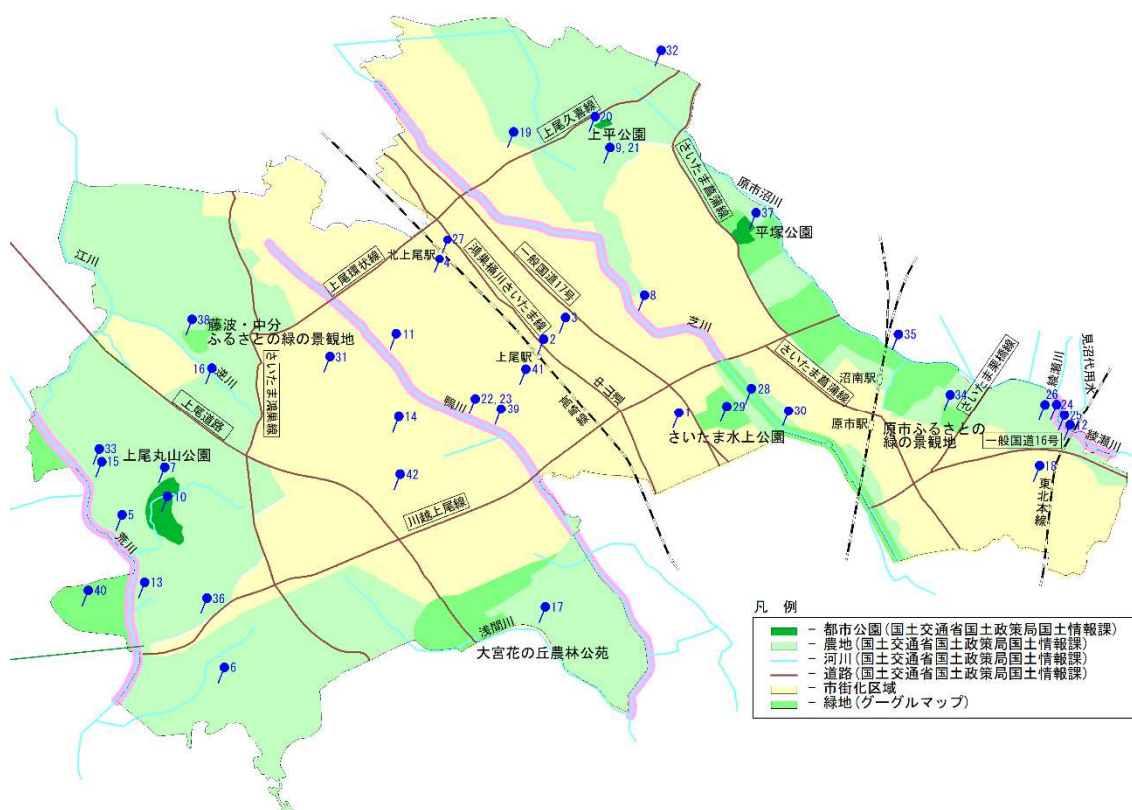


- ①市の広報誌
- ②市のホームページ
- ③市の SNS
- ④市が配架するチラシやポスター
- ⑤地域のテレビやラジオ放送
- ⑥新聞
- ⑦回覧板
- ⑧地域情報誌 (フリーペーパーなど)
- ⑨商業施設等におけるイベント実施
- ⑩その他
- ⑪無回答

⑤上尾市で孫世代まで残したい場所・風景（問 17）（自由記入）

孫世代まで残したい場所・風景としては、174人（33.9%）からの意見があり、最も回答が多いものは「上尾丸山公園」で、約4割の人が回答しています。その他にも『公園』としては、「上尾運動公園」、「さいたま水上公園」、「上平公園」といった回答が多くみられました。また、『風景』としては、「荒川沿い」、「鴨川沿い」、「文化センターの桜並木」などといった回答が挙げられています。また、行事に関する回答もあり、上尾花火大会、平方どろいんきょ、畔吉ささら獅子舞といった回答がみられました。

【孫世代まで残したい場所・風景】



場所			
1	上尾運動公園	15	榎本牧場
2	上尾駅	16	大石の雑木林
3	上尾駅から市役所までの街路樹	17	大宮花の丘農林公苑
4	上尾高校	18	尾山台遺跡
5	上尾サイクリングロード西	19	上平小学校
6	上尾市健康プラザわくわくランド	20	上尾中学校
7	上尾市自然学習館	21	上平公園
8	上尾市文化センターの桜並木	22	鴨川河川敷
9	上尾市民球場	23	鴨川沿いの桜
10	上尾丸山公園	24	瓦葺中学校周辺の見沼代用水、 田んぼの風景
11	浅間台大公園	25	瓦葺掛樋跡
12	綾瀬川河川敷	26	瓦葺公園
13	荒川河川敷	27	北上尾駅
14	今泉の十連寺	28	埼玉アイスアリーナ
29	さいたま水上公園	39	富士見親水公園
30	芝川河川敷	40	三ツ又沼ビオトープ
31	下芝水辺公園	41	谷津観音堂
32	菅谷と伊奈町の境界の田園地帯	42	ゆりが丘公園
33	殿山聖地墓苑		
34	原市ふるさとの緑の景観地		
35	原市沼		
36	平方の馬蹄寺		
37	平塚公園		
38	藤波・中分ふるさとのみどりの景観地		

⑥環境にかかわる自由意見

160人(31.1%)の方より環境への意見がありました。年齢別の回答割合をみると、『40歳代』が22.5%と最も高く、次いで『70歳以上』21.9%、『60歳代』17.5%となっています。幅広い年代から様々な意見が寄せられています。

『20歳代』の主な意見としては、「ごみ拾いのボランティアがあれば参加したい」など環境美化に関する回答がありました。

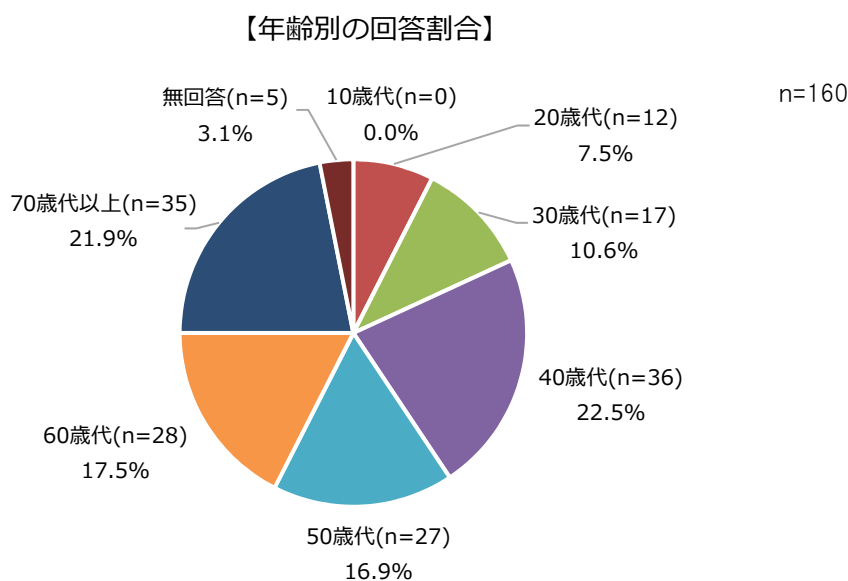
『30歳代』の主な意見としては、「子どもの思い出になるような環境の取組を行ってほしい」や「学校の授業で環境問題を取り扱ってほしい」など子どもを通じた環境への取組意識がうかがわれました。

『40歳代』では、「バスの利便性の向上(渋滞解消)」や「公園を増やしてほしい」、「子どもが遊べる場所が欲しい」など、日常生活の改善に対する意見が見られました。

『50歳代』では「リサイクル活動の推進」や「ごみの分別の徹底」といった意見が見られ、資源循環型社会への関心の高さがうかがわれました。

『60歳代』では「以前に比べ、虫や鳥などが少なくなった」や「道路や公園の周りがごみ置き場になっている」といった意見が見られ、地域を良くしたいという意識がうかがわれました。

『70歳代以上』では、「市民の環境への関心を高める取組を行う」や「市の環境対策を市民へアピール」といった意見が見られ、市の環境対策への期待がうかがわれました。

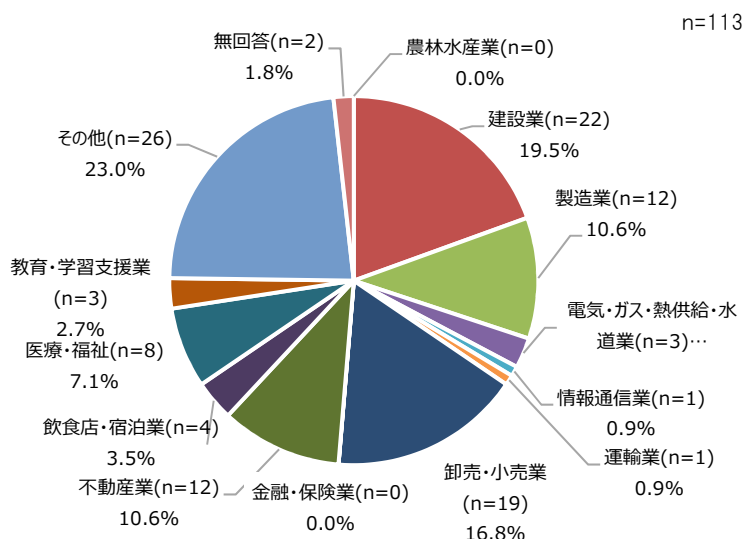


3. 事業者アンケート調査結果

1) 事業所の属性

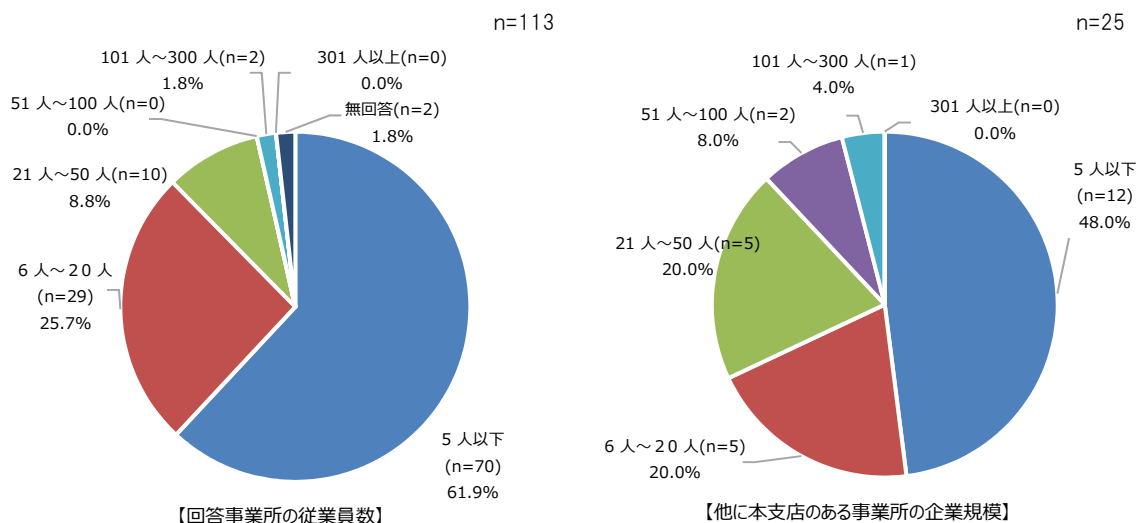
①業種 (問 1) (SA)

回答事業所の業種についてみると、「その他」の割合が 23.0%と一番多くなっており、次いで「建設業」19.5%、「卸売・小売業」16.8%となっています。「その他」の内訳についてみると、サービス業が7事業所で最も多く、印刷業、経済団体などとなっています。「農林水産業」、「金融・保険業」は該当ありませんでした。



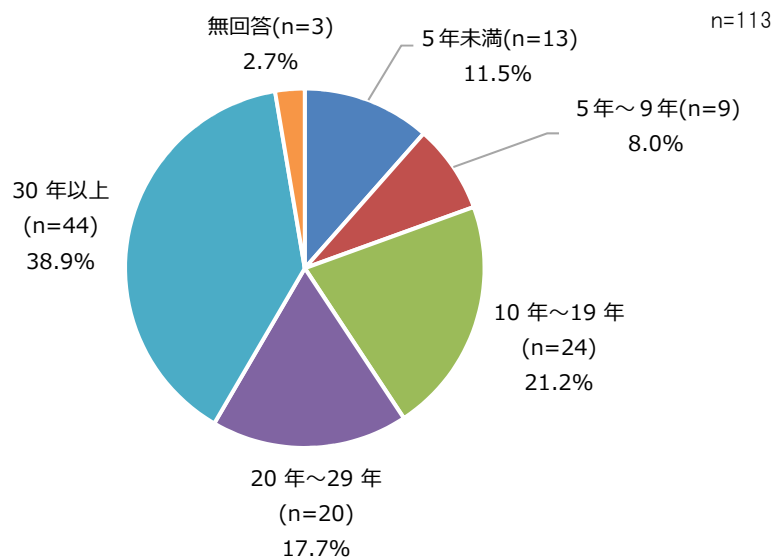
②従業員数 (問 2-1、問 2-2) (SA)

事業所単位の従業員数についてみると、「5人以下」が61.9%で最も多く、次いで「6人～20人」が25.7%、「21人～50人」が8.8%となっています。他に本支店のある事業所は25事業所あり、企業規模についてみると、「5人以下」が48.0%と最も多く、「6人～20人」が20.0%、「21人～50人」が20.0%となっています。



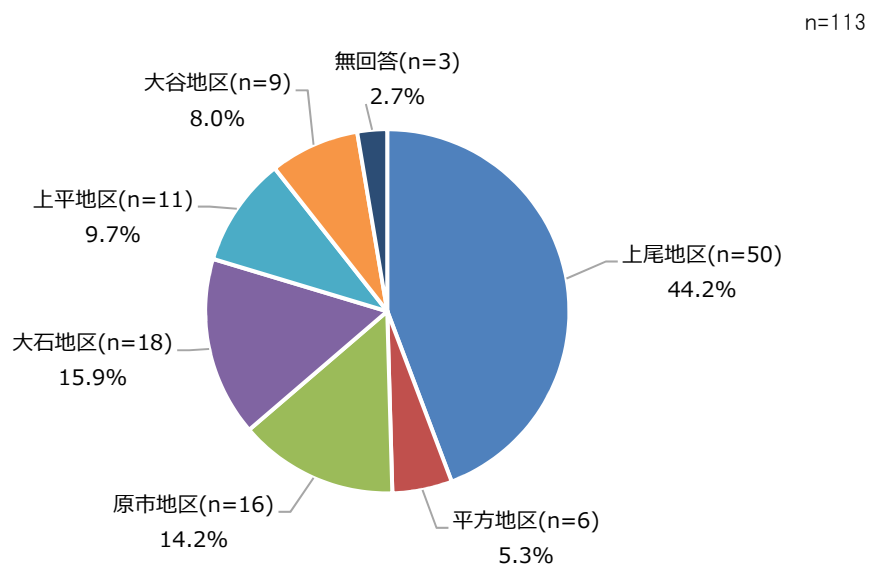
③市内での開業年数（問3）（SA）

市内での開業年数についてみると、「30年以上」が38.9%と最も多く、次いで「10年～19年」が21.2%、「20年～29年」が17.7%となっています。



④事業所の所在地区（問4）（SA）

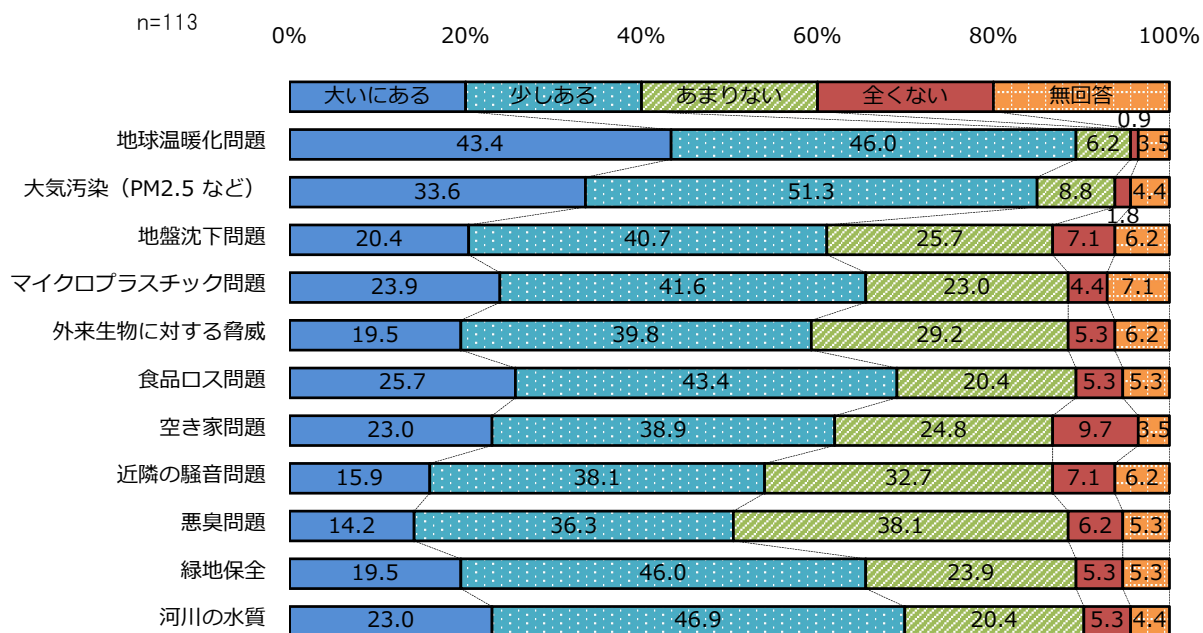
事業所の所在地区についてみると、「上尾地区」が44.2%と最も高く、次いで「大石地区」が15.9%、「原市地区」が14.2%となっています。



2) 事業所の環境への関心や取り組みについて

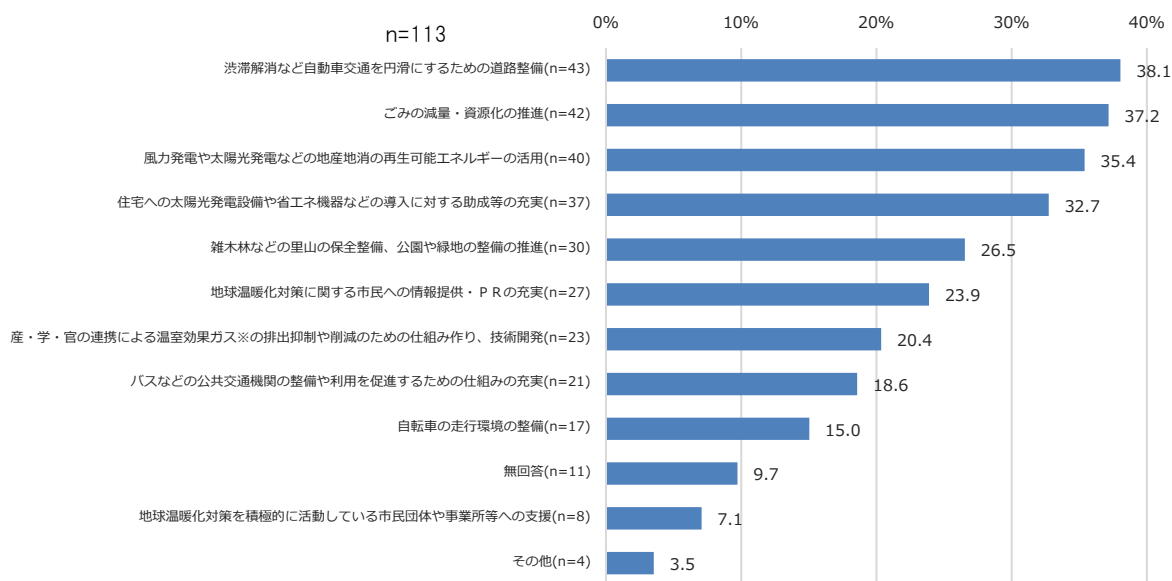
①-1 環境問題への関心度 (問 5-1) (SA)

環境問題への関心度についてみると、『大いにある』項目としては、「地球温暖化問題」が43.4%と最も高く、次いで「大気汚染」が33.6%、「食品ロス問題」が25.7%となっています。「地球温暖化問題」、「大気汚染」については、『少しある』も含めると、8割以上の事業所が「関心がある」と回答しています。



①-2 地球温暖化対策として市が重点的に進めること (問 5-2) (MA 回答3つまで)

問 5-1 において、地球温暖化問題に「関心がある」と回答した事業所において、市が重点的に進めるべき地球温暖化対策としては、「渋滞解消など自動車交通を円滑にするための道路整備」が38.1%で最も高く、次いで「ごみの減量・資源化の推進」が37.2%、「風力発電や太陽光発電などの地産地消の再生可能エネルギーの活用」が35.4%となっています。



①-3 業種別の環境問題への関心度（クロス集計）

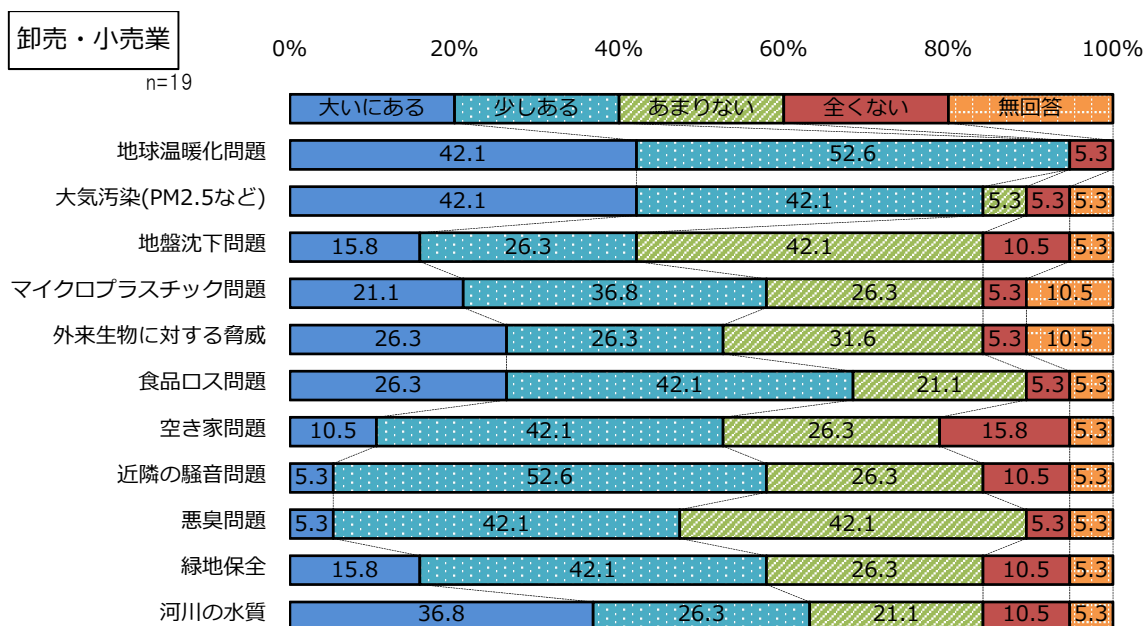
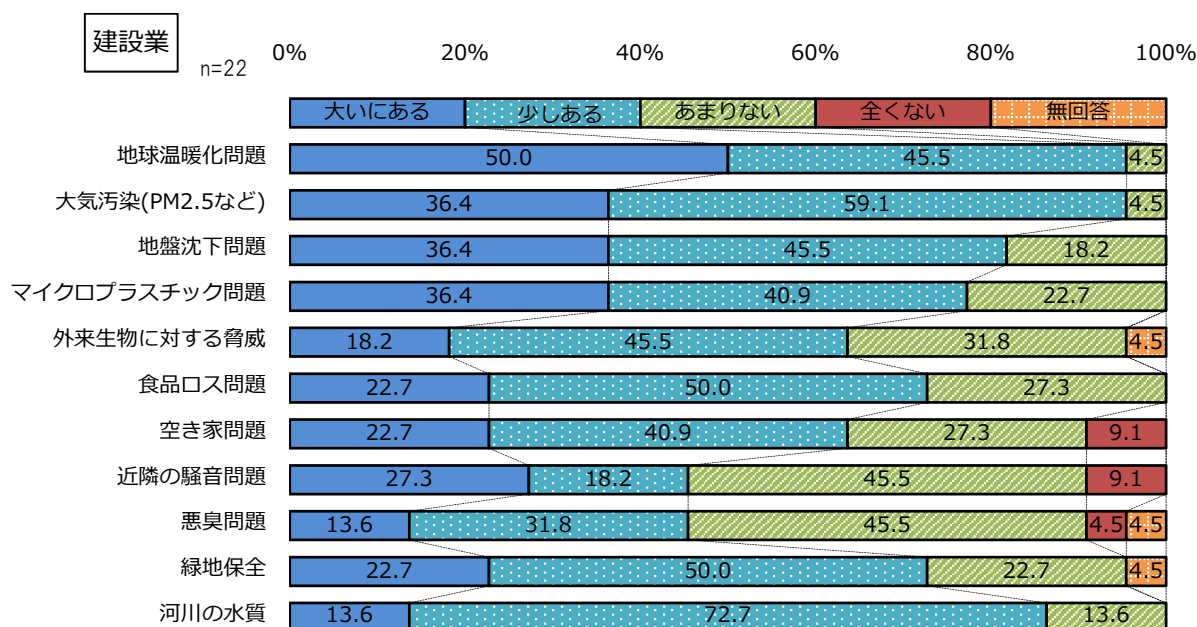
8 事業所以上の回答があった業種について、業種ごとに環境問題への関心度（「大いにある」の割合）についてみると、『建設業』では「地球温暖化問題」への関心が高くなっています。

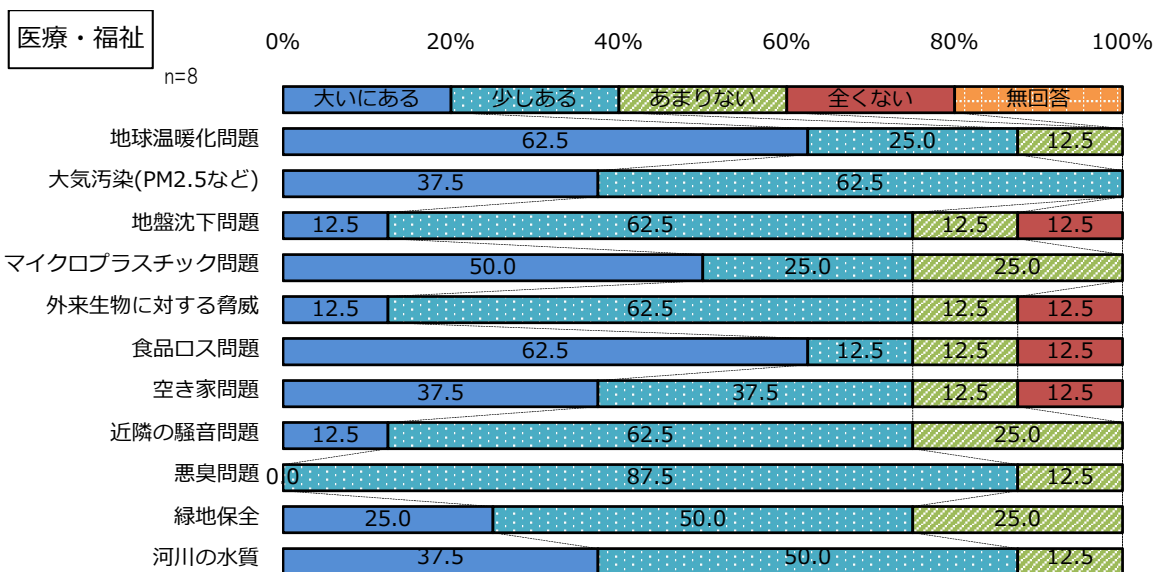
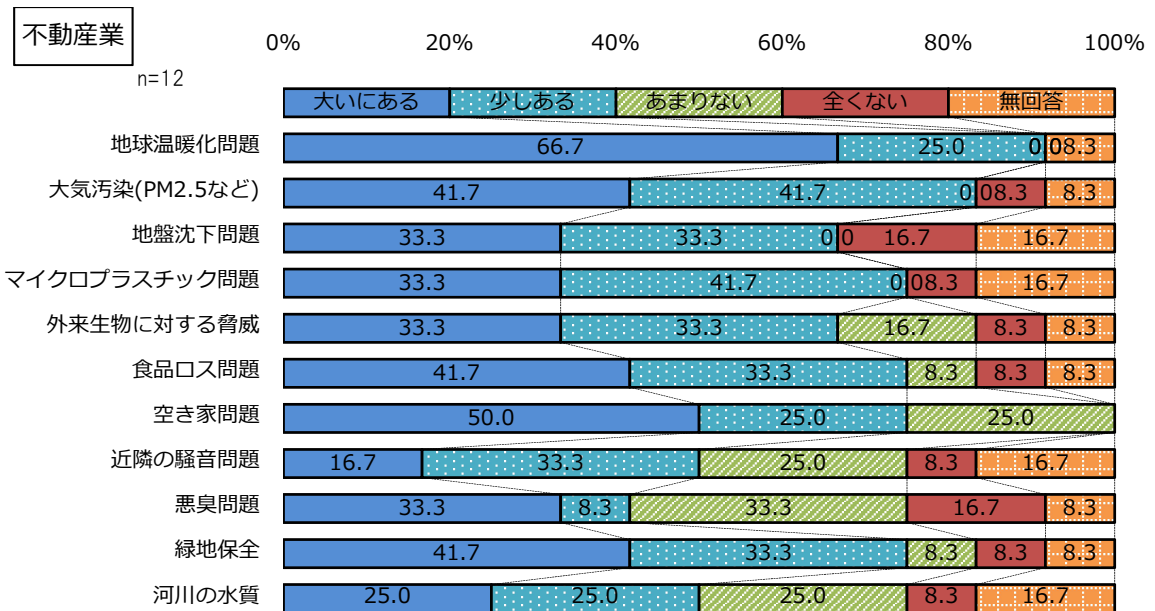
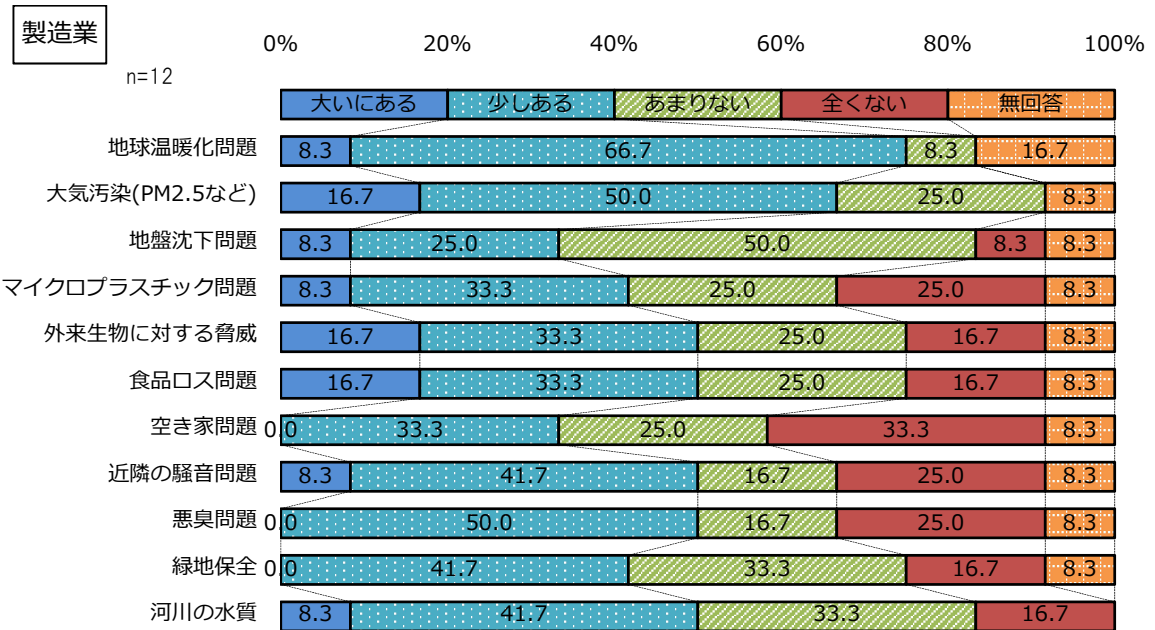
『卸売・小売業』では「地球温暖化問題」、「大気汚染」への関心が高くなっています。

『製造業』では、「大いにある」の割合が他の業種に比べて総じて低くなっており、特に関心の高い項目はありません。

『不動産業』では「地球温暖化問題」、「空き家問題」、「大気汚染」、「食品ロス問題」、「緑地保全」への関心が高くなっています。

『医療・福祉』では「地球温暖化問題」、「食品ロス問題」、「マイクロプラスチック問題」への関心が高くなっています。

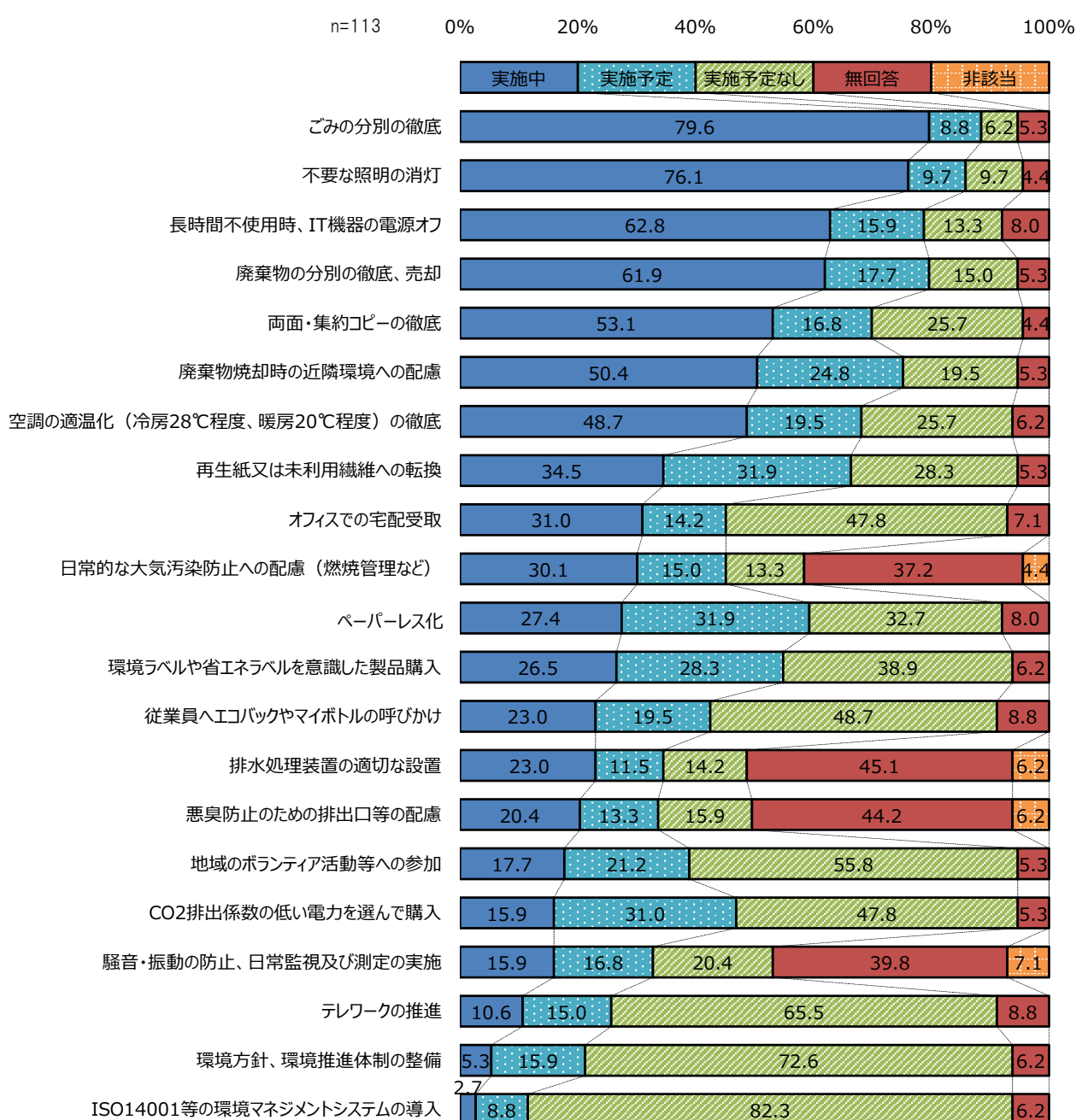




②-1 日常的な環境活動の実施状況（問6）（SA）

日常的な環境活動の実施についてみると、『実施中』では、「ごみの分別の徹底」が79.6%と最も高く、次いで「不要な照明の消灯」が76.1%、「長時間不使用時、IT機器の電源オフ」が62.8%となっています。その他にも、「廃棄物の分別の徹底、売却」、「両面・集約コピーの徹底」、「廃棄物焼却時の近隣環境への配慮」は半数以上の事業所において実施中となっています。

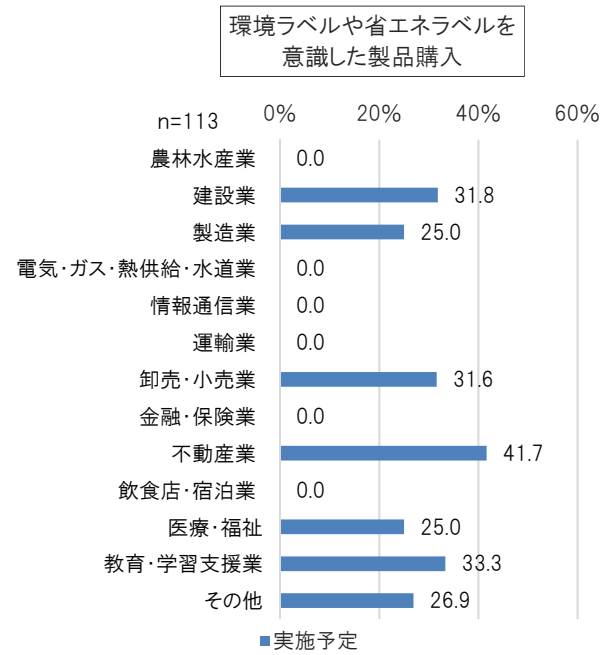
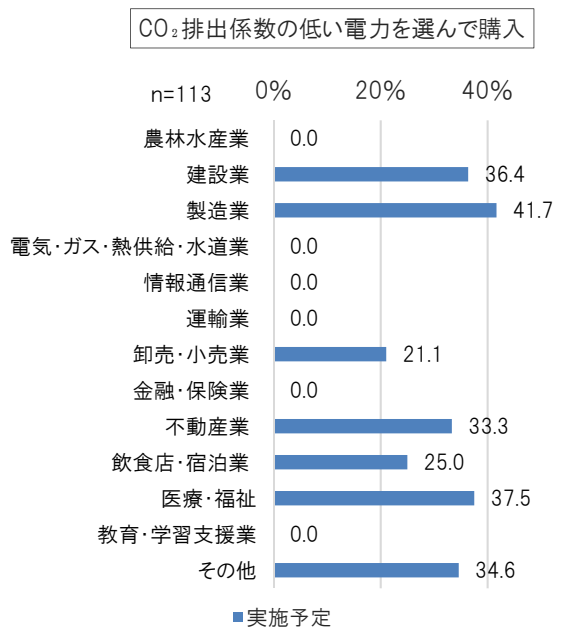
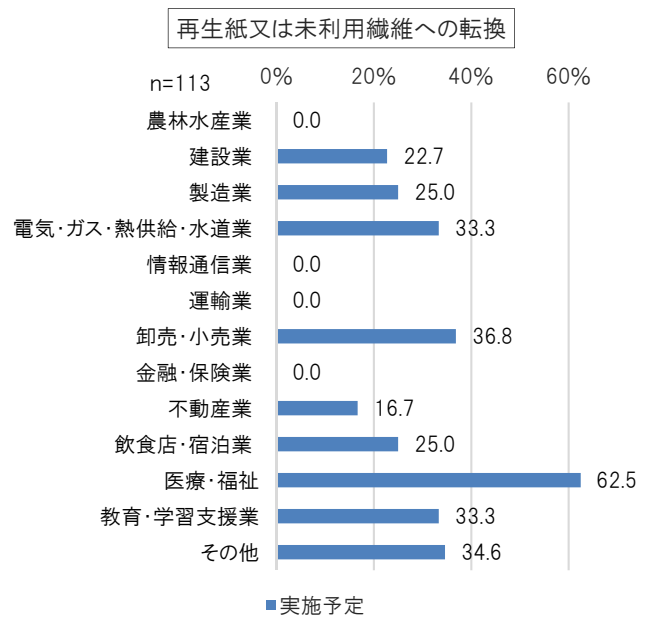
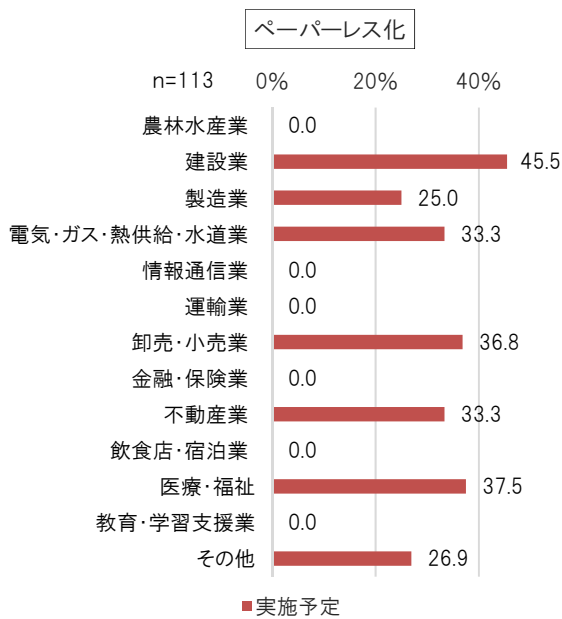
また、『実施予定』についてみると、「再生紙又は未利用繊維への転換」、「ペーパーレス化」がともに31.9%で最も高く、次いで「CO₂排出係数の低い電力を選んで購入」が31.0%、「環境ラベルや省エネラベルを意識した製品購入」が28.3%となっており、グリーン購入や環境に配慮したサービス利用への意識が高まっています。



②-2 業種別の日常的な環境活動への実施予定（クロス集計）

日常的な環境活動として、『実施予定』の回答割合が高かった項目について、業種別に割合をみると、『ペーパーレス化』では、「建設業」が45.5%と最も高くなっています。

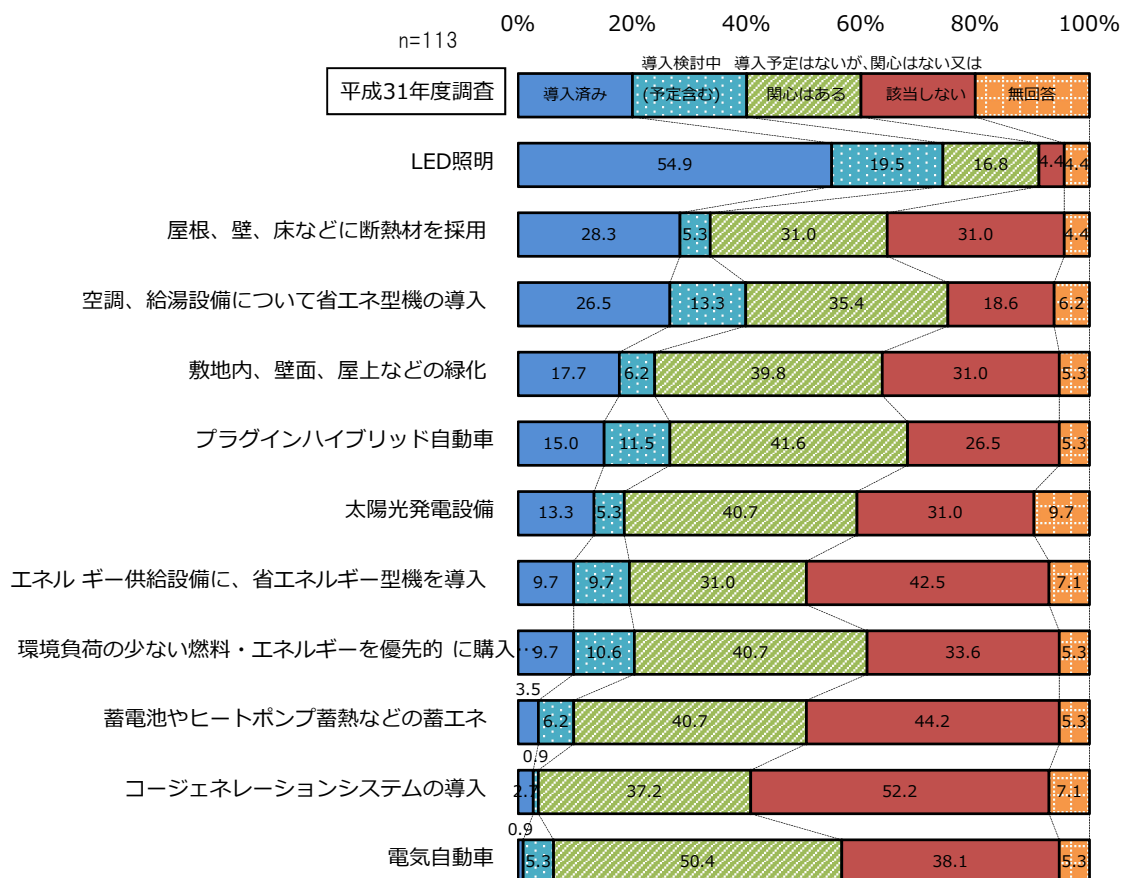
また、『再生紙又は未利用繊維への転換』では「医療・福祉」が62.5%で最も高く、『CO₂排出係数の低い電力を選んで購入』では「製造業」が、「環境ラベルや省エネラベルを意識した製品購入」では「不動産業」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

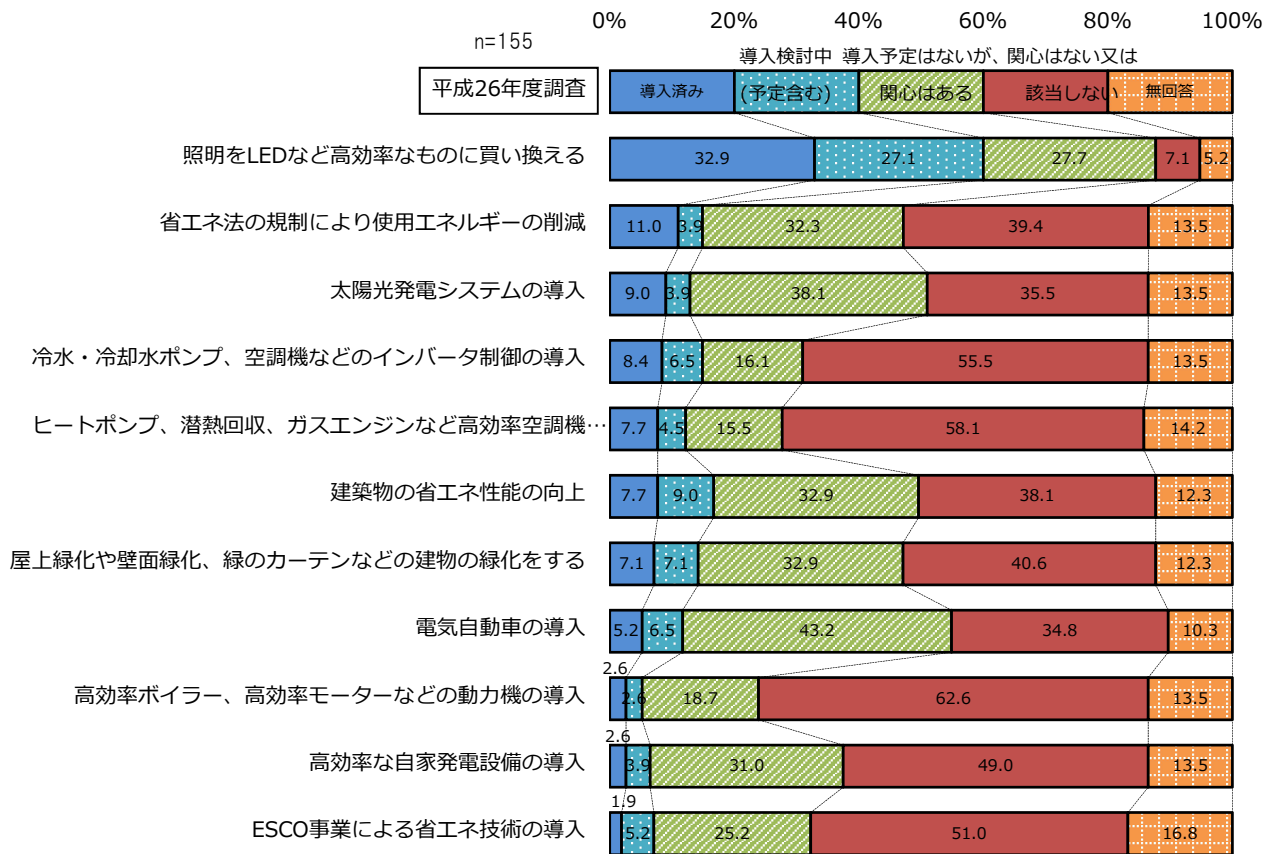


③環境活動に対する取組内容（問7）（SA）

環境活動への取組状況についてみると、「導入済み」の割合が高い項目としては、「LED照明」が54.9%、「屋根、壁、床などに断熱材を採用」が28.3%、「空調、給湯設備について省エネ型機の導入」が26.5%となっています。また、「導入検討中」の割合が高い項目としては「LED照明」が19.5%で最も高く、次いで「空調、給湯設備について省エネ型機の導入」が13.3%、「プラグインハイブリッド自動車」が11.5%となっています。

「導入済み」の状況について平成26年度調査と比較可能な5項目について比べると、「太陽光発電設備」、「LED照明」、「敷地内、壁面、屋上などの緑化」、「エネルギー供給設備に、省エネルギー型機の導入」において導入割合の増加が見られます。「電気自動車」の導入割合は減少していますが、平成26年度と比べると、環境活動の取組が進んでいると考えられます。



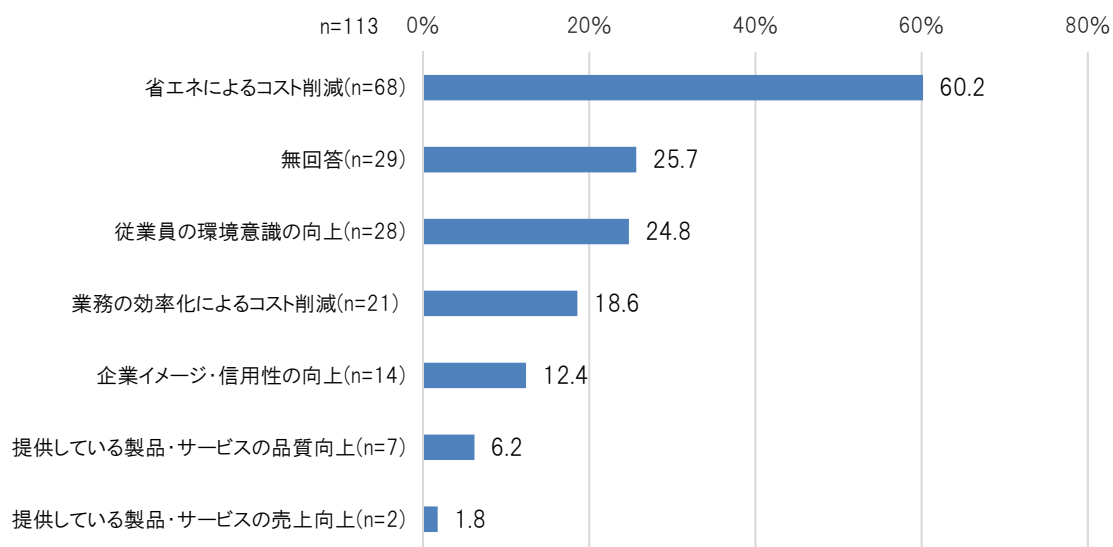


【平成 26 年度調査との「導入済み」項目の比較可能な項目】

「導入済み」の項目	平成 26 年度調査	平成 31 年度調査	増減
太陽光発電設備	9.0%	13.3%	+4.3%
LED 照明	32.9%	54.9%	+22.0%
電気自動車	5.2%	0.9%	▲4.3%
敷地内、壁面、屋上などの緑化	7.1%	17.7%	+10.6%
エネルギー供給設備に、省エネルギー型機の導入	2.6%	9.7%	+7.1%

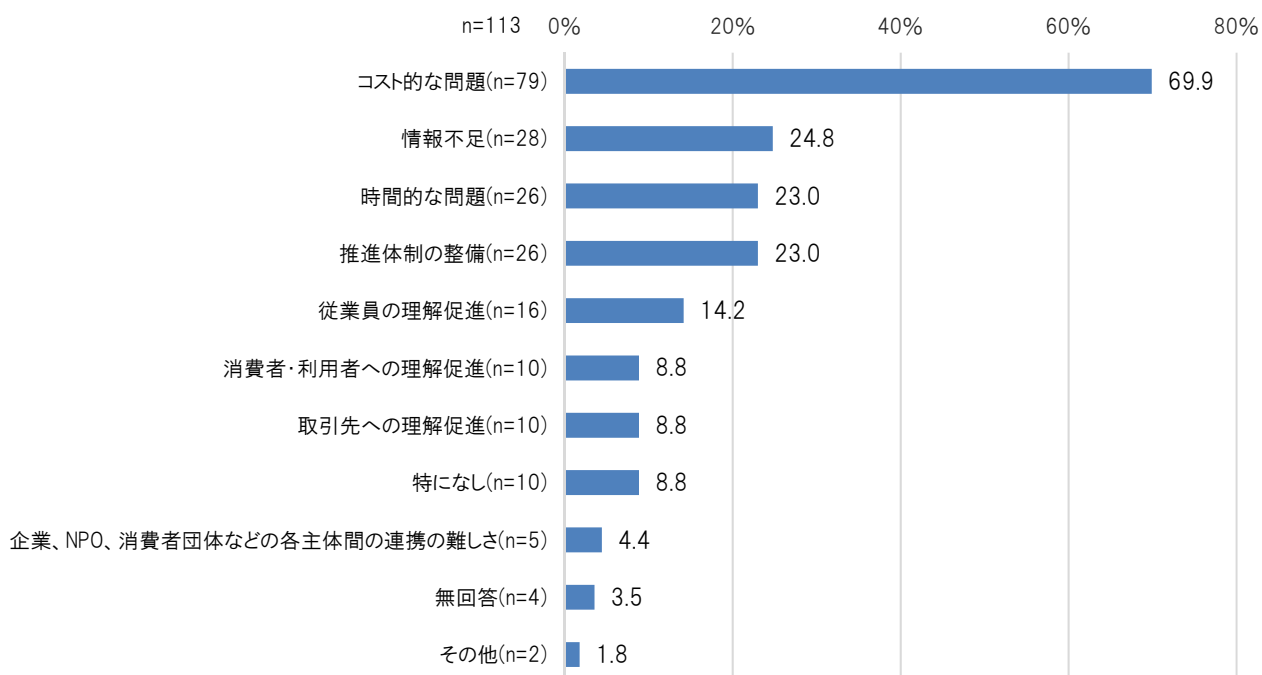
④環境活動に取り組むことで得られた効果（問 8）（MA あてはまるものすべて）

問 6 又は問 7 で一つでも環境活動を実施、導入していると回答した事業所における、環境活動に取り組むことで得られた効果を見ると、「省エネによるコスト削減」が 60.2%と最も高く、次いで「従業員の環境意識の向上」が 24.8%となっています。



⑤環境活動を実施する上での課題（問 9）（MA あてはまるものすべて）

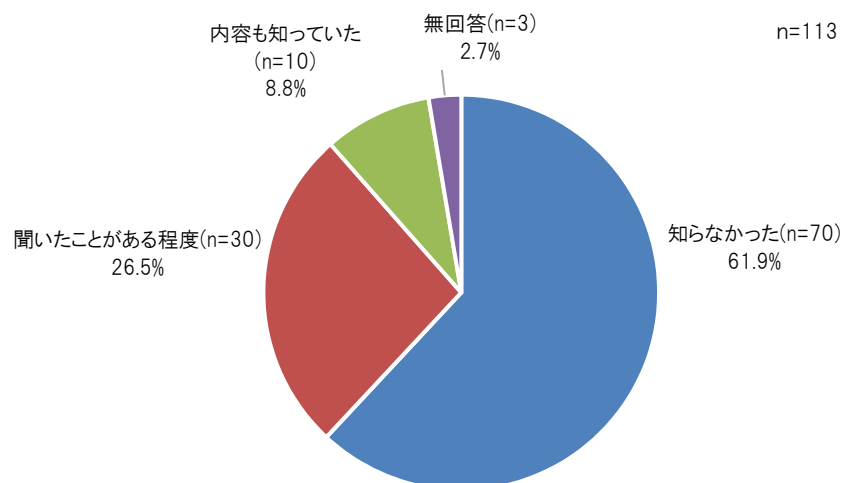
環境活動を実施する際の課題としては、「コスト的な問題」が 69.9%と最も高くなっており、次いで「情報不足」24.8%、「時間的な問題」、「推進体制の整備」がそれぞれ 23.0%となっています。



3) SDGs (Sustainable Development Goals) について

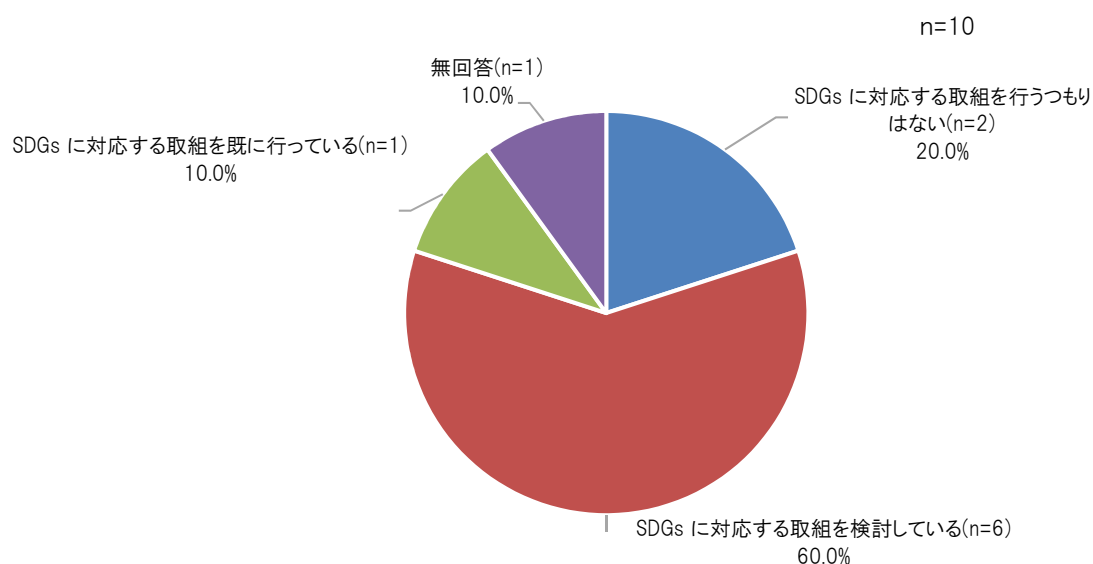
①SDGs の認知度について (問 10) (SA)

SDGs の認知度についてみると、「知らなかった」が 61.9%と最も多く、「内容を知っていた」事業所は 8.8%となっています。



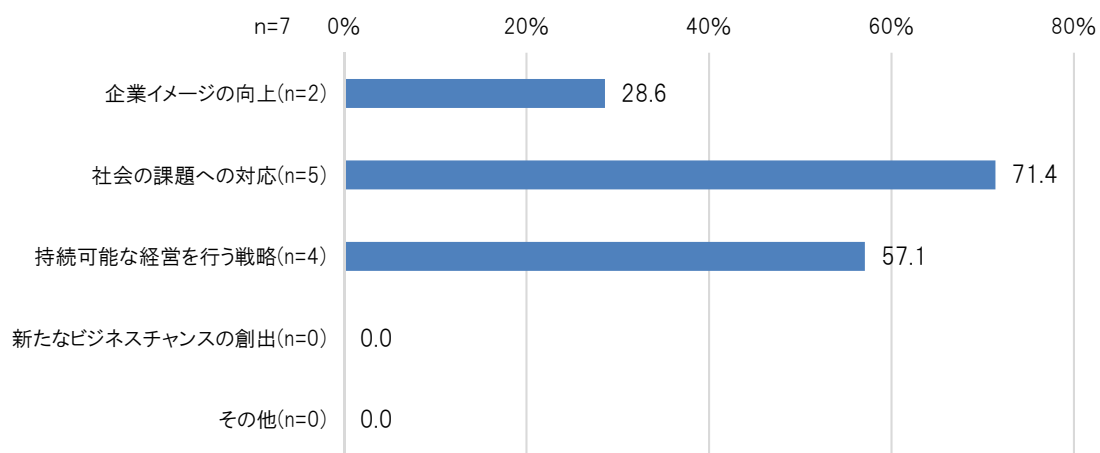
②-1 SDGs への対応状況について (問 11-1) (SA)

問 10 において、「SDGs の内容も知っていた」と回答した 10 事業所の SDGs への対応状況についてみると、「SDGs に対応する取組を検討している」が 6 事業所で最も多く、次いで「SDGs に対応する取組を行うつもりはない」が 2 事業所、「SDGs に対応する取組を既に行っている」が 1 事業所、「無回答」が 1 事業所となっています。



②-2 SDGs に対応する取組を行う目的（問 11-2）（MA あてはまるものすべて）

SDGs への取組を検討又はすでに行っている 7 事業所における、その目的についてみると、「社会の課題への対応」が 5 社と最も多く、次いで「持続可能な経営を行う戦略」が 4 社、「企業イメージの向上」が 2 社となっています。



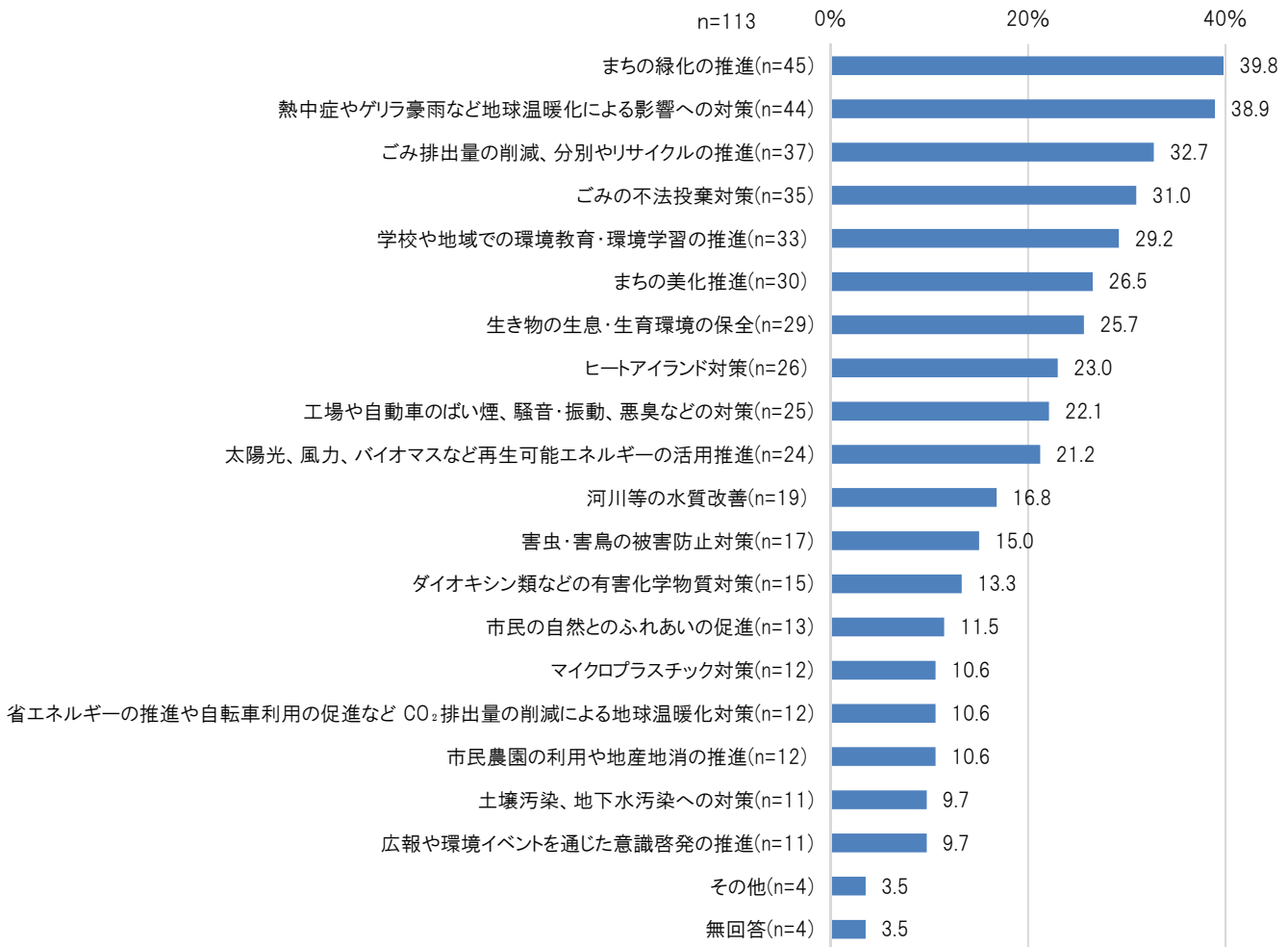
②-3 SDGs に対応する取組内容（問 11-3）（自由記入）

SDGs に対応する取組内容としては、「サステナビリティを意識した家づくり（建設業）」や「来院者への SDGs に関連する項目の説明（医療・福祉）」といったことが挙げられています。

4) 市の環境への取組について

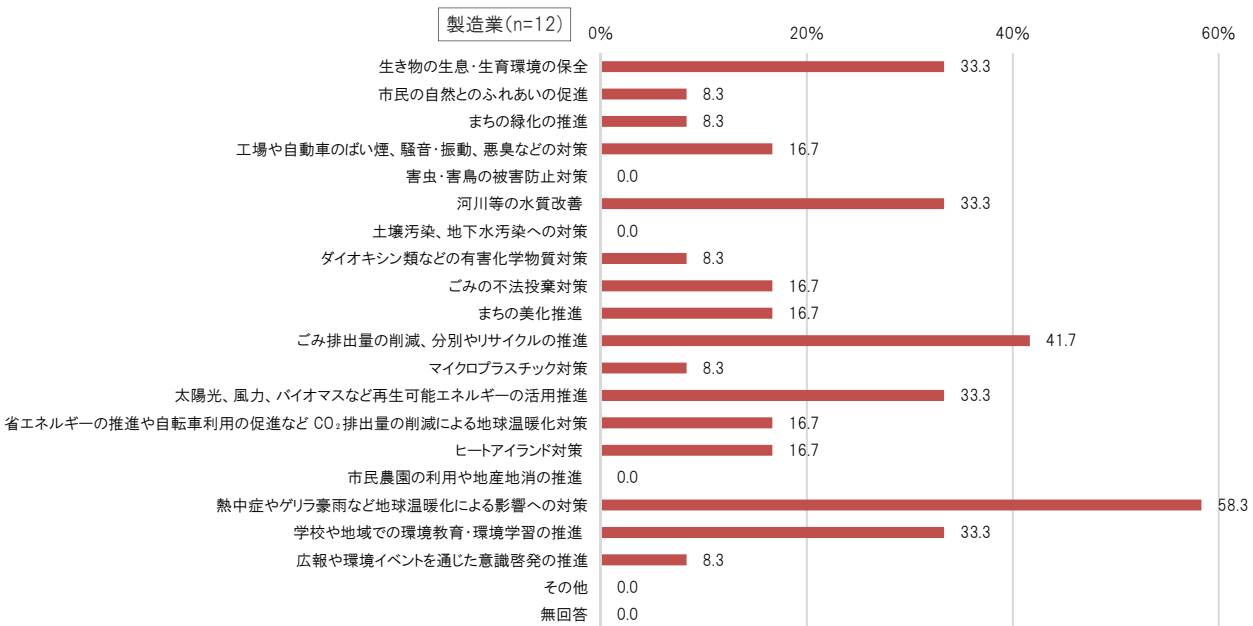
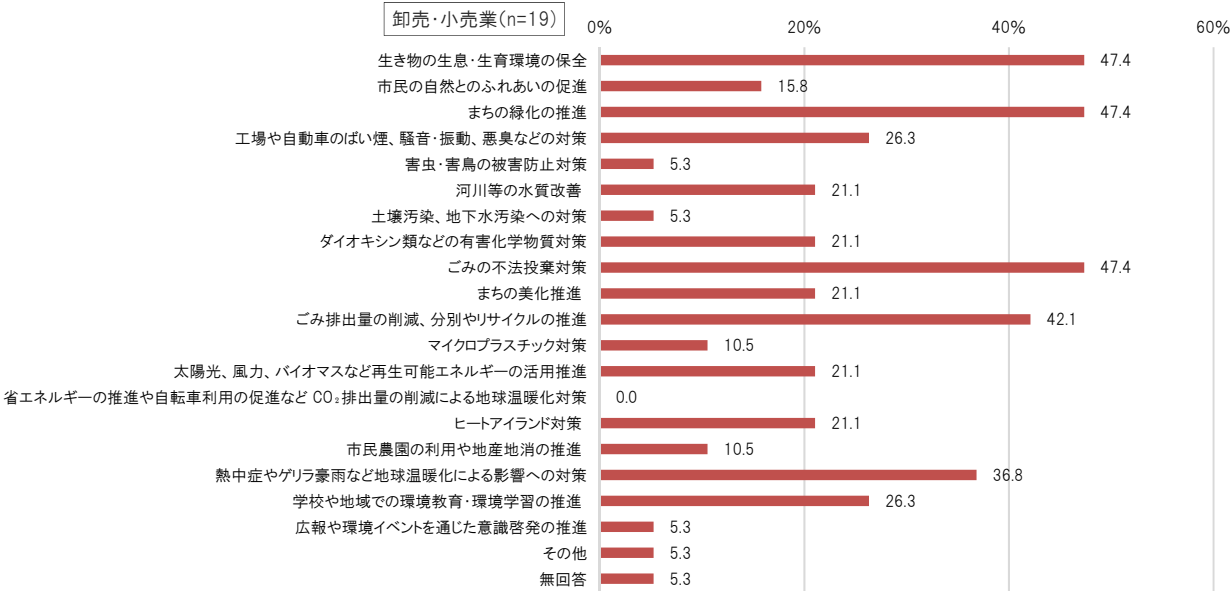
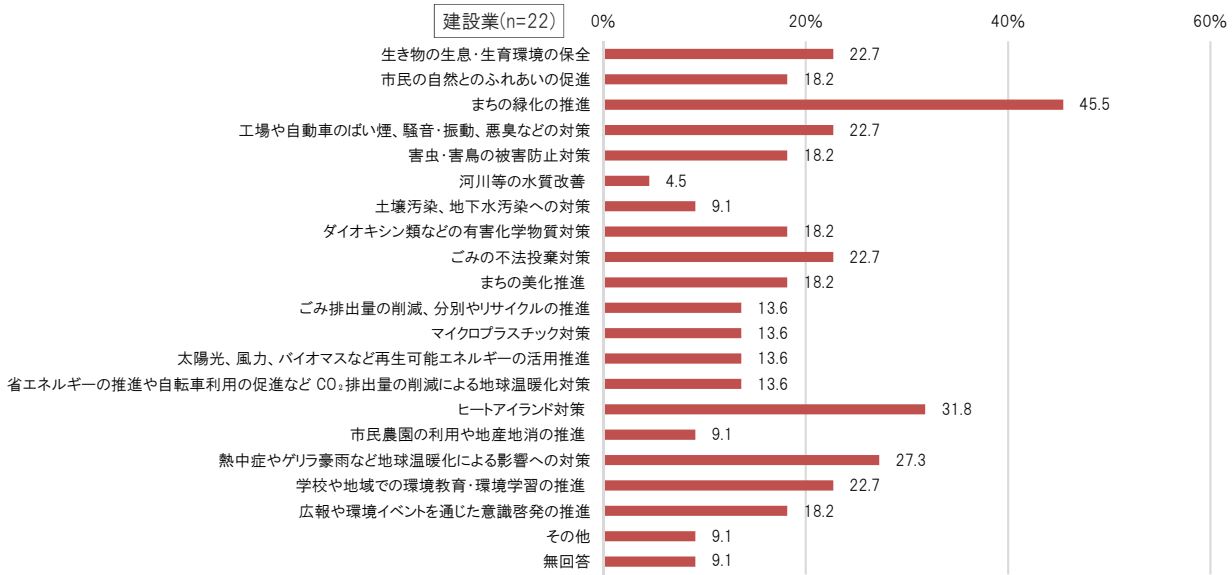
①-1 市が重点的に取り組むべき環境対策（問 12）（MA 回答 5 つまで）

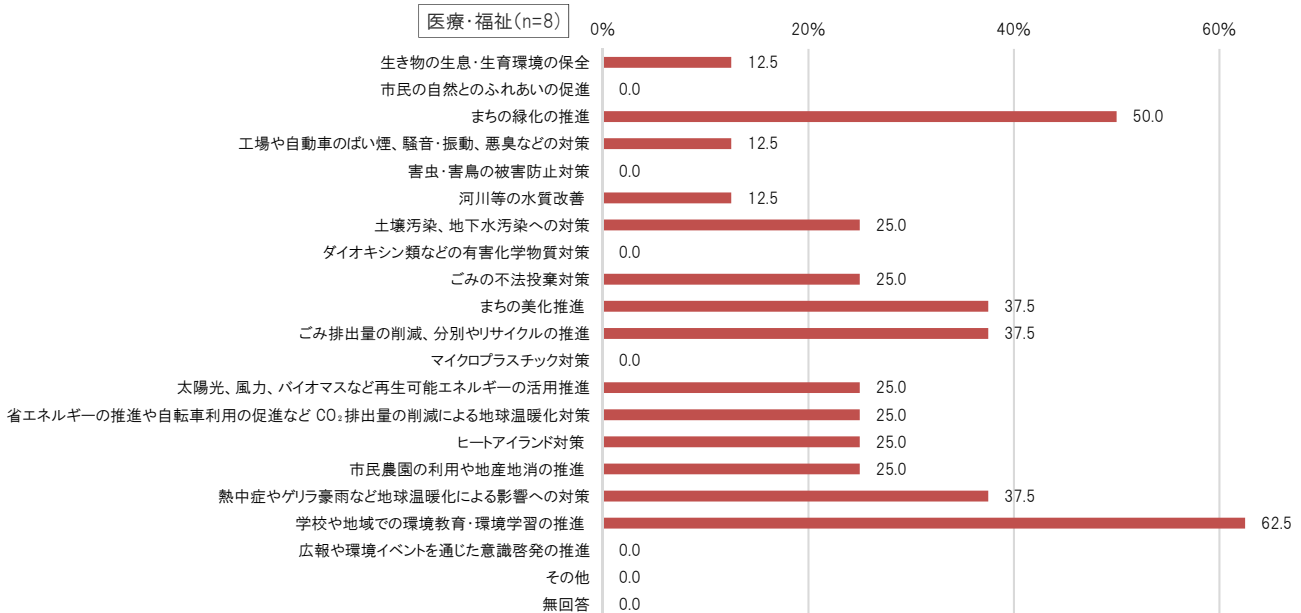
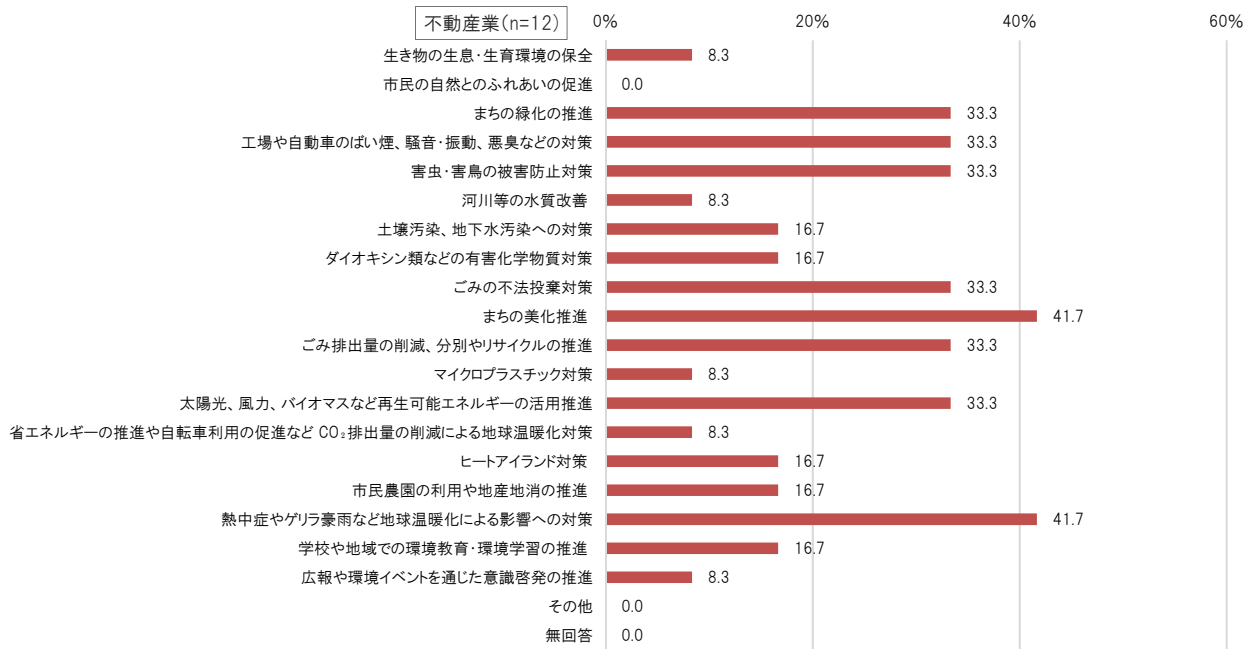
市が重点的に取り組むべき対策としては、「まちの緑化の推進」が 39.8%と最も高く、次いで「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」が 38.9%、「ごみ排出量の削減、分別やリサイクルの推進」が 32.7%となっています。



①-2 業種別にみた市が重点的に取り組むべき環境対策（クロス集計）

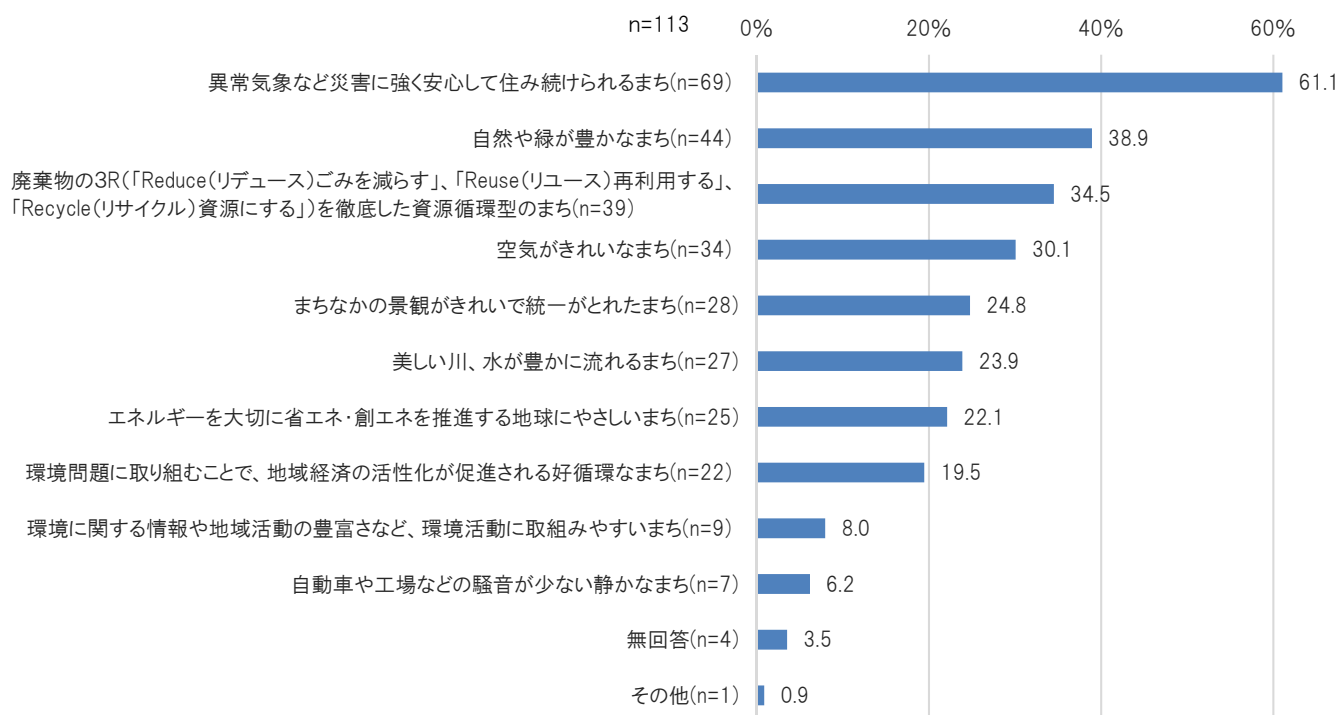
8 事業所以上の回答があった業種について、業種ごとに「市が重点的に取り組むべき環境対策」についてみると、『建設業』では「まちの緑化の推進」、『卸売・小売業』では「生き物の生息・生育環境の保全」、「まちの緑化の推進」及び「ごみの不法投棄対策」、『製造業』では「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」、『不動産業』では「まちの美化推進」及び「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」、『医療・福祉』では「学校や地域での環境教育・環境学習の推進」の割合が最も高くなっています。





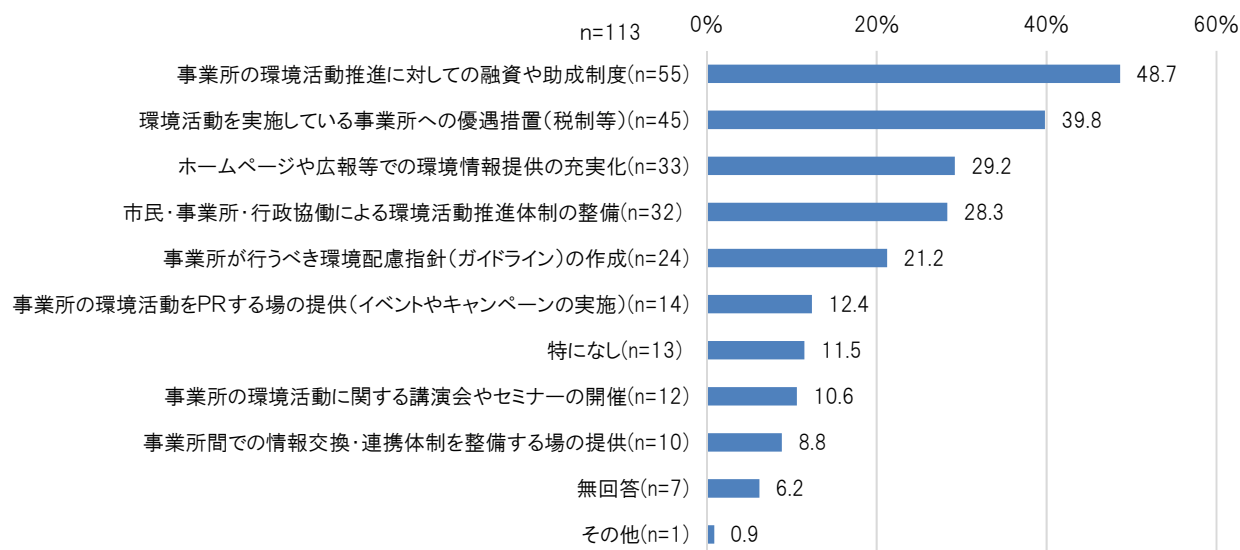
②上尾市の環境の将来あるべき姿（問 13）（MA3 つまで）

上尾市の環境の将来あるべき姿についてみると、「異常気象など災害に強く安心して住み続けられるまち」が 61.1%と最も高く、次いで「自然や緑が豊かなまち」が 38.9%、「廃棄物の 3R（「Reduce（リデュース）ごみを減らす」、「Reuse（リユース）再利用する」、「Recycle（リサイクル）資源にする」）を徹底した資源循環型のまち」が 34.5%となっています。



③環境活動を進めるために実施してほしい行政サポート（問 14）（MA3 つまで）

環境活動を進めるために実施してほしい行政サポートについてみると、「事業所の環境活動推進に対する融資や助成制度」が 48.7%と最も高く、次いで「環境活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）」が 39.8%、「ホームページや広報等での環境情報提供の充実化」が 29.2%となっています。



⑮事業所と市が協働して取り組める環境活動（問 15）（自由記入）

事業所と市が協働して取り組める環境活動についてみると、「まちの美化」、「風力発電等の売電活動」、「緑地化」、「意見交換の場をもつ」などといった意見が見られました。

また、「市へ提出する資料の電子化（ペーパーレス、移動による付加の減少）」や「太陽光発電設備への助成の拡大」といった具体的な意見も見られました。

⑯環境にかかわる意見（問 16）（自由記入）

環境にかかわる自由意見についてみると、「子どもの環境教育をふるさと納税の目的にする」や「会社として環境の取組を意識したことがなかったので良い意識づけになった。小さいところから始めてみようと思った」、「安心して暮らせるまちには人や企業が集まり、市が繁栄する」などといった意見が挙げられました。

第3章 現行計画の進捗評価

第2次上尾市環境基本計画では、『自然と人が共生する エコタウン・あげお』を望ましい環境像とし、「やすらぎのあるまちに」、「清らかで安全なまちに」、「次世代を思いやるまちに」をあるべき姿の目標としています。

目標の実現に向けては、6つ方針に基づき、20の施策を実施しています。また、施策の進捗状況を把握するため、25の環境指標を設けています。

望ましい環境像	3つの目標	6つの方針	20の施策	25の環境指標	
自然と人が共生する エコタウン・あげお	やすらぎのあるまちに	自然を守り育てるまち	〈1〉 生物多様性への取組	生物多様性確保の能力を有する緑地の面積	
			〈2〉 自然とのふれあいの促進	特定外来生物の駆除数（アライグマ）	
		緑や水辺が身近にあるまち	〈3〉 緑地の保全・創出	自然体験型イベントへの参加者数	
			〈4〉 水辺環境の保全・整備	開発指導により新たに創出された緑地の面積	
			〈5〉 公園の整備	河川における不法投棄の件数	
			〈6〉 農地の保全・活用	都市公園の面積	
	清らかで安全なまちに	公害のないまち	〈7〉 大気汚染の防止	利用権が設定された農地の面積	
			〈8〉 水質汚濁の防止	光化学スモッグ注意報の発令回数	
			〈9〉 騒音・振動の防止	水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率	
			〈10〉 放射線対策の実施	道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況	
			〈11〉 その他の公害の防止	公共施設の放射線量測定箇所において基準値を超えている箇所数	
		美しいまち	美しいまち	〈12〉 環境美化の推進	悪臭にかかる苦情件数
				〈13〉 景観の保全・整備	ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気）
					アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数
					クリーン上尾運動のごみ回収量
					街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数
	次世代を思いやるまちに	低炭素化に取り組むまち	〈14〉 省エネルギーの推進	違反屋外広告物看板の撤去枚数	
			〈15〉 再生可能エネルギー等の活用	市内のCO ₂ 排出量	
			〈16〉 ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進	市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量	
			〈17〉 自転車利用等の促進	省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数	
〈18〉 地球温暖化への適応策の推進			地域リサイクル活動による資源回収量の割合		
環境のために行動するまち		環境のために行動するまち	〈19〉 環境教育・環境学習の推進	整備した自転車レーンの長さ	
			〈20〉 協働による環境活動の推進	クールシェア実施箇所数	
				環境イベントの初参加者数	

1. 評価方法

20 の施策の進捗状況を確認し、現行計画の進捗評価を行います。

① 成果指標による評価

環境指標の成果目標値に対する達成状況について、達成率 70%以上のもの、又は目標を超える成果を得られたものを【A】、40%以上 70%未満のもの、又は一定の成果が得られたものを【B】、40%未満のもの、又は最終年度までに目標を達成する見込みのあるものを【C】として評価を行い、目標に対する進捗状況の評価します。

【成果目標値に対する進捗状況の評価方法】

環境指標の成果目標値 に対する達成状況	内容
A	70%以上のもの、又は目標を超える成果を得られたもの
B	40%以上 70%未満のもの、又は一定の成果が得られたもの
C	40%未満のもの、又は最終年度までに目標を達成する見込みのあるもの

$$\text{達成率} = \frac{(\text{当該年度の実績値}) - (\text{基準年度の実績値})}{(\text{成果目標値}) - (\text{基準年度の実績値})}$$

② 関連指標と住民満足度による評価

施策に基づく取組の各関連評価指標について、実績値を経年により比較します。また、今回の住民意識調査で得られた市民の周辺環境への満足度についての考察を合わせて行い、施策の進捗状況の評価します。

【周辺環境と各施策との関連】

環境 種別	周辺環境の項目	施策番号																			
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
生活 環境	空気のきれいさ							●			●										
	近くの川や水路など水のきれいさ				●			●													
	騒音や振動などの静かさ								●												
	ばい煙、臭い（悪臭）などの感覚										●										
	土壌のきれいさ																				
都市 環境	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ			●																	
	ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ			●		●															
	周辺のきれいさ（ごみの散乱などが無い）												●								
	買物や交通の便利さ																		●		
自然 環境	まちなみの美しさ													●							
	里山など自然の緑の豊かさ	●	●	●																	
	水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	●	●																		
	農地や田園環境の豊かさ			●			●														
	昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい			●																	
地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ						●															

※満足度：2019 年度住民意識調査における周辺環境の満足度において、「満足」、「やや満足」、「普通」と回答した割合の合計

※周辺環境の項目と関連のある施策番号に●印をつけています

2. 進捗状況の評価

1) 目標：やすらぎのあるまちに

方針 1-1 自然を守り育てるまち

緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域である豊かな自然と生物多様性の維持・向上をめざします。また、自然とふれあい、その大切さを実感することを目標とします。

施策〈1〉生物多様性への取組

生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
			生物多様性確保の能力を有する緑地の面積	↑	m	65,545	70,000 達成状況	65,545 B
特定外来生物の駆除数(アライグマ)	↑	頭	26	35 達成状況	37 A	101 A	121 A	
				「生物多様性」について関心をもった人の割合(環境推進大会アンケートより)	↑	%		
参考となる指標	生きもの調査の実施回数	↑	回			—	3	2
	ふるさと緑の景観地公有地化面積	↑	m			65,545	65,545	65,545
	指定樹林の指定面積合計	↑	m			28,205	35,954	29,149
	環境保全会の協定農用地面積	↑	ha			75	75	75
	特定外来生物の防除を目的とした環境保全活動の実施回数	↑	回			1	2	5
	檻の貸出の件数	↑	件			37	101	114

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度(%)		
		平成26年度	今回調査	増減
住民満足度の指標	里山など自然の緑の豊かさ	70.9	71.0	0.1
	水の豊かさ(川、沼、湧水、地下水)	66.5	68.8	2.3

【成果指標：生物多様性確保の能力を有する緑地の面積】

埼玉県指定する「ふるさとの緑の景観地」の公有地化面積を指標としています。上尾市内には、「藤波・中分ふるさとの緑の景観地（6.26ha）」、「原市ふるさとの緑の景観地（4.86ha）」の2か所が指定されています。

「藤波・中分ふるさとの緑の景観地」については、公有地と山林所有者との緑の管理協定締結地を合わせた保全面積は全域となります。また、「原市ふるさとの緑の景観地」については、指定地の保全面積（公有地と緑の管理協定地）は、9割以上を占めています。また、両景観地ともに、ボランティア団体による維持管理への協力があることから、住民の保全意識が高いと考えられます。

今後も地権者の相続発生時に公有地化を進めるとともに、住民等との協力の下保全を進めていくことが必要です。

【成果指標：特定外来生物の駆除数（アライグマ）】

埼玉県内において特定外来生物の駆除数（アライグマ）が増加傾向にあります。特定外来生物は在来の生物を捕食し、生態系に害を及ぼす可能性がある生物であり、生態系や農作物への被害が懸念されます。上尾市内においても駆除数が増加しています。生息確認地域に対しては、重点対策地域を設けるなど、捕獲体制を整備し、地域内における被害の拡大防止を図る必要があります。

【総評】

生物多様性は、①人間の活動や開発、②自然に対する働きかけの減少、③外来生物、④地球温暖化の影響を受けており、特に地球温暖化の影響が高まっています。官民連携による、景観地の保全や市内外来生物の駆除を促進するとともに、地球温暖化対策を進めていくことが必要です。

施策〈2〉自然とのふれあいの促進

自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあう機会を増やすため、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により推進します。

【指標による評価】

指標				基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	自然体験型イベントへの参加者数	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
		↑	人	2,000	3,716	2,053	2,033	1,974
					達成状況	C	C	C
参考となる指標	自然観察会の開催回数	↑	回			2	2	2
	農業体験教室の開催数（作付け・収穫）	↑	回			8	8	8
	(公財)上尾市地域振興公社の自主事業・共催事業によるイベントの参加人数	↑	人			9,293	10,087	8,749
	環境活動団体が実施する活動のPR回数 ※広報誌掲載を想定	↑	回			14	14	12
	環境学習の場としての利活用回数	↑	回			0	3	4
	市内ふれあいの森指定総面積	↑	㎡			70,312	64,872	59,889

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	里山など自然の緑の豊かさ	70.9	71.0	0.1
	水の豊かさ（川、沼、湧水、地下水）	66.5	68.8	2.3
	農地や田園環境の豊かさ	69.7	74.5	4.8
	昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあい	63.9	69.0	5.1

【成果指標：自然体験型イベントへの参加者数】

サクラソウトラスト地、鴨川周辺、三ツ又沼ビオトープ、上尾丸山公園、農業体験など、市内の自然環境を活用したイベントを行うことで、自然とのふれあいを促進しており、市の実施するイベント参加者については、2016年度以降2,000名程度の参加者で推移しています。また、(公財)上尾市地域振興公社の自主事業・共催事業の参加者は9,000人～10,000人で推移しています。関係課と連携しながら、様々な場所や学習内容による自然体験の機会を提供し、上尾市内の自然環境への関心を高めていくことが必要です。

【総評】

今年度実施した住民アンケート調査では、市の発信する各環境イベントの認知度が10%程度と低くなっています。イベントを周知し、参加者数を増加させるためには、効果的な情報発信が必要となります。また、地域の資源を活用することは、地域ならではの文化・風土に即した独自の豊かさの実現につながる可能性があります。引き続き協働による地域資源の活用への取組を推進する必要があります。

方針 1-2 緑や水辺が身近にあるまち

市街地における緑や水辺の総量を増やし、暮らしの中でその豊かさを実感できることを目標とします。

また、農地の環境保全にもたらす影響を適切に評価し、遊休農地などを有効に活用することで、その価値を高めていくことを目標とします。

施策〈3〉緑地の保全・創出

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。

市内に残された貴重な緑地を保全するため、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。

さらに、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
			開発指導により創出された緑地の面積	↑	ha	0.42	2.80 達成状況	1.80 C
参考となる指標	ふるさと緑の景観地の公有地面積合計	↑	㎡			47,876	47,876	65,545
	指定樹木の指定面積合計	↑	㎡			28,205	35,954	29,149
	みどりの基金積立額	↑	円			2,983,150	2,793,592	4,285,053
	協定締結公園数	↑	箇所			62	63	64
	市内開発行為において設けられた緑地面積の合計	↑	ha			1.80	2.20	2.67
	指定管理公園数	↑	箇所			132	132	131
	市内特定工場の緑地率	↑	%			12.18	12.10	12.05

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	まちの緑（緑地や街路樹など）の豊かさ	75.0	74.9	▲ 0.1
	ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	68.3	71.9	3.6
	里山など自然の緑の豊かさ	70.9	71.0	0.1

【成果指標：開発指導により新たに創出された緑地の面積】

都市計画法に基づき、開発行為に対する必要な緑化面積の確保が行われています。まちの緑の豊かさについては住民満足度においても、高い割合で推移しています。引き続き、着実な実施を推進していくことが必要です。

【総評】

2017年度から2018年度にかけては、指定樹木の指定面積合計が減少しています。既存の指定民有林については、奨励金の支払い等により減少を阻止しているところではあ

りますが限界があります。緑地の保全・創出など、上尾市の自然環境保護に必要な財源の確保が課題となります。

施策〈4〉水辺環境の保全・整備

河川や農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行い、水辺に親しめる場を確保するとともに、水辺の生物が生息・生育できる環境づくりに努めます。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	河川における不法投棄の件数	指標の方向性	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
		↓	件	4	3	12	6	6
				達成状況	C	C	C	
参考となる指標	芝川・鴨川・原市沼川周辺の河川パトロール回数	↑	回			36	36	36
	河川の損傷・不法投棄がないか監視を行うための河川パトロール回数	↑	回			12	12	22
	環境保全会の活動回数	↑	回			7	7	6

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	近くの川や水路など水のきれいさ	55.2	59.1	3.9

【成果指標：河川における不法投棄の件数】

基準年である平成26年度に比べ、河川における不法投棄の件数が直近3か年において増加しています。平成30年度においては、河川の損傷・不法投棄がないか監視を行うための河川パトロール回数を増加させましたが、前年度より横ばいの状況となっています。

定期的なパトロールや看板の設置など、不法投棄防止への対策強化が必要です。

【総評】

農業用排水路などについては、水利組合、環境保全会により「水田、農業用排水路の藻刈り、浚渫・清掃」、「農閑期の草刈り、野焼き」、「農道修繕、用水路修繕」など適正な維持管理が行われています。

一方、「近くの川や水路など水のきれいさ」に関する住民満足度については、6割程度となっていますが、他の満足度に比べると低い値です。不法投棄やごみの浮遊など、不快に感じる要因が恒常的にあることが要因と考えられます。住民が不法投棄を見つけた際の連絡先の周知やパトロールの追加など対策が必要です。

施策〈5〉公園の整備

市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	都市公園の面積	指標の方向性	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
		↑	単位 ha	88	90.75	89.70	89.70	90.60
				達成状況	B	B	A	
参考となる指標	都市公園とするために整備する公園面積	↑	/	/	1,169.27	2,257.19	2,499.00	
	土地区画整理事業で整備する公園面積	↑			2,974.46	2,980.81	6,288.74	
	地域と調整した公園整備数	↑			箇所	1	1	1
	協定締結公園数	↑			箇所	62	63	64
	指定管理者以外による改修を行った公園箇所数	↑			箇所	20	47	7

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	ゆとりある空間（公園、広場）の豊かさ	68.3	71.9	3.6

【成果指標：都市公園の面積】

都市公園の面積は、基準年度以降徐々に増加しています。また、都市公園とするために整備する公園面積も増加しており、「ゆとりある空間の豊かさ」に対する住民満足度は7割を超えています。しかしながら、平成30年3月時点における一人当たり都市公園面積は、上尾市都市公園条例で定める標準面積以下となっています。今後も引き続き、人口推移等を踏まえた、都市公園の整備と検討が必要です。

【総評】

既存公園の改修や協働による維持管理の状況については、改修を行った公園箇所数は2017年度に47箇所と多くなっており、平成30年度では7箇所となっています。今後も計画的に改修を進めていくことが必要です。また、協働による維持管理として、地域の事務区やボランティア団体に対し、管理協定を締結していますが、高齢化が課題となっています。引き続き、市民に親しまれる公園をつくることが重要です。

施策〈6〉農地の保全・活用

作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
			利用権が設定された農地の面積	↑	ha	54	54.15	46.30
				達成状況	C	A	A	
参考となる指標	市民農園利用者数	↑	人			279	272	259
	特別栽培農産物認証およびエコファーマー認定件数	↑	件			20	36	29
	補助団体数（環境保全会数）	↑	団体			5	5	5
	あげお朝市およびイベント出店回数	↑	回			18	17	16
	小学校給食での上尾市産米使用回数	↑	回			3	3	3
	利用権設定に関する補助件数[個人、法人数]	↑	件			19	14	6
	遊休農地の割合	↑	%			17.0	16.2	16.6

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度（％）		
		平成26年度	今回調査	増減
	農地や田園環境の豊かさ	69.7	74.5	4.8
	地元の農産品や加工品（地場産品）の豊かさ	63.9	62.4	▲ 1.5

【成果指標：利用権が設定された農地の面積】

農用地等の貸借や売買を円滑に進め、規模拡大を希望する認定農業者等へ利用権の設定を推進しております。これにより、地域でまとまった集積を図れた農地に関しては中間管理事業を活用した利用権の設定を行いました。平成30年度においては、成果目標値を上回る結果となっています。引き続き地域の求めに応じて事業未実施農地の地権者等に対し事業説明を行い、集積を図る必要があります。

【総評】

「農地や田園環境の豊かさ」に関する住民満足度が向上しています。サラリーマン家庭や都市住民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるといった市民農園へのニーズが高まっており、これらの利用を促進するとともに、農地所有者への体験農園の開設等を推進する必要があります。

また、特別栽培認証、エコファーマー認定などを促進させ、環境に優しい農業を推進する必要があります。

2) 目標：清らかで安全なまちに

方針 2-1 公害のないまち

大気・水質・騒音に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような環境を目標とします。また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や放射線などについても情報収集に努め、公害発生の防止と、市民の健康が将来にわたって保障されることを目標とします。

施策〈7〉大気汚染の防止

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物（VOC）や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
			光化学スモッグ注意報の発令回数	↓	回	9	7 達成状況	1 A
参考となる指標	光化学スモッグ注意報・警報発令時における防災無線放送及びメール配信した割合	↑	%	/	/	100.00	100.00	100.00
	ばい煙発生施設設置事業所へ立入調査の際のリーフレット配布率	↑	%			-	100.00	100.00
	ばい煙発生施設設置事業所への立入事業所件数	↑	件			0	1	1
	メールマガジンまたはfacebookでのエコドライブに関する情報提供回数	↑	回			0	0	3
	駐車場の設置者・管理者へのアイドリングストップ周知の指導率	↑	%			100.00	100.00	100.00
	ぐるっとくんの年間利用者数	↑	人			427,475	443,082	468,262

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	空気のきれいさ	83.4	83.4	0.0

【成果指標：光化学スモッグ注意報の発令回数】

光化学スモッグ注意報の発令回数は基準年に比べ減少しています。「空気のきれいさ」に関する住民満足度についても、8割を超え高くなっています。

光化学スモッグへの対応として継続的な監視に努めるとともに、注意報・警報発令時における住民への周知が重要です。また、対処法についても併せて周知する必要があります。

【総評】

光化学オキシダントを発生させない対策として、自動車の使用を控えるということがあります。公共交通機関の利用促進やエコドライブのさらなる啓発を進める必要があります。

施策〈8〉水質汚濁の防止

市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率	指標の方向性	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
		単位	82.30	89.00	91.90	87.90	88.00
		↑		達成状況	A	A	A
参考となる指標	下水道未整備区域への浄化槽維持管理に関するチラシ回覧回数	↑	回		1	1	1
	河川調査地点数	↑	地点		17	17	17
	各河川（江川・綾瀬川・芝川・新芝川の4河川）の連絡協議会参加回数	↑	回		4	4	4
	工場・事業場への立入事業所の件数	↑	件		74	66	75
	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換件数	↑	件		15	20	20
	公共下水道の普及率	↑	%		81.00	81.80	82.50

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	近くの川や水路など水のきれいさ	55.2	59.1	3.9

【成果指標：水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率】

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定施設及び指定排水施設を設置する事業所へ立ち入り調査を行い、排出水の検査を実施しています。排水基準の適合率は、基準年に比べ改善されています。今後も基準値を超過した事業所への指導等を継続的にを行い、適合率を改善していくことが必要です。

【総評】

市内の主要河川における水質調査については、17 地点において定期的に行っています。芝川上流（菅谷 433 地先）や、江川下流（宮下樋管）において「生物化学的酸素要求量（BOD）」が経年的に環境基準を上回っており、公共下水道や合併処理浄化槽の普及促進が必要です。

〈9〉騒音・振動の防止

騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況	指標の方向性	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
		単位	90.00	96.00	100.00	100.00	94.40
		↑		達成状況	A	A	A
参考となる指標	道路環境における騒音・振動測定箇所数	↑	箇所		3	3	3
	街づくり協議会への参加数	↑	回		-	5	10
	騒音・振動防止の啓発回数 (ポスター掲示・広報掲載)	↑	回		2	2	2

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	騒音や振動などの静かさ	66.9	70.8	3.9

【成果指標：道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況】

道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況は、直近3か年においてA評価となっておりますが、住民満足度は7割程度にとどまります。2017年の自動車騒音に関する調査では、一般国道17号(上町)、さいたま菖蒲線(原市)、さいたま栗橋線(原市)の各調査地点における騒音が、夜間(午後10時～午前6時)の環境基準を上回っています。騒音・振動の発生抑制のため通行車両の削減や路面改良を行う必要があります。

【総評】

道路騒音への対策としては、低騒音効果のある高機能舗装や防音塀の設置といったハード面における対策に加え、自家用車の使用抑制やエコドライブの推進など、環境教育による啓発が必要です。

〈10〉放射線対策の実施

市内の空間放射線量や放射性物質を測定し、測定結果を公表するとともに、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等の適切な措置を実施します。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	公共施設の放射線量測定箇所において基準値を超えている箇所数	指標の方向性	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
		→	箇所	0	0	0	0	0
				達成状況	A	A	A	
参考となる指標	測定結果のホームページ掲載率	↑	%			100.00	100.00	100.00

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	空気のきれいさ	83.4	83.4	0.0

【成果指標：公共施設の放射線量測定箇所において基準値を超えている箇所数】

市役所において、空間放射線測定を毎月行っており、2016年度以降基準値を超える箇所はありません。測定結果についてはホームページへ掲載しています。

【総評】

定期的な空間放射線測定や、食材の測定を行い、基準値を超える数値が検出された場合は、除染や食材の使用停止措置を実施します。

〈11〉 その他の公害の防止

悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
	悪臭にかかる苦情件数	↓	件	8	5 達成状況	26 C	26 C	16 C
ダイオキシン類等の環境基準の達成状況 (大気)	→	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
				達成状況	A	A	A	
アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 (500～1,000㎡以内)	↓	棟	16	11	15	0	0	
				達成状況	A	A	A	
参考となる指標	悪臭発生源への指導実施率	↑	%			100.00	100.00	100.00
	地盤沈下防止指導実施率	↑	%			-	-	100.00
	河川調査地点数	↑	地点			15	17	17
	土壌汚染防止指導実施率	↑	%			100.00	100.00	100.00
	大気中のダイオキシン類等の実態調査回数	↑	回			12	12	12
	野焼きパトロール年間回数	↑	回			6	6	6
	大気汚染防止法に該当する石綿含有建築物解体の際の立入率	↑	%			100.00	100.00	100.00
	民間建築物アスベスト対策事業補助件数	↑	件			1	1	0

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	ばい煙、臭い(悪臭)などの感覚	84.4	85.4	1.0

【成果指標：悪臭にかかる苦情件数】

悪臭にかかる苦情件数は、基準年以降増加していますが、すべての悪臭苦情に対し、発生源の調査や指導を実施しています。浄化槽管理の啓発や野焼きパトロールなどを通じた未然防止に向けた対策が必要です。

【成果指標：ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気）】

市内 4 か所で、大気中および河川水のダイオキシン類の測定を行っており、環境基準の達成率は基準年以降 100%を保っています。

【成果指標：アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数（500～1,000 ㎡以内）】

アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数（500～1,000 ㎡以内）は、市で把握しているものとしては、2017 年度に 0 となり成果目標を達成しています。今後もアスベスト含有の可能性のある建築物の所有者・管理者に対してはアスベスト含有調査を行

うよう促していくことが必要です。

【総評】

ばい煙、臭いなどの感覚に対する住民満足度は 8 割を超え高い水準となっています。引き続き、事業所への立ち入り調査、違法な野焼きを防止するためのパトロールなどを継続して実施いくことが必要です。

方針 2-2 美しいまち

市内全域が清潔で良好な生活環境を保つことを目標とします。
また、周辺環境と調和した美しいまちなみの形成を目標とします。

〈12〉環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
			クリーン上尾運動のごみ回収量	↓	t	25	12 達成状況	16 A
参考となる指標	ごみ散乱防止ネットの配布件数	↑	件			221	219	187
	資源物持ち去りパトロールの実施回数	↑	回			23	12	12
	不法投棄ゴミの撤去件数および道路パトロール件数	↑	件			36	31	37
	河川パトロールの実施回数	↑	回			12	12	12
	路上喫煙防止に関する広報誌掲載回数	↑	回			0	1	1
	クリーン上尾運動参加人数	↑	人			21,734	19,503	21,301

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	周辺のきれいさ（ごみの散乱などがない）	72.9	76.8	3.9

【成果指標：クリーン上尾運動のごみ回収量】

クリーン上尾運動は、市民全員参加の美化清掃活動として、各地域の自主的活動により実施されてきた美化清掃活動を、関東統一キャンペーン実施日（ごみ・ゼロの日 5月30日）を中心に地区ごとに開催し、各地区の道路、公園等の清掃活動を実施するもので、ごみの回収量は、基準年以降減少しています。ごみの散乱が減少していると考えられます。

【総評】

「周辺のきれいさ（ごみの散乱などがない）」に対する住民満足度は、基準年に比べ上昇しています。小中学生など、低年齢からの環境問題に関する啓発を続けており、環境美化の推進が図られているものと考えられます。今後とも、環境美化の啓発、クリーン活動の実施等を進めていくことが必要です。

〈13〉 景観の保全・整備

良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。

【指標による評価】

指標				基準値	成果目標値	実績値					
成果指標	街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)			
		↑	地区	3	6	3	4	6	達成状況 B	A	A
参考となる指標	違反屋外広告物看板の撤去枚数	↓	m	9,909	9,660	10,080	9,591	8,829	達成状況 C	A	A
		↑	m			0.0	420.0	0.0			
	電線類の地中化整備延長	↑	m								
	景観法に基づく届出件数	↑	件			16	15	10			
	違法看板パトロール回数	↑	回			32	32	35			
	地区計画策定件数	↑	件			0	1	2			

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	まちなみの美しさ	73.7	76.8	3.1

【成果指標：街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数】

街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数は平成30年度において、成果目標値である6地区を達成しています。地区住民との合意形成の下策定される地区計画については、住民満足度の向上につながるものと考えられます。

【成果指標：違反屋外広告物看板の撤去枚数】

違反屋外広告物看板の撤去枚数については、2017年度、2018年度については成果目標値を下回っています。シルバー人材センターに委託し、市内の主要道路を中心に年30回以上のパトロールを実施するなど施策の効果が現れていると考えられます。

【総評】

景観の保全・整備の取組は、埼玉県景観条例に基づく指導のほか、電線類の地中化などの取組を実施し、「まちなみの美しさ」に対する住民満足度は上昇しています。

今後とも良好な都市景観の形成や田園風景の保全に努め、景観の保全・整備を進めていくことが必要です。

3) 目標：次世代を思いやるまちに

方針 3-1 低炭素化に取り組むまち

省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、市や地域でできる地球温暖化対策に、市民・事業者・行政が一体となって取り組めます。また、温暖化による被害を軽減するため、適応策を推進します。

〈14〉省エネルギーの推進

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断、エコチューニング等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。

また、市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
			市内のCO ₂ 排出量	↓	千t-CO ₂	1,038	821	890
				達成状況	B	-	-	
市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量	↓	t-CO ₂	18,798	17,858	16,997	17,867	-	
				達成状況	A	A	-	
参考となる指標	出前講座または省エネ術講座の実施回数	↑	回			2	0	3
	省エネ対策推進奨励金、省エネ住宅改修補助金に関する情報提供回数	↑	回			3	4	4
	省エネ対策推進奨励金、省エネ住宅改修補助金執行件数	↑	件			381	289	271
	上尾市Webサイト等での情報提供回数	↑	回			2	1	3
	省エネ診断の実施回数	↑	回			2	1	0
	省エネ診断の情報提供回数	↑	回			1	1	1
	小中学校へのグリーンカーテン設置校(1/33校)	↑	校			1	1	1
	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において実施する温暖化対策の取組数	↑	回			6	7	2
	メールマガジンまたはfacebookでのエコドライブに関する情報提供回数	↑	回			0	0	3
駐車場の設置者・管理者へのアイドリングストップ周知の指導率	↑	%			100.00	100.00	100.00	

【成果指標：市内のCO₂排出量】

市内のCO₂排出量については、埼玉県が公表する数値を用いており、公表まで概ね2か年程度を要します。このため、直近値として2016年度までの状況について考察します。

CO₂排出量は、2014年度以降減少傾向にあります。産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門のすべての部門での排出量が減少しています。省エネ意識の進行に加え、製造品出荷額の減少、電力排出係数の低減、エコカーの普及など、様々な要因が考えられます。

どのような省エネ対策があるのかなど、市が率先して実施、情報発信を行うことで、市民の省エネ対策への取組を促進する必要があります。

【成果指標：市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量】

第2次あげおエコ・アクションプランにおいて、2021年度までに2014年度対比6%の削減を目標とし、すべての職員がそれぞれの職場で実施できる地球温暖化対策の取組を実施しています。市の公共施設及び事務事業からのCO₂排出量は、基準年に比べ減少し、2016年度、2017年度において成果目標値を概ね達成しています。引き続き地球温暖化対策への取組を行っていく必要があります。

【総評】

今年度実施したアンケート調査によると、住民の日常的な省エネ対策として、「こまめな消灯」や「冷暖房の適切な温度設定」は約8割、「外出時の徒歩、自転車、公共交通機関利用」は約5割、「待機電力の削減」が約4割の人が意識して実践している状況です。

事業者においても、「不必要な照明の消灯」が約8割、「長時間不使用時のIT機器の電源オフ」が約6割、「空調の適温化の徹底」が約5割の事業所で実践されています。

一方、省エネ設備や機器、省エネ型自動車の購入といった資金を伴う取組については、率先して行えるというものではありません。新規購入や買い替え需要が発生した際に、環境配慮型の商品があることを啓発する必要があります。

電力消費量については、家庭部門、業務部門のどちらも近年減少傾向にあり、省エネ対策への意識が高まっています。徹底した省エネ対策の推進を行っていくことが必要です。

〈15〉再生可能エネルギー等の活用

再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、地域分散型のエネルギーとして災害時に活用できます。

本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

【指標による評価】

指標				基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	省エネルギー型設備の導入および省エネルギーリフォーム工事等への補助件数	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
		↑	件	381	404	383	289	271
参考となる指標	省エネ対策推進奨励金に係る情報提供回数 ※広報誌・イベントでの提供回数含む	↑	回			3	3	3
	省エネ対策推進奨励金、省エネ住宅改修補助金執行件数	↑	件			381	289	271

【成果指標：省エネルギー型設備の導入および省エネルギーリフォーム工事等への補助件数】

省エネルギー型設備の導入および省エネルギーリフォーム工事等への補助件数については、予算額が900万円から600万円になったことにより、基準年を下回る状況となっています。予算の執行状況は各年度においてほぼ100%で推移していることから、成果指標を見直す必要があると考えられます。

【総評】

固定価格買取制度（FIT）における再生可能エネルギー発電設備の導入状況についてみると、上尾市では、太陽光発電によるもののみとなっています。導入容量については、平成26年度以降平成30年度にかけて年々増加しています。

FIT制度は2009年11月からスタートしたもので、固定価格で電力会社へ買取を義務付ける期間が10年間となっており、2019年11月より固定価格買取制度での買取が終了する事業者が増えていきます。

これまで太陽光発電システムで発電した電気を高値で売電することを保証していた制度がなくなります。今後はこれらの動向を見据えた対策が必要となります。

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。

ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

また、市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体で3R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	地域リサイクル活動による資源回収量の割合	指標の方向性	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
			↑	8.30	9.05	9.35	9.13
				達成状況	A	A	A
参考となる指標	出前講座の開催回数	↑	回		14	9	10
	マイバッグの持参やレジ袋削減啓発に係る情報提供回数	↑	回		2	2	2
	グリーン購入啓発に係る情報提供回数	↑	回		1	2	2
	家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金執行件数	↑	件		22	27	31
	建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール	↑	回		4	4	4
	地域リサイクルに関する紹介回数 ※広報誌・上尾市Webサイト等を想定	↑	回		3	7	3
	小型家電回収量	↑	t		28	28	28

【成果指標：地域リサイクル活動による資源回収量の割合】

地域リサイクル活動による資源回収量の割合は平成26年度以降9%前後で推移しています。成果目標値に対してはほぼ達成されている状況です。今後はさらなる活動の活性化を促すため、支援内容、支援方法等について検討していくことが必要です。

【総評】

ごみの収集量は平成26年度以降減少傾向にあり、一人当たりのごみ収集量においても減少しています。埼玉県内においてはごみの排出量が平成28年度において県内57位と少なくなっており、地域リサイクル活動等の成果がうかがわれます。

地域と一体となった取組が上尾市の強みと考えられ、今後も地域活動の促進に力を入れる必要があります。

〈17〉 自転車利用等の促進

自動車の利用に伴い排出される CO₂を抑制するため、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めます。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	整備した自転車レーンの長さ	指標の方向性	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
		↑	km	2.5	8.5	4.0	4.5
				達成状況	C	C	C
参考となる指標	交通安全教室を実施した小学校数	↑	校		11	10	11
	撤去した自転車台数	↓	台		712	783	973
	自転車レーンの整備延長	↑	km		0.5	0.5	0.7
	自転車通行帯の整備延長	↑	m		0	420	0
	ぐるっとくんの年間利用者数	↑	人		427,475	443,082	468,262

住民満足度の指標	周辺環境の項目	満足度 (%)		
		平成26年度	今回調査	増減
	買物や交通の便利さ	71.8	71.3	▲ 0.5

【成果指標：整備した自転車レーンの長さ】

整備した自転車レーンの長さは、2016年度から2018年度にかけて1.7Kmで、成果目標値まで残り3.3Kmであることを考えると、ペースを上げる必要があります。

【総評】

埼玉県は全国トップクラスの自転車保有台数であり、平成22年度国勢調査では、「通勤・通学時の市町村別自転車利用率」において上尾市は県内5位と高くなっています。

こうした背景もあり、「上尾市都市計画マスタープラン2010」では、将来都市ビジョンを『質の高い居住環境と自転車のまちあげお』と掲げています。

自転車レーンの整備や駐輪場、駐輪スペースの設置など自転車を利用しやすい環境の整備を進める必要があります。

ぐるっとくんの年間利用者数は2016年度以降増加傾向にあります。ルートの変更等による効果がかがわれます。今後も利便性を高めていくことが必要です。

〈18〉地球温暖化への適応策の推進

IPCC 第 5 次評価報告書によれば、2081 年から 2100 年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986 年から 2005 年の平均よりも 0.3～1.7℃上昇すると予測しており、地球温暖化による影響は避けられない状況になっています。

そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策」を講じていくことが必要です。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。

【指標による評価】

指標				基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
					クールシェア実施箇所数	↑	箇所	11
				達成状況	A	A	A	
参考となる指標	公共施設の緑化実施箇所数	↑	箇所			1	2	1
	上尾市Webサイト等での情報提供回数	↑	回			2	1	3
	イベント、メールマガジンまたはfacebookでの情報提供回数	↑	回			6	1	64
	新たに登録したクールシェアスポット数	↑	箇所			15	55	35
	最寄りの指定避難所を把握している人の割合	↑	%			-	97.30	97.00
	雨水貯留タンク設置申請件数	↑	件			11	14	5

【成果指標：クールシェア実施箇所数】

クールシェア実施箇所数は、増加しており、2018 年度において 100 箇所となり、2020 年度における成果目標値をすでに達成しています。

【総評】

2018 年 11 月に国が策定した「気候変動適応計画」では、市町村における「地域気候変動適応計画」の策定を努力義務としています。埼玉県では、全国に先駆けて「地域気候適応センター」を設置しました。県と連携した取組など、検討を進めていく必要があります。

方針 3-2 環境のために行動するまち

市民一人ひとりが地球環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践することを目標とします。また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げることが目標とします。

〈19〉環境教育・環境学習の推進

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

【指標による評価】

指標				基準値	成果目標値	実績値		
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
					31.70	34.70	70.40	77.70
環境イベントの初参加者数	↑	%	31.70	34.70	70.40	77.70	79.40	
				達成状況	A	A	A	
参考となる指標	環境イベントでのアンケート実施数	↑	回			3	10	7
	環境に関する講座開催数	↑	回			2	0	1
	環境学習講座の実施回数	↑	回			3	1	2
	市内の自然の環境学習の場としての利活用回数	↑	回			0	3	12
	団体同士を橋渡しして実施した環境学習開催数	↑	回			3	3	-
	親子で参加する環境イベントや、市内の事業者と連携した啓発イベントの実施回数	↑	回			-	-	8
	温暖化対策講座実施校数	↑	校			2	0	2
	(公財)上尾市地域振興公社の自主事業・共催事業によるイベントの参加人数	↑	人			9,293	10,087	8,749
	農業体験教室の開催数[作付け・収穫]	↑	回			8	8	7
	自然観察会の開催回数	↑	回			2	2	2
上尾市環境美化推進員研修会実施回数	↑	回			1	1	1	

【成果指標：環境イベントの初参加者数】

環境イベントの初参加者数の割合は、平成28年度以降増加傾向にあり、成果目標値を超える状況となっています。今年度実施した住民アンケートでは、イベントへの参加意識はまだまだこれからといった状況であり、今後も積極的なイベント実施、情報発信を通じ初参加者を増加させていくことが必要です。

【総評】

環境教育については、「温暖化対策講座実施校数」が2校となっており、今後も学校や地域と連携し、出前講座等を通して、児童生徒の環境保全に対する意識を高めていくことが必要です。

〈20〉 協働による環境活動の推進

将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするこゝで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。

【指標による評価】

指標			基準値	成果目標値	実績値			
成果指標	指標の方向性	単位	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	
	環境保全活動を行う登録団体数	↑	団体	103	122 達成状況	103 C	103 C	101 C
参考となる指標	あげポタ等を活用した情報発信回数 ※メルマガ・出前講座・イベント含む	↑	回			34	36	27
	環境推進協議会会員によるパネル展示会実施回数	↑	回			2	2	1
	環境活動団体が実施する活動のPR回数 ※広報誌掲載を想定	↑	回			14	14	12
	補助団体数（環境保全会数）	↑	団体			5	5	5
	クリーン上尾運動参加人数	↑	人			21,734	19,503	21,301

【評価コメント】

環境保全活動を行う登録団体数は近年横ばいから減少傾向にあります。登録数を維持するため、効果的な情報発信等を行う必要があります。

【総評】

地域リサイクル活動参加団体数、クリーン上尾運動参加人数、環境保全活動を行う登録団体数などから考えると、本市の特徴として地域が一体となり取組むことに住民や事業所が積極的に参加するという強みが見られます。

他の地域や自治体における、地域が連携した環境への取組に対する成功事例や先進事例を市民へ情報発信し、環境活動を知る機会を提供することで、新たな活動が生まれると考えられます。また、知る機会だけではなく、参加できる機会、活動できる機会を提供していくことが必要です。

第4章 施策に期待される効果（SDGs への貢献）

－SDGs とは－

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



自治体が SDGs への取組を実施する際に重要なことは、SDGs は 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されていますが、国連統計委員会が提案している 232 の指標は、グローバルな視点から提示されているもので、必ずしも日本の国レベルや自治体レベルにおける SDGs の取組で使いやすいものにはなっていません。この点を踏まえ、「自治体 SDGs 推進評価・調査検討会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）」において、便宜的に自治体レベルで使用可能な指標として「地方創生 SDGs ローカル指標」が設けられました。

自治体においては、SDGs のゴール、ターゲットと自治体の実施する施策との関連性を整理する必要があります。

また、「地方創生 SDGs ローカル指標」等を用いながら、施策の進捗管理を行うことが重要となります。

以降において、本市における現行施策と SDGs における 17 の目標、169 のターゲットとの関連性を整理し、地域課題の解決を通じた SDGs への貢献を見える化します。



目標：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

ターゲット：2.4

2030年までに、持続可能な食糧生産システムを確保し、生産性および生産の向上につながるレジリエントな農業を実践することにより、生態系の保全、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水その他の災害への適応能力向上、および土地と土壌の質の漸進的改良を促す。

【関連施策】

- | | |
|--------------|--|
| (6) 農地の保全・活用 | ④ 地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。 |
|--------------|--|



目標：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

ターゲット：3.6

2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

【関連施策】

- | | |
|----------------|---|
| (17) 自転車利用等の促進 | ① 市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。 |
|----------------|---|

ターゲット：3.9

2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および病気の件数を大幅に減少させる。

【関連施策】

- | | |
|----------------|--|
| (6) 農地の保全・活用 | ② 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。 |
| (7) 大気汚染の防止 | ② 揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度について広報に努めます。 |
| (7) 大気汚染の防止 | ③ 工場・事業場等による大気汚染の発生を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。 |
| (7) 大気汚染の防止 | ④ 自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。 |
| (8) 水質汚濁の防止 | ② 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策(11)③と同じ】 |
| (8) 水質汚濁の防止 | ④ 工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。 |
| (11) その他の公害の防止 | ③ 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策(8)②と同じ】 |
| (11) その他の公害の防止 | ④ 工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。 |
| (11) その他の公害の防止 | ⑤ 市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。 |
| (11) その他の公害の防止 | ⑥ ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。 |
| (11) その他の公害の防止 | ⑦ アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。 |
| (11) その他の公害の防止 | ⑧ アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。 |

ターゲット：3.a

すべての国々において、たばこ規制枠組条約の実施を適宜強化する。

【関連施策】

〈12〉環境美化の推進	④ 路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。
-------------	--



目標：すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

ターゲット：4.7

2030年までに持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにする。

【関連施策】

〈2〉自然とのふれあいの促進	① 市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈19〉⑤と同じ】
〈2〉自然とのふれあいの促進	③ 身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈19〉③と同じ】
〈19〉環境教育・環境学習の推進	① 環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。
〈19〉環境教育・環境学習の推進	② 地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。
〈19〉環境教育・環境学習の推進	③ 身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈2〉③と同じ】
〈19〉環境教育・環境学習の推進	④ 環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。
〈19〉環境教育・環境学習の推進	⑤ 市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉①と同じ】
〈19〉環境教育・環境学習の推進	⑥ 将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。



目標6：すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

ターゲット：6.3

2030年までに、汚染の減少、有害な化学物質や物質の投棄削減と最小限の排出、未処理の下水の割合半減、およびリサイクルと安全な再利用を世界全体で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

【関連施策】

〈8〉水質汚濁の防止	① 家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。
〈8〉水質汚濁の防止	⑤ 生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する市民に対し補助します。
〈8〉水質汚濁の防止	⑥ 河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。

ターゲット：6.6

2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備	① 生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。
〈8〉水質汚濁の防止	② 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈11〉③と同じ】
〈8〉水質汚濁の防止	④ 工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。
〈11〉その他の公害の防止	③ 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈8〉②と同じ】

ターゲット：6. b

水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備	④ 潤いやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。
---------------	---



目標：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

ターゲット：7.2

2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

【関連施策】

〈15〉再生可能エネルギー等の活用	① CO2が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。
〈15〉再生可能エネルギー等の活用	② 家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備の導入および省エネルギーフォーム工事などの実施に対して補助します。【施策〈14〉③と同じ】

ターゲット：7.3

【関連施策】

〈14〉省エネルギーの推進	⑥ 事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。
---------------	--



目標：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

ターゲット：11.6

2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

【関連施策】

〈7〉大気汚染の防止	②	揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度について広報に努めます。
〈7〉大気汚染の防止	③	工場・事業場等による大気汚染の発生を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。
〈7〉大気汚染の防止	④	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。
〈9〉騒音・振動の防止	①	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。
〈9〉騒音・振動の防止	③	市民の快適な生活環境を維持するため、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。
〈10〉放射線対策の実施	①	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。
〈10〉放射線対策の実施	②	基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染、食材の使用停止および農作物の販売停止などの措置を実施します。
〈11〉その他の公害の防止	①	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。
〈11〉その他の公害の防止	②	地盤沈下を防止するため、県とともに継続的な調査および監視を行います。
〈11〉その他の公害の防止	⑦	アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。
〈11〉その他の公害の防止	⑧	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。
〈12〉環境美化の推進	①	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。
〈12〉環境美化の推進	②	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。
〈12〉環境美化の推進	③	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。
〈12〉環境美化の推進	⑤	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑨	自動車からのCO ₂ や排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実

ターゲット：11.7

2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備	②	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。
〈5〉公園の整備	①	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。
〈5〉公園の整備	②	新たな公園を創出するため、空閑地や生産緑地地区の公有地化に努めます。
〈5〉公園の整備	③	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。
〈5〉公園の整備	⑤	身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。

ターゲット：11.a

各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

【関連施策】

- | | |
|--------------|--|
| 〈3〉緑地の保全・創出 | ⑤ 「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。 |
| 〈9〉騒音・振動の防止 | ② 住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。 |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ② 良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。 |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ③ まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。 |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ④ 残された田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。 |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ⑤ 建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。 |

ターゲット：11.b

2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

【関連施策】

- | | |
|---------------|---|
| 〈14〉省エネルギーの推進 | ⑧ 「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。 |
|---------------|---|



目標：持続可能な消費と生産のパターンを確保する

ターゲット：12.4

2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

【関連施策】

- | | |
|---------------|--|
| 〈7〉大気汚染の防止 | ② 揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度について広報に努めます。 |
| 〈7〉大気汚染の防止 | ③ 工場・事業場等による大気汚染の発生を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。 |
| 〈8〉水質汚濁の防止 | ④ 工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。 |
| 〈11〉その他の公害の防止 | ④ 工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。 |
| 〈11〉その他の公害の防止 | ⑤ 市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。 |
| 〈11〉その他の公害の防止 | ⑥ ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。 |

ターゲット：12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

- ③ 堤防や護岸等の損傷箇所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。
- ④ 公共施設から出る生ごみの減量化のため、生物分解などの処理方法を調査します。
- ⑤ 生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。
- ⑥ 建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者へ指導します。
- ⑦ 地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。
- ⑧ 使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。

ターゲット：12.8

2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

【関連施策】

〈2〉自然とのふれあいの促進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈20〉協働による環境活動の推進

- ④ 保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。
- ① 家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。
- ② 買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。
- ③ ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかけます。
- ① 将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。



目標：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

ターゲット：13.1

すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

〈13〉景観の保全・整備

〈18〉地球温暖化への適応策の推進

〈18〉地球温暖化への適応策の推進

- ① まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。
- ④ ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。
- ⑤ ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者へ雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。

【関連施策】

ターゲット：13.3

気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

【関連施策】

〈7〉大気汚染の防止	⑤	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈17〉⑥と同じ】
〈14〉省エネルギーの推進	①	家庭におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減を図るため、家庭でできる省エネルギー活動を積極的にPRします。
〈14〉省エネルギーの推進	②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。
〈14〉省エネルギーの推進	③	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。【施策〈15〉②と同じ】
〈14〉省エネルギーの推進	④	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、家庭にグリーンカーテンを普及・促進します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑤	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。
〈14〉省エネルギーの推進	⑥	事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑦	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、事業所や学校にグリーンカーテンを普及・促進します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑩	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。
〈17〉自転車利用等の促進	②	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。
〈17〉自転車利用等の促進	③	自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。
〈17〉自転車利用等の促進	⑤	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。
〈17〉自転車利用等の促進	⑥	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈7〉⑤と同じ】
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	①	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	②	夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	③	熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。



目標：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

ターゲット：15.1

2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

【関連施策】

〈1〉生物多様性への取組	①	自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。
〈1〉生物多様性への取組	②	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による生き物調査を行います。
〈1〉生物多様性への取組	⑤	多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」の環境を保全します。
〈3〉緑地の保全・創出	⑧	市内の緑の状況を把握し、今後の施策に活かすため、必要に応じて「みどりの実態調査」を行います。
〈6〉農地の保全・活用	①	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。
〈6〉農地の保全・活用	⑤	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地バトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。

ターゲット：15.2

2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

【関連施策】

〈1〉生物多様性への取組	③	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。【施策〈3〉①と同じ】
〈1〉生物多様性への取組	④	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。【施策〈3〉②と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	①	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。【施策〈1〉③と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。【施策〈1〉④と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	③	ふれあいの森の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。
〈3〉緑地の保全・創出	⑥	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。
〈3〉緑地の保全・創出	⑦	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。

ターゲット：15.8

2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

【関連施策】

〈1〉生物多様性への取組	⑥	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。
--------------	---	---



目標：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

ターゲット：17.17

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【関連施策】

〈2〉自然とのふれあいの促進	②	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈20〉③と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の拡大を図ります。【施策〈5〉④と同じ】
〈5〉公園の整備	④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の拡大を図ります。【施策〈3〉④と同じ】
〈6〉農地の保全・活用	③	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈20〉④と同じ】
〈7〉大気汚染の防止	①	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的な大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。
〈8〉水質汚濁の防止	③	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。
〈12〉環境美化の推進	⑥	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈20〉⑤と同じ】
〈17〉自転車利用等の促進	④	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。

- 〈20〉協働による環境活動の推進
- 〈20〉協働による環境活動の推進
- 〈20〉協働による環境活動の推進
- 〈20〉協働による環境活動の推進
- ② 環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。
- ③ 市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。
【施策〈2〉②と同じ】
- ④ 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈6〉③と同じ】
- ⑤ 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。
【施策〈12〉⑥と同じ】

第5章 温室効果ガスの推計について

1. 区域施策編で把握すべき区域の温室効果ガス排出量

1) エネルギー起源 CO₂ の部門

CO₂の排出には、エネルギーの消費に伴うものと、それ以外のものとの2種類があります。これらのうち、エネルギーの消費に伴うものは、「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」及び「エネルギー転換部門」の5つの部門に分類して計上します。

各部門について、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）（平成29年3月）では、以下のように記載されています。

「産業部門」：

製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出が計上されます。総合エネルギー統計の農林水産鉱建設部門及び製造業部門に対応します。

「業務その他部門」：

事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出が計上されます。総合エネルギー統計の業務他（第三次産業）部門に対応します。

「家庭部門」：

家庭におけるエネルギー消費に伴う排出が計上されます。自家用自動車からの排出は、「運輸部門（自動車）」で計上します。総合エネルギー統計の家庭部門に対応します。

「運輸部門」：

自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出が計上されます。総合エネルギー統計の運輸部門に対応します。

「エネルギー転換部門」：

発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出が計上されます。産業部門や業務その他部門の自家用発電や自家用蒸気発生は含みません。

2) エネルギー起源 CO₂ 以外の分野

エネルギー起源 CO₂ 同様に、エネルギー起源 CO₂ 以外の分野について、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）（平成 29 年 3 月）では、以下のように記載されています。

「燃料の燃焼分野」:

燃料の燃焼及び自動車走行に伴う排出が計上されます。

「工業プロセス分野」:

工業材料の化学変化に伴う排出が計上されます。

「農業分野」:

水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出（耕作）、家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出（畜産）、農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（農業廃棄物）が計上されます。

「廃棄物分野」:

廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）が計上されます。

「代替フロン等 4 ガス分野」:

ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）の 4 ガスの排出を合算して計上します。ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は、クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器、半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用で排出されます。パーフルオロカーボン類（PFCs）は、アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用で排出されます。六ふっ化硫黄（SF₆）は、マグネシウム合金の製造、SF₆ の製造、電気機械器具、半導体素子等の製造、変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具の使用、点検、排出で排出されます。三ふっ化窒素（NF₃）は、NF₃ の製造、半導体素子等の製造で排出されます。

2. 温室効果ガス（CO₂）排出量・エネルギー消費量の動向

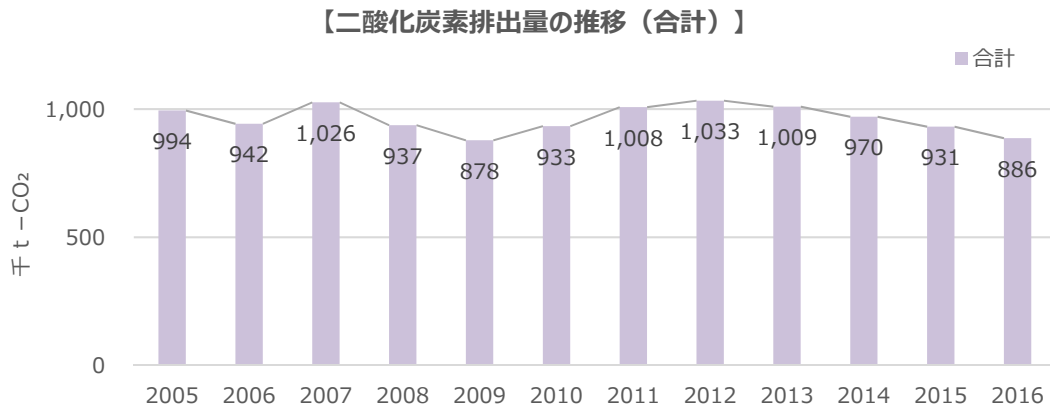
将来推計における活動量の推察にあたり、部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量及びエネルギー消費量の動向について考察します。

①部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量

【全体】

2005年度以降のCO₂排出量の推移についてみると、合計では、2005年度の994千t-CO₂から2016年度に886千t-CO₂へと10.9%（108千t-CO₂）削減されています。

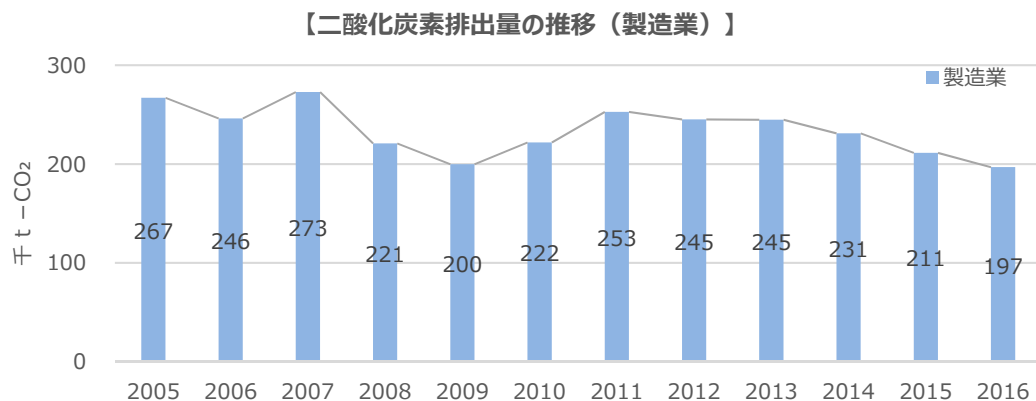
2008年度に発生したリーマンショックを契機に2009年度にかけて、排出量が低減しましたが、2010年度から2012年度にかけてはそれまでの同程度の水準へと戻っています。2012年度以降は、2011年3月に発生した東日本大震災を踏まえた、エネルギーの効率化や低炭素化への流れもあり、低減傾向が見られます。



（出典）埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

【産業部門 製造業】

分野別にCO₂排出量の推移をみると、製造業では、2005年度の267千t-CO₂から2016年度に197千t-CO₂へと26.2%（70千t-CO₂）削減されています。リーマンショック後の2009年に製造出荷額が大きく減少しその後回復基調にありましたが、2014年以降、出荷額が低減しています。この影響を受け、近年排出量が低減傾向にあります。

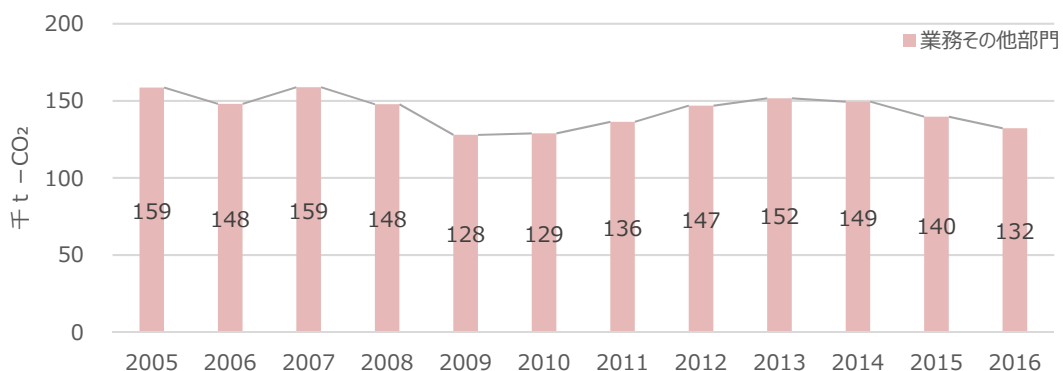


（出典）埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

【業務その他部門】

業務その他部門では、2005年度の159千t-CO₂から2016年度に132千t-CO₂へと17.0%（27千t-CO₂）削減されており、製造業と同様の傾向が見られます。

【二酸化炭素排出量の推移（業務その他部門）】

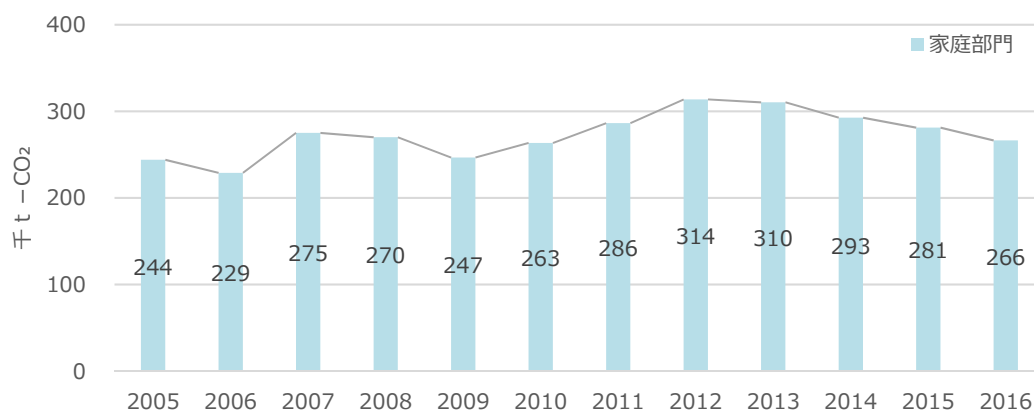


（出典）埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

【家庭部門】

家庭部門では、2005年度の244千t-CO₂から2016年度に266千t-CO₂へと9.0%（22千t-CO₂）増加しています。人口や世帯数の増加に伴い、排出量が増加傾向にありますが、東日本大震災発生以降の、省エネに対する意識の高まりや電力排出係数の低下などから、ここ数年では、排出量が低減傾向にあります。

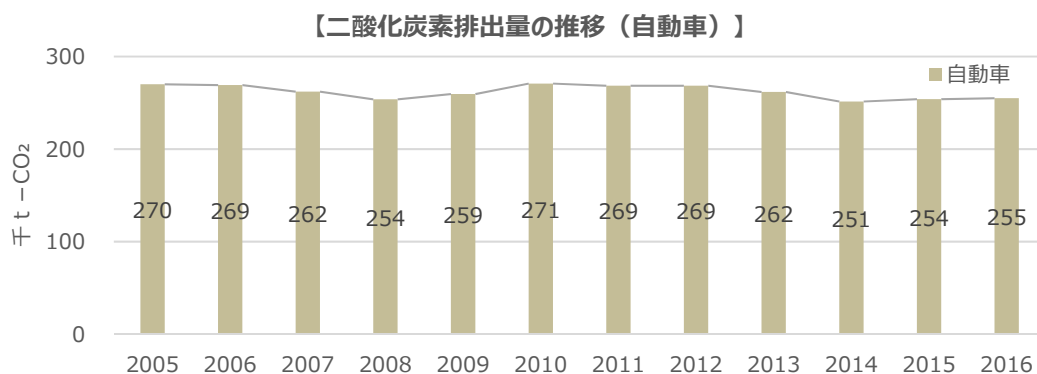
【二酸化炭素排出量の推移（家庭部門）】



（出典）埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

【運輸部門 自動車】

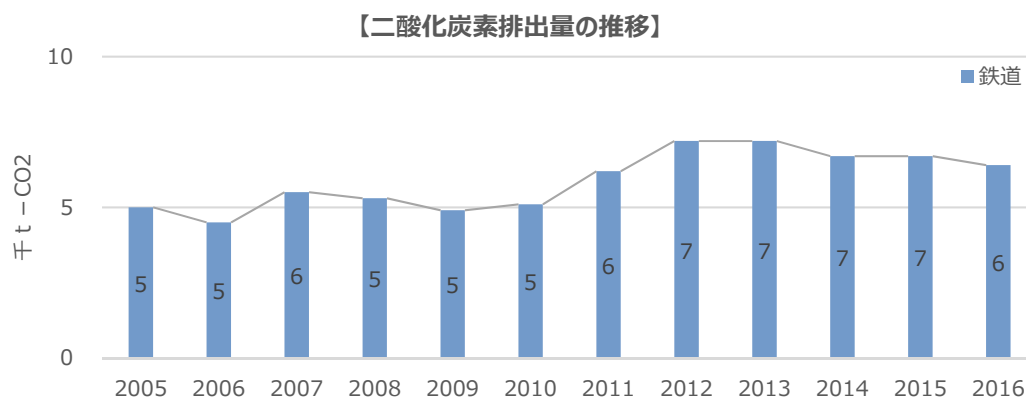
運輸部門の自動車では、2005年度の270千t-CO₂から2016年度に255千t-CO₂へと5.6%（15千t-CO₂）減少しています。リーマンショック発生時には、景気の動向を受け、低減傾向が見られましたが、その後、人口や世帯数の増加に伴い、排出量が増加傾向にありました。しかし、エコカーの普及や公共交通機関の利用促進なども見られ、2012年度以降排出量が低減傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。



(出典) 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度

【運輸部門 鉄道】

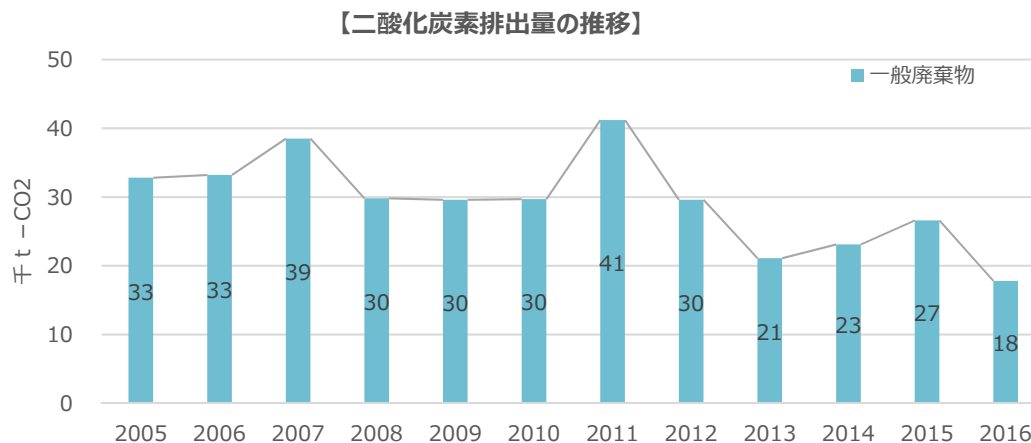
運輸部門の鉄道では、2005 年度の 5 千 t-CO₂ から 2016 年度の 6 千 t-CO₂ まで、大きな変動なく推移しています。



(出典) 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度

【廃棄物分野 一般廃棄物】

廃棄物分野の一般廃棄物では、2011 年度に 41 千 t-CO₂ と大きく上昇しましたが、2012 年度に 30 千 t-CO₂ へ減少傾向にあり、2016 年度では 18 千 t-CO₂ まで低減しています。2011 年度と比べると 2016 年度では 56% 減少しています。



(出典) 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度

②エネルギー消費量の動向

【全体】

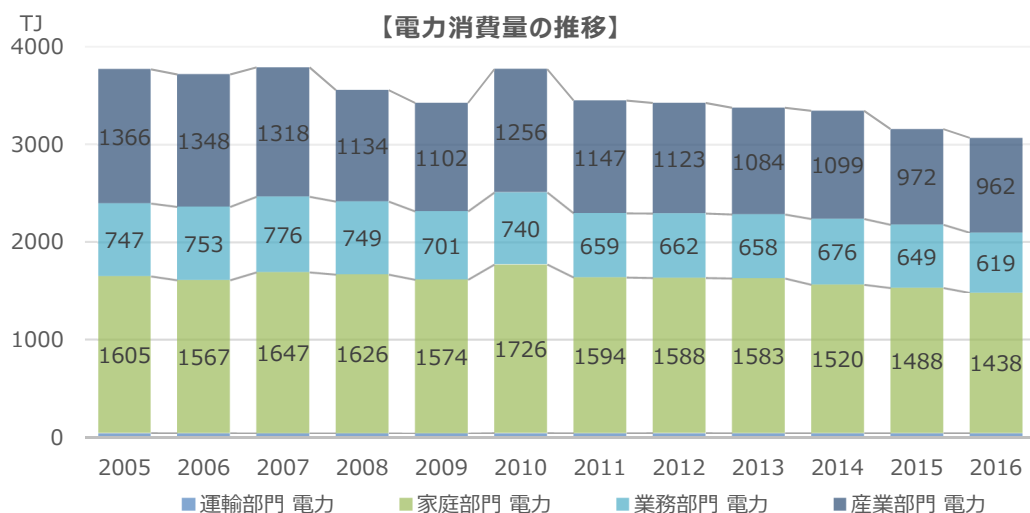
部門全体のエネルギー消費量については、2005年度以降減少傾向にあり、2005年度と比べると、2016年度では19.8%の減少となっています。



(出典) 埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

【電力】

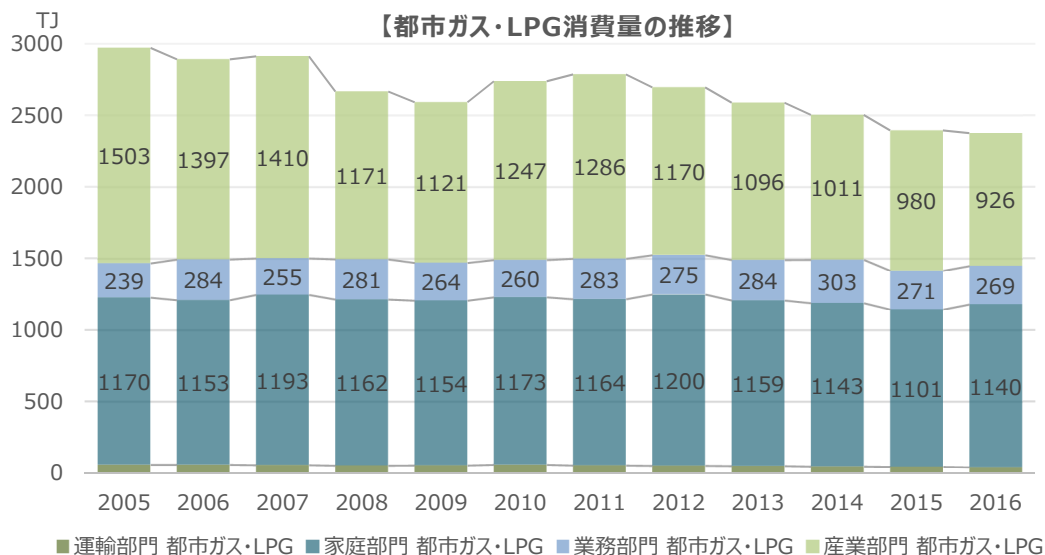
電力消費の割合は、家庭部門が最も高く、次いで産業部門、業務部門となっています。各部門とも、電力消費量は減少傾向にあり、2005年度に比べ2016年度では、それぞれ、家庭部門10.4%、業務部門17.1%、産業部門29.6%の減少となっており、産業部門における電力消費量の減少が大きくなっています。



(出典) 埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

【都市ガス・LPG】

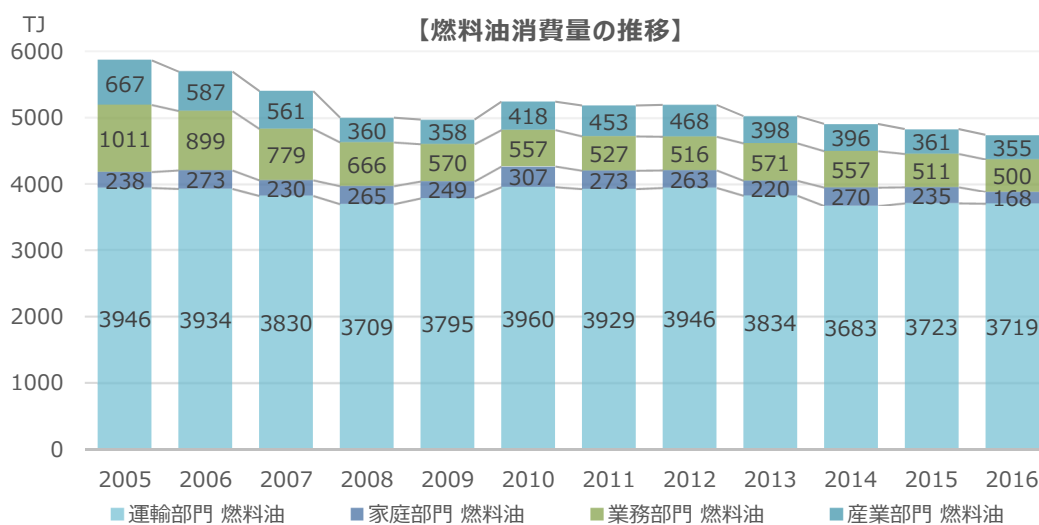
都市ガス・LPG 消費量については、総消費量が減少傾向にあります。そのほとんどが産業部門の減少によるもので、2005年度に比べ2016年度では、38.3%の減少となり、構成割合でも家庭部門より少なくなっています。



(出典) 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

【燃料油】

燃料油については、運輸部門における構成割合が高くなっており、2016年度においては8割近くを占めています。2005年度と比べると2016年度において、それぞれ運輸部門 5.8%、家庭部門 29.4%、業務部門 50.5%、産業部門 46.8%の減少となっています。



(出典) 埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度

⑤動向のまとめ

部門・分野全体	東日本大震災以降、エネルギー消費量の減少に合わせ、温室効果ガス排出量も減少傾向にあります。2005年度と比べ温室効果ガス排出量は2016年度において10.9%減少しています。
産業部門（製造業）	近年、製造品出荷額の減少に合わせ、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量が減少傾向にあります。2005年度と比べ温室効果ガス排出量は2016年度において26.2%減少しています。
業務その他部門	産業部門（製造業）と同じ傾向が見られます。2005年度と比べ温室効果ガス排出量は2016年度において17.0%減少しています。
家庭部門	東日本大震災以前は、電力消費量は増加傾向、都市ガス・LPGは横ばいという状況でしたが、東日本大震災以降、電力及び都市ガス・LPGともに減少傾向にあります。ただし、2005年度と比べ温室効果ガス排出量は2016年度において9.0%増加しています。
運輸部門（自動車）	エコカーの普及などにより燃料油消費量は減少傾向にありますが、近年温室効果ガス排出量は横ばいとなっています。2005年度と比べ温室効果ガス排出量は2016年度において5.6%減少しています。
運輸部門（鉄道）	人口増加にともない2005年度以降微増傾向にありますが、大きな増減は見られません。
廃棄物分野（一般廃棄物）	東日本大震災以降、低減傾向にあり、2011年度と比べると2016年度では56%減少しています。

3. 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

1) 温室効果ガス排出量の将来推計

2030年度の温室効果ガス（CO₂）排出量について推計を行います。エネルギー起源CO₂の排出構造の基本要素は、「エネルギー消費原単位×活動量×炭素集約度」として表すことができ、対策・施策を検討する視点として、エネルギー消費原単位の低減には、省エネルギーの促進、炭素集約度の低減には、太陽光発電の導入などのエネルギー転換の促進といったことが挙げられます。

温室効果ガスの排出量は、人口、世帯数、技術開発、社会情勢の変化など、様々な要因により変化することが考えられます。このため、省エネルギーやエネルギー転換に関する追加的な対策を見込まず、将来的な人口、世帯数の変化による影響や、温室効果ガスの排出量に影響すると考えられる要素（製造品出荷額など）の推移などについて部門・分野別に活動量を推計し、排出量の算出を行う「現状趨勢（BAU）ケース」で推計を行います。

① 推計の前提となる部門・分野の設定

温室効果ガス排出量の推計を行う部門・分野を定めます。部門・分野の設定は、自治体の規模や特性により異なります。本市においては、「その他の市区町村」において原則として対象とすべき部門・分野については、運輸部門の船舶を除き、すべて対象として設定します。

製造業と業務その他部門については、条例による計画書制度や算定・報告・公表制度等で大規模事業所の排出量を把握している場合、事業所の規模別（大規模／中小規模）に目標を設定できますが、「設定しない」を選択します。

【温室効果ガス排出量の推計の対象部門・分野】

ガス種	部門／分野		対象／対象外	規模別の設定有無	都道府県政令市	中核市 施行時特例市	その他の 市区町村	
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	対象	設定しない	●	●	●	
		建設業・鉱業	対象		●	●	●	
		農林水産業	対象		●	●	●	
	業務その他部門		対象	設定しない	●	●	●	
	家庭部門		対象		●	●	●	
	運輸部門	自動車	旅客	対象		●	●	●
			貨物	対象		●	●	●
		鉄道		対象		●	●	●
			船舶	対象外		●	●	●
	航空		対象外		●	-	-	
エネルギー起源CO ₂ 以外	工業プロセス分野		対象外		●	●	△	
	廃棄物分野	一般廃棄物	対象		●	●	●	
		産業廃棄物	対象外		●	△	-	
	農業分野		対象外		●	●	△	
	代替フロン等4ガス分野		対象外		●	△	△	

●：原則として対象とすべき

△：可能であれば対象とすることを推奨

②電力排出係数の設定

現状趨勢（BAU）ケースでは、追加的な対策を見込まないこととするため、原則としてエネルギー消費原単位と炭素集約度は変化しないと仮定します。しかし、炭素集約度のうち、電気の排出係数は電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを測る指標であり、火力発電に使用する燃料の変化など、その実績に応じて毎年度更新されます。また、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「温対計画」）の対策・施策にも位置付けられているように、電力業界の低炭素化の取組として、2030 年度に電気の排出係数を 0.37kgCO₂/kWh 程度に削減することが目標とされています。

電気の排出係数の削減目標は、供給側である電力業界の削減努力による目標であり、需要側である住民や事業者等の削減目標には含めない、すなわち区域の BAU 排出量的前提と考えられます。このため 2030 年度には電気の排出係数が 0.37kgCO₂/kWh まで削減されると仮定して排出量を推計します。

③温室効果ガス排出量の将来予測

推計にあたっては、環境省が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 3 条第 3 項に基づく国の責務の一環として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づいて示す技術的な助言としてまとめたマニュアルに基づく「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール（平成 28 年 3 月）を使用します。

現状年度の温室効果ガスの排出量に対して、部門・分野ごとの目標年（2030 年度）における活動量と現状年の活動量の比が比例すると仮定し、目標年における BAU 排出量を算出します。

(1) 部門・分野ごとの目標年（2030 年度）における活動量の予測

産業部門（製造業）	将来製造品出荷額予測より活動量を推計します。製造品出荷額は、リーマンショック後の水準（2010 年度）を基準に緩やかに増加すると予測します。
産業部門（建設業・鉱業、農林水産業）	将来従業者数予測より活動量を推計します。従業者数は直近値より変動がないものと予測します。
業務その他部門	将来従業者数予測より活動量を推計します。業務床面積（全国）の将来予測を踏まえ、従業者数は増加すると予測します。
家庭部門	将来世帯数予測より活動量を推計します。埼玉県における世帯数の将来予測を踏まえ、世帯数は増加すると予測します。
運輸部門（自動車）	将来の一人当たり自動車登録台数の予測より活動量を推計します。登録台数は基準年度より一定と予測します。
運輸部門（鉄道）	将来人口予測より活動量を推計します。2030 年度に向けて人口は緩やかに減少すると予測します。
廃棄物分野（一般廃棄物）	将来人口予測よりごみ処理量を推計します。2030 年度に向けてごみ処理量は減少すると予測します。

(2) 部門・分野ごとの目標年（2030年度）における活動量の算出方法

産業部門（製造業）	2010年度から2017年度における工業統計における製造品出荷額の近似曲線（対数近似）より、2030年度の数値を算出。
産業部門（建設業・鉱業、農林水産業）	平成28年度経済センサス活動調査における従業者数を使用。
業務その他部門	平成26年度経済センサス基礎調査における従業者数に、長期エネルギー需給見通しにおける業務床面積（全国）のマクロフレームにおける増加率を乗じて算出。
家庭部門	「H31日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部）より2015年から2030年の埼玉県における世帯数の増加率を勘案し算出。
運輸部門（自動車）	2030年度における将来人口の推計値に基準年度における一人当たり自動車登録台数に乘じ算出。
運輸部門（鉄道）	「H30日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部）における人口予測を住民基本台帳ベースの2015年度人口に乘じ算出。
廃棄物分野（一般廃棄物）	平成29年度の総ごみ処理量の人口に対する割合を、2030年度推計人口に乘じて算出。

(3) 2030年度における分野ごとの活動量とBAU排出量

「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツールへ2030年度における推計活動量を入力し、BAU排出量を算出します。結果は以下の表のとおりです。2030年度における排出量の合計は1,018.3千t-CO₂と推計されます（電力排出係数補正前）。

【2030年度における分野ごとの活動量とBAU排出量（千t-CO₂）】

ガス種	部門／分野		現状年			目標年		
			2016年度			2030年度		
			排出量	活動量	単位	推計活動量	BAU排出量 (補正前)	
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	196.8	345,031	百万円（製造品出荷額）	513,422	292.8	
		建設業・鉱業	11.2	4,179	人（従業者数）	4,233	11.3	
		農林水産業	2.1	170	人（従業者数）	173	2.1	
	業務その他部門		132.2	55,287	人（従業者数）	63,159	151.0	
	家庭部門		266.3	98,138	世帯	109,017	295.8	
	運輸部門	自動車	旅客	173.4	97,127	台（登録台数）	94,203	168.2
			貨物	80.2	14,120	台（登録台数）	13,145	74.7
鉄道		6.4	228,108	人（人口）	219,076	6.1		
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	廃棄物分野	一般廃棄物	17.8	50,167	トン	45,385	16.1	
合計			886.4				1018.3	

(4) 電力排出係数による補正後の BAU 排出量

電力排出係数による補正については、2016 年度における東京電力エナジーパートナーの電力排出係数 0.474kgCO₂/kWh を補正前排出係数とします。また、「温対計画」の対策・施策に位置付けられている、電力業界の低炭素化の取組目標である 2030 年度の電力排出係数 0.37kgCO₂/kWh を補正後排出係数とします。

また、電力比率については都道府県別エネルギー消費統計における 2016 年度の埼玉県の電力比率を用います。

補正前排出量は、(3) において推計した BAU 排出量を使用します。

この結果、電力排出係数補正後の 2030 年度における BAU 排出量は、916.8 千 t-CO₂と予測されます。

【埼玉県における電力比率（2016 年度）】

都道府県		埼玉県
部門/分野		電力比率
産業部門	製造業	46%
	建設業・鉱業	26%
	農林水産業	77%
業務その他部門		69%
家庭部門		72%
運輸部門	鉄道	100%

【補正後の CO₂排出量の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{補正後の排出量} &= \text{補正前排出量} \times \text{電力比率} \times \frac{\text{補正後排出係数}}{\text{補正前排出係数}} \\ &+ \text{補正前排出量} \times (1 - \text{電力比率}) \end{aligned}$$

【2030 年度における BAU 排出量（補正後）】

(排出量単位：千 t-CO₂ 年度比単位：%)

ガス種	部門/分野		総量目標							
			基準年	現状年		目標年				
			2013 年度	2016 年度		2030 年度				
			排出量	排出量	基準年度比	BAU 排出量 (補正前)	BAU 排出量 (補正後)	基準年度比	現状年度比	
エネルギー 一起源 CO ₂	産業部門	製造業	244.7	196.8	▲ 19.6	292.8	263.3	7.6	33.8	
		建設業・鉱業	10.6	11.2	5.7	11.3	10.7	0.9	▲ 4.5	
		農林水産業	2.1	2.1	0.0	2.1	1.8	▲ 15.4	▲ 15.4	
	業務その他部門		151.6	132.2	▲ 12.8	151.0	128.2	▲ 15.5	▲ 3.1	
	家庭部門		310.4	266.3	▲ 14.2	295.8	249.1	▲ 19.8	▲ 6.5	
	運輸部門	自動車	旅客	182.2	173.4	▲ 4.8	168.2	168.2	▲ 7.7	▲ 3.0
			貨物	79.5	80.2	0.9	74.7	74.7	▲ 6.1	▲ 6.9
		鉄道		7.2	6.4	▲ 11.1	6.1	4.8	▲ 33.4	▲ 25.0
エネルギー 一起源 CO ₂ 以外	廃棄物分 野	一般廃棄物	21.1	17.8	▲ 15.6	16.1	16.1	▲ 23.7	▲ 9.5	
合計			1,009.4	886.4	▲ 12.2	1018.3	916.8	▲ 9.2	3.4	

2) 温室効果ガス排出量の総量削減目標等について

① 基準年度と目標年度

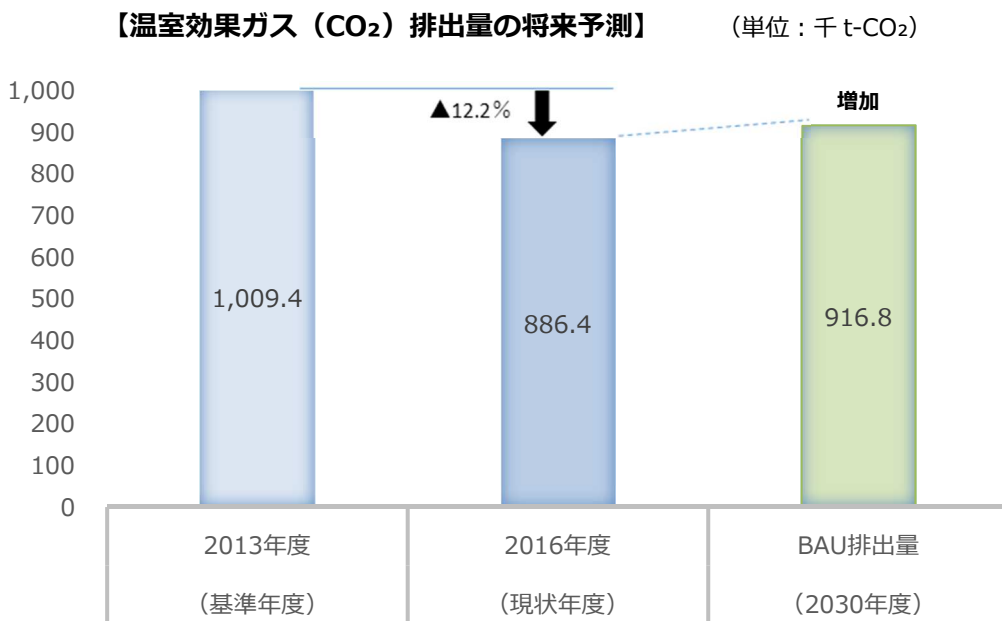
次期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の期間については、「温対計画」に即し、2021年度から2030年度の10年間とします。

また、計画目標の基準年度の設定については、「温対計画」において『「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にすることとする。』とされており、これを受けて、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手順編において、計画目標の基準年度は、2013年度又は2005年度に設定することが望ましいとされています。本市においても「温対計画」に即し、2013年度を基準年度として設定します。

② 温室効果ガス排出量の総量削減目標の設定

本市の削減対象とする温室効果ガスの種類は、3-1) -①で設定した部門/分野の温室効果ガスを対象とします。

2030年度における削減目標の設定については、「温対計画」における2013年度比▲26.0%削減の目標値や、埼玉県における目標（本市と同様に、2021年度を始期とする地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の策定に向け、現在検討が進められています。）に加え、本市における2030年度におけるBAUケースの排出量を踏まえ、設定することが考えられます。



※現状年度を2017年度として再度将来予測を実施予定

第6章 第3次上尾市環境基本計画策定に向けて

1. 国の政策や地球環境問題への対応

1) 温室効果ガス排出量の削減

「日本の約束草案」における温室効果ガスの削減目標に向けた取組の推進が求められています。

『排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準にする』

2) 徹底した省エネルギー社会の実現

①業務・家庭部門における省エネルギーの強化

新築建築物の平均でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指します。また、住宅については、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指すとしています。

これらの動向に関する情報発信を進めるとともに、生活の質を向上させつつ省エネルギーを一層推進するライフスタイルの普及を進める必要があります。

②運輸部門における多様な省エネルギー対策の推進

次世代自動車の新車販売に占める割合を2030年までに5割から7割とすることが目指されています。本市においてもこれらの推進に向けた取組を行う必要があります。

③産業部門等における省エネルギーの加速

エネルギー消費効率の年1%改善や産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の導入が進められています。また、改善状況が芳しくない特定事業者への対応の強化やクラス分けの細分化等、更にメリハリのある対応を検討するとされています。

事業者と協働した施策の推進が必要です。

3) 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギー発電設備に関し、地域との共生や発電事業終了後の設備廃棄に関する地元の懸念や、小規模電源を中心に将来的な再投資が滞るのではないかとといった長期安定的な発電に対する懸念も明らかとなってきています。

国においては、FIT制度の在り方等について2020年度末までの間に抜本的な見直しを行うとしており、動向について注視する必要があります。

再生可能エネルギーの活用は、CO₂排出量の抑制に加え、災害時における自律分散型の緊急電源としての利用価値も高く、災害に強いまちづくりを進めるうえでも導入拡大が求められます。

4) 生物多様性の保全

生物多様性の危機の構造は①人間活動や開発②自然に対する働きかけの減少③外来生物④地球温暖化の4つ要因に整理されており、これらの観点を施策に取り入れることが重要です。また、2020年を目標年とする愛知目標は、科学的な評価も踏まえて見直され、新たな目標がCOP15（2020年／中国）で決定されます。動向を注視し、施

策を進める必要があります。

5) 気候変動適応

国の動きでは、気候変動適応計画に基づき、農業、防災、熱中症対策等の各分野での適応策が推進されています。地方自治体においては、地域の実情に応じた適応策が求められます。地域気候変動適応計画の策定や埼玉県地域気候変動適応センターとの連携を進めていく必要があります。

6) 地域循環共生圏の構築

地域循環共生圏は、日本発の脱炭素化・SDGsの実現に向けた考え方です。

環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」の実現が目指されています。

地域のエネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積等に加えて、文化、風土、組織、コミュニティといった地域資源が経済社会活動によって損なわれることなく、質を向上させることが重要です。

また、都市圏と地方圏が持続可能なまちづくりを行うために、地域間で、自然のつながりや経済のつながり、人的なつながりといったネットワークを強化し、地域活性化につなげる必要があります。

7) 循環型社会形成への取組

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向け、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) といった 3R の取組の推進が求められています。

また、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化及び地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の促進や海洋プラスチック問題への取組として、プラスチック資源循環戦略において「3R+Renewable (再生可能資源への代替)」を基本原則とした施策が展開されており、対応が必要です。

8) SDGs への貢献

国連経済社会局(UNDESA)と国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) は、SDGs 実施と気候変動に関するパリ協定を結びつけることでコベネフィット (相乗便益) を最大化するとし、SDGs の目標 7 (エネルギーの変革)、目標 15 (陸上生態系の保全) は温室効果ガス排出量を直接減らし、目標 2 (持続可能な食料生産) や目標 9 (技術革新)、目標 12 (責任ある消費と生産) は低炭素社会の構築に役立つとしています。また、気温上昇を 1.5 度未満に抑えることは、目標 1 (貧困対策) や目標 9 (産業基盤)、目標 11 (都市開発) などの達成に貢献すると指摘しています。

温室効果ガスの排出抑制や低炭素社会の構築を目指すこと等により、SDGs へ貢献することが必要です。

2. 市の環境課題に対する対応

1) 自然的、社会的条件の整理

本市の自然的条件、社会的条件について、「強み」、「弱み」、「機会」、「脅威」という観点から整理すると、以下のようなことが挙げられます。強みを活かす、機会をとらえ弱みを克服するなどといった施策の展開が必要です。

強み	参照 ページ	弱み	参照 ページ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都心から3.5Km ・ 農耕に適した関東平野 ・ 東西の市境を走る川沿いに、緑地、畑がある ・ 温暖湿潤な気候 ・ 集中豪雨が比較的少ない ・ 無店舗小売業が強い ・ 輸送用機械器具の製造が強い ・ コミュニティバスの利用者が増加している ・ 温室効果ガス（CO₂）排出量が減少傾向にある ・ 再生可能エネルギー導入容量累積が増加している ・ 1人1日当たりごみ排出量が県内では少ない ・ ごみの収集量が減少傾向にある 	<ul style="list-style-type: none"> P1 P1 P1 P3 P3 P6 P6 P9 P27 P31 P33 P33 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業数が減少している ・ 畑や山林の面積が減少している ・ 一人当たりの都市公園面積が3.92㎡と少ない ・ 大気汚染、騒音に関する苦情が増加傾向にある ・ 光化学スモッグ注意報の発令基準を上回る日がある ・ 産業部門における特定事業所の温室効果ガス（CO₂）排出量カバー率が68%と高い ・ 対個人サービス、卸売小売業、機械製造業、公共サービスにおけるエネルギー消費量が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> P5 P7 P8 P20 P21 P28 P32
機会	参照 ページ	脅威	参照 ページ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老年人口は増加が見込まれる ・ 伊奈町とのごみの広域処理化 ・ 上尾市総合計画の改定 ・ 上尾道路(江川地区)における湿地保全計画 ・ 県の地域気候変動適応センターの設置 ・ 市民の地球温暖化対策への意識が高まっている 	<ul style="list-style-type: none"> P4 P14 P19 P40 P42 P54 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少、特に年少、生産年齢人口の減少が見込まれる ・ 異常気象の増加 ・ FIT制度の終了 	<ul style="list-style-type: none"> P4 P14 P15

2) 現行計画の進捗における主な課題

現行計画の評価における主な課題をまとめました。今後はこれらの課題に対応した施策の展開が必要となります。

①目標 1 やすらぎのあるまちに

方針 1-1 自然を守り育てるまち	
施策	課題
〈1〉 生物多様性への取組	ふるさとの緑の景観地等の公有地化
	景観地内の野生生物の生息状況のモニタリング調査の実施
	アライグマの増加対策
	官民連携による景観地の保護
〈2〉 自然とのふれあいの促進	住民の環境イベントの認知度の向上
	自然環境を活用したイベント等の実施
	官民連携による地域資源の活用への取組の推進
方針 1-2 緑や水辺が身近にあるまち	
施策	課題
〈3〉 緑地の保全・創出	指定樹林の指定面積合計の減少
	自然環境保護に必要な新たな財源の確保
〈4〉 水辺環境の保全・整備	河川における不法投棄件数の増加
	「近くの川や水路など水のきれいさ」に関する住民満足度の向上
〈5〉 公園の整備	地域と調整した公園整備の実施
	既存公園の計画的な改修
	管理協定締結公園数の増加
〈6〉 農地の保全・活用	利用権設定の推進
	市民農園、体験農園の活性化
	特別栽培認証、エコファーマー認定の促進
	「地元の農産品や加工品の豊かさ」に対する住民満足度の向上

②目標 2 清らかで安全なまちに

方針 1-3 公害のないまち	
施策	課題
〈7〉 大気汚染の防止	光化学スモッグ注意報・警報発令時における住民への周知
	公共交通機関利用やエコドライブの促進
〈8〉 水質汚濁の防止	主要河川等における水質調査の実施

	環境基準を下回る調査地点における水質の改善
〈9〉騒音・振動の防止	主要道路における夜間騒音の低減
	ハード、ソフト両面からの騒音対策
〈10〉放射線対策の実施	放射線測定の計画的な実施
〈11〉その他の公害の防止	悪臭にかかる苦情件数の増加
方針 1-4 美しいまち	
施策	課題
〈12〉環境美化の推進	低年齢からの環境問題に関する啓発
〈13〉景観の保全・整備	地区住民との合意形成のとれた地区計画策定
	違反屋外広告物看板の低減

③目標 3 次世代を思いやるまちに

方針 1-5 低炭素化に取り組むまち	
施策	課題
〈14〉省エネルギーの推進	市内の CO ₂ 排出量の低減
	市の公共施設等からの CO ₂ 排出量の低減
	市の率先した省エネ対策の実施
	省エネ対策の情報発信
	省エネ型設備、製品等の周知
〈15〉再生可能エネルギー等の活用	省エネ対策推進奨励金、省エネ住宅改修補助金等助成金のあり方
	固定価格買取制度（FIT）終了に伴う対応
〈16〉ごみの発生抑制を中心とした 3R の推進	地域リサイクル活動の促進
	一人当たりごみ排出量の低減
〈17〉自転車利用等の促進	自転車レーンの整備延長の拡大
	駐輪場、駐輪スペースの設置
	ぐるっとくん利用者の増加
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	クールシェア実施箇所数の拡大
	地域気候変動適応計画の策定
方針 1-6 環境のために行動するまち	
施策	課題
〈19〉環境教育・環境学習の推進	環境イベントの初参加者数の割合の増加
	小・中学校における環境教育
〈20〉協働による環境活動の推進	環境活動を知り、参加できる機会の提供

3. 市民・事業者ニーズ等への対応

1) 市民アンケート調査におけるニーズ等

(1) 住民満足度の向上

平成 31 年度調査で「近くの川や水路など水のきれいさ」や「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」の不満足度が高くなっています。満足度を向上させる取組が必要です。

(2) 環境への関心や取組への対応

①環境への関心

「地球温暖化問題」、「大気汚染問題」、「食品ロス問題」への関心が非常に高くなっています。市民が考える「地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策」をみると、「バスなどの公共交通機関の整備や利用を促進するための仕組みの充実」、「ごみの減量・資源化の推進」、「自転車の走行環境の整備」が上位となっています。積極的な取組の推進が求められます。

②環境への取組状況

環境への取組状況については、「可燃ごみ、不燃ごみ、資源などルールに従い分別して出している」、「冷暖房の適切な温度設定」、「こまめな消灯」、「お風呂（シャワー）、炊事など水を流しっぱなしにしない」といった項目は、約 8 割の人が意識して実践している項目となっています。一方、「地域の清掃や花植え活動に参加している」、「環境に優しい商品（環境配慮商品や地場産品）を購入する」、「まだ着られる服などはフリーマーケット等で販売するなど再利用」といった項目への取組は低くなっています。

市民が環境のために取り組める項目としては、まずは「日常生活の中で出来ることから始めたい」が約 8 割を占めています。「地域の活動に参加したい」や「イベントなどへ積極的に参加したい」はほとんどの人が次のステップと考えています。

地域の団体や民間企業、行政が連携し身近なイベントや活動を充実させ、取組を推進する必要があります。

③環境対策の実施状況

「電気自動車を購入する」、「住宅用ソーラーシステム（太陽熱利用による 給湯、冷暖房）を設置する」、「プラグインハイブリッド自動車に切り替える」といった項目は、実施割合が低くなっています。環境対策は居住形態や、ライフスタイルにより異なるため、どのような人には、どのような環境対策があるのかといったことを再度整理し、その情報を対象となる方に届けることが必要となります。

(3) 市の環境への取組について

①市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策としては、「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」が約半数近くを占め、他の項目と比較しても非常に関心度の高い項目となっています。上尾市の環境のあるべき姿についても 6 割以上の人が「異常気象など災害に強く安心して住み続けられるまち」と回答し、最も高い割合となっています。

これまでなかったような異常気象の発生が相次いでおり、地球温暖化防止への「緩和策」の取組と合わせ、災害発生に備えた、ハザードマップの整備や、避難路の確認の推奨、災害用の備蓄など「適応策」についても推進していくことが必要です。

②市の実施する環境イベントや取組みの認知度

「あげおこども記者クラブ」や「冬鳥観察会」など、市の実施する環境のイベントや取組の認知度は、おおむね1割前後となっており、低い状況にあります。年代別に認知度をみると、すべての年代の認知度を上げる必要がありますが、特に、「10歳代」、「20歳代」、「50歳代」の認知度が低い状況です。

認知度を高めるためにはまず情報を届ける必要があります。市の環境に関する情報を知る媒体として有効なものについては、全体では、「市の広報誌」がもっとも回答割合が高くなっており、次に「回覧板」も5割以上と高くなっています。これらの媒体を通じて、環境情報を市民に届ける必要があります。

年代別に有効な媒体をみると、『10歳代～20歳代』では「市のSNS」や「商業施設等におけるイベント」の割合が高く、『30歳代～50歳代』では「市のホームページ」、「地域情報誌（フリーペーパーなど）」の割合が高く、『60歳代以上』では「市の広報誌」、「市が配架するチラシやポスター」、「回覧板」の割合が高くなっています。

年代に応じた情報発信や施策（興味関心をそそるもの）を展開することで、認知度を向上させる必要があります。

2) 事業者アンケート調査におけるニーズ等

(1) 事業所の環境への関心や取組みについて

①環境への関心

事業所の環境問題への関心度についてみると、「地球温暖化問題」が4割以上で最も高く、「大気汚染」、「食品ロス問題」への関心が高くなっています。これは、市民アンケートの関心の高い項目と同じ傾向にあり、市民、事業者ともに関心度の高さがうかがわれます。

事業所が考える「地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策」では、「渋滞解消など自動車交通を円滑にするための道路整備」、「ごみの減量・資源化の推進」、「風力発電や太陽光発電などの地産地消の再生可能エネルギーの活用」が上位となっています。

また、環境問題への関心は業種ごとに関心度の高い項目が若干異なっており、それぞれの業種に応じた環境情報の発信を行い、連携した取組の推進を行っていくことが必要です。

②環境への取組状況

日常的な環境活動の実施についてみると、「ごみの分別の徹底」、「不要な照明の消灯」、「長時間不使用時、IT機器の電源オフ」、「廃棄物の分別の徹底、売却」、「両面・集約コピーの徹底」、「廃棄物焼却時の近隣環境への配慮」といった項目は、5割以上の事業所が実施中と回答しており、省エネや廃棄物対策、リサイクルといった取組が推進され

ています。

また、「ペーパーレス化」、「再生紙又は未利用繊維への転換」、「CO₂排出係数の低い電力を選んで購入」、「環境ラベルや省エネラベルを意識した製品購入」が実施予定の項目として割合が高くなっており、グリーン購入や環境に配慮したサービス利用への意識が高まっています。

これらの項目に関する情報を積極的に発信するとともに、事業所と連携した取組を行うことで、実施率を向上させる必要があります。

③環境対策の実施状況

環境対策については、「LED 照明」の導入率が5割を超えて高くなっています。その他には、「屋根、壁、床などに断熱材を採用」、「空調、給湯設備について省エネ型機の導入」が高くなっています。また、「導入検討中」の割合が高い項目としては「LED 照明」が約2割で最も高く、次いで「空調、給湯設備について省エネ型機の導入」、「プラグインハイブリッド自動車」となっています。

これらの項目については、事業所の関心度が高くなっており、積極的な情報発信が必要となります。

また、環境活動を実施するに際の課題として、約7割の事業所が「コスト的な問題」をあげており、一方、環境活動に取り組むことで得られた効果としては、約6割の事業所が「省エネによるコスト削減」と回答しています。

環境対策にかかるコストへの関心が高くなっています。省エネ診断や、実際にどの程度のコストが発生するかなどの情報を発信していくことが必要です。

(4) SDGs について

事業所の SDGs の認知度は、6割以上の事業所が「知らなかった」と回答しており、内容を知っていた事業所は1割以下となっています。

各事業所の事業活動と SDGs がどのように関連するか等、情報発信を行い、環境対策へのさらなる意識向上をはかることが必要です。

(5) 市の環境への取組について

市が重点的に取り組むべき対策としては、「まちの緑化の推進」が約4割と最も高く、次いで「熱中症やゲリラ豪雨など地球温暖化による影響への対策」、「ごみ排出量の削減、分別やリサイクルの推進」となっています。

また、環境活動を進めるために実施してほしい行政サポートについては、「事業所の環境活動推進に対する融資や助成制度」、「環境活動を実施している事業所への優遇措置（税制等）」、「ホームページや広報等での環境情報提供の充実化」の回答割合が高くなっています。

コスト削減に対する取組についての関心が高く、これらの取組について、事業所と連携し進めていくことが必要です。

○上尾市の次期環境基本計画における分野ごとへの対応と目指すべき方向性



脱炭素社会の形成 /  SDG S達成への貢献など

第7章 用語集

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略語で、「情報伝達技術」や「情報通信技術」などと訳される。「Communication」というワードがあるように、「ヒトとヒト」「ヒトとモノ」それぞれの間で情報や知識を共有することを意味する。

IT

Information Technology の略称で、「情報技術」と訳される。コンピュータやネットワークといった情報処理に関する技術の総称で、インターネットを用いた様々な技術をまとめて「IT」と呼んでいる。

アイドリングストップ

自動車などが走行していない時、エンジンをつけたままにしている状態をアイドリングといい、そのアイドリングを行わないこと。燃料消費の無駄を減らし、大気汚染物質や温室効果ガスの削減に効果がある。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年（昭和63年）に設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

あげボタ

上尾市内の店舗や企業の情報をはじめ、市内で行われるイベントや観光スポットなど上尾市の農業・商業・工業・観光に関する情報などを提供するポータルサイト。

あげお朝市

「あげお朝市実行委員会」が市内で生産された新鮮で安全な野菜や卵のほかに季節の花や果実、手作りまんじゅう（4月から6月に販売）などをJR上尾駅自由通路にて月1回直売するイベント。

あげお環境賞

環境保全の意識の醸成と行動の促進を目的に、他の模範となる取組を行っている個人・団体・事業者を表彰するもの。第1回の表彰は平成14年度（2002年度）に実施した。

あげお環境白書

「上尾市環境基本条例」第10条に基づき、本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめた年次報告書。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

雨水浸透ます

雨水の地下浸透を促す設備の一つであり、コンクリート性の筒型の形状で、多数の穴を開けてあるもの。この多数の穴を通して雨水は地下に浸透する。降雨の際、下水道施設の負担を軽減するほか、雨水の河川への急激な流入を抑制し出水による被害を軽減する効果が期待できる。

雨水貯留槽

雨水を河川や下水へ急激に流入させないため、集合住宅用地等の比較的規模の大きな施設の地下で雨水をためる抑制施設。一部の施設においては、貯めた雨水をトイレ用水などに再利用している。

雨水貯留タンク

雨どいに直接接続し、建物の屋根に降った雨水を貯めるタンク。貯まった雨水は、庭木への水やり、打ち水、洗車などに利用でき、水道水の節約につながる。また、降雨の際、下水道施設の負担を軽減するほか、雨水の河川への急激な流入を抑制し出水による被害を軽減する効果が期待できる。

打ち水

アスファルトやコンクリート等の表面に水をまくことで、気化熱によって地面や周囲から熱を吸収し、温度を下げること。

ECO

狭義には生物学の一分野としての生態学のことを指すが、広義には環境への負荷を減らす活動、自然保護に関わる活動などを指す。

エコウィル

都市ガスや LP ガスを燃料とするガスエンジンで発電を行い、その際に発生する排熱を給湯などに利用する家庭用コージェネレーションシステムで、「エコウィル」はその愛称のこと。

エコキュート

再生可能な空気の熱を集めて利用することで、わずかな電気で効率良くお湯を沸かすエコロジックな給湯機のこと。

効率の高いヒートポンプ式でお湯を沸かす仕組みで、省エネで環境にもやさしく、近年急速に普及が進む給湯機として注目されている。

エコジョーズ

従来のガス給湯器よりも効率が良いガス給湯システム。従来のガス給湯器が排出していた熱を活用することで、ガス使用量を抑えてお湯を沸かすことができる。「潜熱回収型ガス給湯器」とも呼ばれる。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器やシステムの適切な運用改善等を行うこと。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素 (CO₂) やその他の排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

エネルギーの面的利用

個々の建物ではなく、複数の建物でエネルギーの最適化（最も効率的な使い方）を図ること。

エネルギーミックス

→電源構成（エネルギーミックス）に同じ。

エネルギー利用効率

投入したエネルギーに対して、回収（利用）できるエネルギーの比率のこと。エネルギー利用効率が高い機器の方が、より省エネ性能が高いと言える。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。（→地球温暖化）

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種（外来種）。外来生物のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。（→特定外来生物）

カーシェアリング

特定の自動車を会員間で共有し、好きなときに借りることができるサービス。15分程度の単位から車を借りられること、短時間の利用であればレンタカーより割安であることが特長である。

化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。

学校ファーム

小・中学校が農園を設置し、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。(→単独処理浄化槽)

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

都市ガスや LP ガス、灯油などから水素を抽出し、空気中に存在している酸素と反応させることにより電気を作り出すシステムのこと。発電の際の副産物である排熱を暖房や給湯システムの熱源として利用する。

環境基準

「環境基本法」第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境指標

環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測るものさし。

環境配慮型設備

省エネルギーや汚染物質の低排出など、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした設備のこと。省エネルギー性能の高い空調、給湯機器のほか、大気汚染物質の排出の少ないボイラーなど。(→自然エネルギー・省エネルギー型設備)

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水・排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。環境マネジメントシステムとは、環境マネジメントを行うための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みのこと。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策のこと。

気候変動

大気の状態を気候と呼ぶ。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には大気自身に内在するもののほか海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル（大気中の微粒子）の増加、太陽活動の変化などがある。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果気体の増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。

揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds。インキ、ガソリンおよび溶剤（シンナー等）等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM および光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

近隣公園

主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園のこと。1 か所あたりの面積は 2ha を標準としている。

空閑地

休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。

空間放射線量

大気中の放射線の量のこと。宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線などがある。放射線によって人体に与えられたエネルギー量を表す単位（等価線量）は、「Sv/h（毎時シーベルト）」の単位で表される。（→放射線、放射性物質）

クールシェア

夏の省エネ対策の一つとして、暑い時に涼しい場所に集まることで、エアコンの稼働を減らす取組。家庭で一つの部屋に集まる、図書館・集会所などの公共施設の利用のほか、カフェ・レストランなどの民間施設の利用があげられる。

クリーン上尾運動

市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日（5月30日＝ごみゼロの日）を中心に、地区（上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地）ごとに実施される美化清掃活動。

グリーン・イノベーション

平成 21 年 10 月 8 日総合科学技術会議の「平成 22 年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」によれば、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の加速化・新技術の創出を行い、その研究開発成果の実利用・普及を強力に推進するために社会システムの転換を図り、これを通じて産業・社会活動の効率化、新産業の創造や国民生活の向上に資するものであり、我が国のみならず世界規模での環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するものとされている。

クリーンエネルギー

電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない（または少ない）エネルギーのこと。一般的には自然エネルギーである太陽光発電システム、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられる。また化石燃料の中でも、有害物質の発生が少ない天然ガスも、石油と比較してクリーンエネルギーと呼ばれることがある。（→自然エネルギー）

グリーンカーテン

植物を建物の窓を覆うように這わせることによって、太陽光の直射を避け、日陰をつくること。植物の葉からの気化熱の作用も働き、室温上昇の抑制を図ることが期待できる。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。環境負荷の低い製品には「エコマーク」などの環境ラベルが付されていることが多い。

グローバル

世界的な規模であるさま。国境を越えて、地球全体にかかわるさま。

ゲリラ豪雨

局地的大雨。短い時間に集中的、局地的に発生する豪雨のこと。

牽引式発電機

電気が必要な場所へ移動できる小型電源車。ディーゼル発電機とトレーラーが一体化しており、ヒッチメンバーを取り付けた普通自動車で牽引することができる。停電や自然災害などによる緊急・非常時に、必要な場所に迅速かつ容易に移動し、速やかに電源を供給することが可能。

現状趨勢(BAU)

新たな地球温暖化対策を行わないで現状のまま推移すると仮定すること。

減農薬農法

農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式のこと。

COP

Conference of Parties の略で、広く「締約国会議」という意味。

公園管理協定

地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域住民が簡易な管理作業を行う際に報奨金を支払う制度。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン(O_3)などの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目や咽喉への刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くモヤがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、目や咽喉などの粘膜に健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など公共用に供される水域とこれらに接続する小規模の溝状の水路(公共溝渠)、灌がい用水路などの公共用に供される水路のこと。公共下水道や流域下水道で終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除かれる。

耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がないと回答した田畑・果樹園。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生する排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱源に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

公有地化

相続等の発生により売却や開発される恐れがきわめて高いなど、保全することが著しく困難な場合に、行政が土地の買入れ、借受けを行い当該地の現況を保全すること。

小型家電リサイクル

デジタルカメラやゲーム機等の使用済の小型電子機器等の再資源化を促進し、環境汚染の防止と機器に含まれるレアメタル（希少金属）の有効活用をする取組。リサイクル方法は自治体の回収ボックスや指定業者に回収を依頼するなどがある。「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」で、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めている。

護岸

河岸、海岸、水際の浸食防止のために造られる工作物のこと。

国連経済社会局

経済社会局（DESA）は、国連本部にある国連事務局内の部局の1つである。DESAの使命はすべての人々のために開発を促進することであり、その活動領域は、貧困の削減、人口、ジェンダーの平等と先住民の権利、マクロ経済政策、開発融資、公共部門のイノベーション、森林政策、気候変動、持続可能な開発と、広範にわたる。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再資源化

廃棄物等を原材料として再利用すること。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。化石燃料と異なり、エネルギーの利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない。

産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）

特定の業種・分野について、当該業種に属する事業者の省エネ状況を業種内で比較できる指標（ベンチマーク指標）を設定し、省エネの取組が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、非常に進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すための制度。

J-クレジット制度

J-クレジット制度は、中小企業などの省エネ設備の導入や森林管理などによる温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する制度。前身の制度として経済産業省主導による「国内クレジット制度」と環境省主導による「J-VER制度」があったが、これらを一本化して平成25年度より、経済産業省・環境省・農林水産省（制度管理者）により運営されている。J-クレジット制度を通して、中小企業や自治体などの省エネ、低炭素投資などを促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促していくことを目指す。

CO₂ 排出係数

電気の供給量や燃料（ガス・ガソリンなど）の使用量、廃棄物の焼却量などそれぞれの単位あたりの二酸化炭素の排出量のこと。

資源循環

廃棄物を再使用、再生利用、熱回収などすることにより、資源として利用すること。

次世代自動車

ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。ハイブリッド車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、低公害ディーゼル車がある。

自然エネルギー

→「再生可能エネルギー」に同じ。

自然エネルギー・省エネルギー型設備

再生可能エネルギーを創出する設備やエネルギー消費量が少なくなるような工夫をした冷暖房設備や給湯設備のこと。太陽光発電システム、太陽熱温水器、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）など。（→環境配慮型設備）

自然共生

大気、水、土壌および多様な生物等と人間の営みとの相互作用により形成される環境の特性に応じて、かけがえのない貴重な自然の保全、二次的自然の維持管理、自然的環境の回復および野生生物の保護管理など、保護あるいは整備等の形で環境に適切に働きかけ、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保つこと。

自然浄化

自浄化作用とも呼ばれる大気や河川・湖沼、土壌などの汚染が自然の力で浄化される働きのこと。主に、希釈、吸着、沈殿、分解などの物理的、化学的、生物的な作用による。

自然的土地利用

農用地、森林、原野、河川・水面・水路の土地利用のこと。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2000 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標が 2015 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。単に 2030 アジェンダともいう。

持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする考え方を持続可能な開発といい、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を、持続可能な社会という。

自転車レーン

道路法令（道路法と道路構造令）に規定された自転車の通行に供される自動車から分離された各種の道路または道路の部分指す。一般的な用法としては、このほかに、道路交通法に基づく交通規制による「自転車専用通行帯（自転車レーン）」や自転車以外の通行禁止規制が実施された道路、自転車が通行することのできる「歩行者用道路」、道路法上の道路ではない道路（施設扱いのサイクリング道路や河川管理道路など）を含む場合がある。

市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

森林吸収源

CO₂をはじめ温室効果ガスなどを吸収する働きのあるものを指す。京都議定書で、森林による CO₂吸収量を温室効果ガスの削減量に算入することが認められた。1990年以降に新たに植林されたもの、間伐などの適切な森林経営がなされていることが条件となる。

ジェンダー

生物学的な性差をセックスというのに対して、社会的、文化的に形成された男女の違いをジェンダーと呼ぶ。

住工混在

住宅と工場が混在する地区あるいは地域のこと。近年は、工場跡地の有効活用として中高層マンションや住宅が建設され、新たに転入してきた住民と、もとより操業していた工場との間で、騒音、振動、臭気、埃、積降作業に伴う交通渋滞などの問題が生じやすくなっている。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では、平成 28 年度において年間 2,759 万トンの食品廃棄物等が出されており、このうち「食品ロス」は 643 万トンと推計される。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成 29 年で年間約 380 万トン)の 1.7 倍に相当する。

省エネ診断

地球温暖化や省エネ家電・設備などに関する知識を持った専門家が、家庭や事業所のエネルギー使用状況を診断し、実行性の高いアドバイスを行う制度のこと。

省エネリフォーム

室内における暑さ、寒さなどの快適性向上(熱的快適性の向上)、および冷暖房や給湯などの設備機器で消費するエネルギーを少なくすること(省エネルギー)を目的として実施するリフォームのこと。

省エネルギー行動

省エネルギーとは、同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにすることであり、家庭や事業所における不要な機器の停止、温度・照度などの設定の見直しや、運用方法の改善などを行うことを省エネルギー行動という。

除染

放射性物質を「取り除く」「遮る」「遠ざける」などの方法を組み合わせて、環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減すること。

水源涵養

樹木・地表植生および土壌などにより、雨水・融雪水を一度地中に貯留し、徐々に河川などに放出させて、渇水を緩和することや水質の浄化を行うことをいう。

スマートメーター

電気使用量をデジタルで計測する、通信機能を備えた電力メーター。リアルタイムに電力使用量を確認でき、いわゆる「電気の見える化」が実現できる。

「電気の見える化」によって電気の無駄遣いの削減や環境保護に貢献できるもの。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制」「リユース (Reuse) : 再使用」「リサイクル (Recycle) : 再生利用」の頭文字をとったもの。

成果指標

行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。アウトカム指標。

生産緑地

「生産緑地法」に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する 500 m²以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地のこと。

製品ライフサイクル

製品ライフサイクルとはマーケティング用語の 1 つで、製品が市場に登場してから退場するまでの間を指し、普通は各製品に対してこの間の売上と利益の変化に着目して、最適のマーケティング戦略を構築するための基本的な情報となる。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生物化学的酸素要求量(BOD)

Biochemical Oxygen Demand (バイオケミカル・オキシゲン・デマンド) の略称。川などから採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃で 5 日間暗所で培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量(溶存酸素量) のことで、河川における有機物による水質汚濁の指標となっている。

採水当日の酸素量と 5 日後の酸素量の差が、微生物に消費された酸素量となる。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間に見られる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝的多様性

という 3 つの階層で多様性をとらえ、それぞれ保全が必要とされている。

生物分解

物質が微生物によって分解される性質であること。土中や水中の微生物が、高分子化合物を分解して無機物にすること。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称。住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次エネルギー消費量(石油、石炭、天然ガス、原子力発電所で利用する核燃料、水力、太陽光、太陽熱などの消費量)の収支をゼロとすることを目指した住宅。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

選択と集中

自社の得意とする事業分野を明確にして、そこに経営資源を集中的に投下する戦略のこと。

【た行】

第一次産業・第二次産業・第三次産業

コーリン・クラークによる古典的な産業分類。日本標準産業分類においては、第一次産業：農業、林業、漁業、第二次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、第三次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）、分類不能の産業となっている。

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

体験農園

農家自らが開園し、種苗・肥料・農機具を備え、栽培指導を行う農園で、利用者は農家による指導を受けながら農業体験ができる。また、農家は栽培指導料と野菜の買い取り代金を含んだ利用料金を、農業収入として得ることができる。

たい肥化

人の手によって、有機物（主に動物の排泄物、生ごみ、汚泥）を分解する微生物などのたい肥化生物にとって有意な環境を整え、たい肥を作ること。コンポスト化とも呼ばれる。

太陽光発電システム

シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電気が生じる性質を利用して、太陽光によって発電するシステム。家庭においては、基本的に家庭で利用して余った電気は電力会社が買い取る「余剰電力の買取制度」が適用される一方、事業者が設置する太陽光発電所などは、自分で消費した電力とは無関係に、太陽光発電したすべての電力を売電できる「全量買取制」が適用されている。

太陽熱温水器

太陽熱を集熱し、給湯や冷暖房に利用する「太陽熱利用機器」。主に集熱器と貯湯槽から構成され、集熱器と蓄熱槽が一体化された機器が自然循環型で、一般に太陽熱温水器と呼ばれ、集熱器と蓄熱槽がそれぞれ分離しているのが強制循環型で、ソーラーシステムや太陽熱高度利用システムとも言われる。

単独処理浄化槽

生活排水のうち、し尿のみを処理する浄化槽のこと。（→合併処理浄化槽）

地域新電力会社

地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業を「地域新電力」という。そのなかで特に自治体が出資するものを「自治体新電力」という。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。(→温室効果ガス)

地区計画

「都市計画法」第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。また、農産物だけでなく、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すことも同様に言う。

地中熱

昼夜間または季節間で温度変化が小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーのこと。

2R

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制」、「リユース (Reuse) : 再使用」の頭文字をとったもの。

低炭素社会

再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化を促進して、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会のこと。

適応策

気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという対策のこと。

テラジュール (TJ)

計量単位の異なる各種のエネルギー源を一つの表で扱うために熱量単位に換算したものの。テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位。

電源構成 (エネルギーミックス)

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、LNG (液化天然ガス) 火力、原子力、太陽光や風力等のさまざまな種類があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化すること。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。舗装の素材として、高炉スラグ、使用済みガラス等のリサイクル材料を利用する工法も開発されている。

特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法」（平成 16 年）によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法により、これらの生物の飼育、栽培、保管、運搬、輸入、野に放つなどの行為は禁止されている。（→外来生物）

特化係数

地域の産業がどれだけ稼いでいるか（付加価値額）、どれだけ効率的な生産を行っているか（労働生産性）、どれだけ多くの労働力を確保しているか（従業者数）を、全国と比較しながら、把握するための係数。例えば、ある産業の付加価値額の特化係数が、1 を超えていれば、全国と比べてその産業の稼ぐ力が相対的に高いということになる。

特別緑地

「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき指定した樹林の中で、特に良好なもの。

トラスト保全地

ふるさと埼玉のすぐれた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民、企業等からの寄付金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として、緑のトラスト保全地を取得し、保全を図っている。

【な行】

農地の多面的機能

安全な「食」を提供する農地には様々な生き物が生息し、豊かな農村風景を形成している。豪雨の際は雨水を貯めることで洪水や土砂崩れを防止し、農業に由来する伝統行事の開催の場にもなるなど、農地は人々の生活には欠かせない多様な機能を持っている。

農地パトロール

「農地法」第 30 条に基づき、実施される農地の利用状況調査のこと。「現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地」、「利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地」を調査する。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業のこと。廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを指しており、この行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で農林漁業を営むためなど一部例外を除き禁止されている。

【は行】

ばい煙

燃料やその他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじんおよび有害物質の総称。

バイオディーゼル

菜種油、ひまわり油、大豆油、コーン油などを原材料として製造されるディーゼルエンジン用のバイオ燃料。地球温暖化対策が緊急の課題となる中で、化石燃料の代替燃料として期待されている。

ハイブリッド車

2 つ以上の動力源を備えている車のこと。一般的には、ガソリンで動くエンジンと電気でも動くモーターの 2 つの動力源を備えた自動車を指すことが多い。

ハザードマップ

被害予測地図ともいう。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市およびその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ

本来は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指す場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われている。

PDCA サイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

PRTR 制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量および廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

FIT 制度

「固定価格買取制度」とも言われ、再生可能エネルギーで発電した電気を一定期間は固定価格で買い取らなければならないという制度。

不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反して、同法に定めた処分場でなく、山林、河川、公園、廃墟などの人目につかないようなところに廃棄物を投棄すること。違反者には廃棄物の撤去とともに懲役・罰金などの罰則がある。

浮遊粒子状物質

粒子状の物質（浮遊粉じん・エアロゾルなど）のうち、大気中に浮遊している粒径が10 μm （マイクロメートル： μm =100万分の1m）以下のもの。

フリーペーパー

広告収入を元に定期的に制作され、無料で特定の読者層に配布される印刷物のこと。

ふるさとの緑の景観地

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地が単独で、または樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑（埼玉らしさを感じさせる樹木を中心とした優れた風景をいう）を形成している地域を埼玉県が指定するもの。

ふれあいの森

自然環境の保全を図るため、市民と行政が緑化を推進するにあたり、保存樹林の中で特に良好なものを特別緑地として指定し、「ふれあいの森」として市民に開放している。

プラグインハイブリッド

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド車であり、PHV (Plug-in Hybrid Vehicle) または PHEV (Plug-in Hybrid Electric Vehicle) と略される。

HEMS

「Home Energy Management System」の略。カラーモニターが付いた、家庭用の電力管理システム。「HEMS」のキーワードは、「見える化」と「一元管理」の2つ。「見える化」のポイントは、モニターに詳しい電力使用量がリアルタイムで表示されること。いつ、どの部屋の、どの機器で多くの電力を使っているかが一目瞭然なので、節電対策が立てやすく、結果も目に見えて実感できるので、家族の省エネ意識の向上にもつながる。「一元管理」のポイントは、例えばエアコンのスイッチや、帰宅時間に合わせた湯張りを外出先からスマホ操作で行うことができる。また、電気代が安い時間帯、高い時間帯を見極めて電子機器を自動制御すれば、電気の使用量を最適化することが可能。無駄な労力をかけることなく効率的に節電できる。

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。家庭用の HEMS (Home Energy Management System) や工場用の FEMS (Factory Energy Management System) もある。

ペーパーレス化

オフィス内の文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンなどでファイルとして閲覧できるようにすること。

放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

保存樹林・保存樹木

自然環境の保全を図るため、市民と行政が緑化を推進するにあたり、樹林は 500 m² 以上、樹木は高さ 10m 以上および幹周 1.5m 以上を有するものを市が指定する。

HP (ホームページ)

インターネットの用語で、ウェブサイトやウェブページのこと。

【ま行】

マイクロプラスチック

サイズが 5 mm 以下の微細なプラスチックごみ。近年、海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念されている。

マイバッグ

買った品物を入れるために消費者が持参する袋。買物袋。

街づくり協議会

「上尾市街づくり推進条例」第 8 条の規定により、地区住民によって設立された団体のこと。

緑のパートナーシップ制度

公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。(→公園管理協定)

モニタリング

環境の状態・状況などを、常に監視・観察して記録すること。周辺の自然環境や生活環境に影響を与えていないかどうか定期的に確認すること。

【や行】

ヤブツバキクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域(高山草原とハイマツ帯)、コケモートウヒクラス域(亜高山針葉樹林域)、ブナクラス域(落葉広葉樹林域)、ヤブツバキクラス域(常緑広葉樹林域)の各クラス域に大別されている。この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

有機農法

化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

要請限度

「騒音規制法」および「振動規制法」においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音あるいは道路交通振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしており、この判断の基準となる値のこと。

【ら行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

リサイクル

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル(例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)という。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取組が求められる。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、[1] あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、[2] 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、[3] ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

利用権設定

農地を貸したいという農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという認定農業者等との間で、「農業経営基盤強化促進法」に定められる、農業上の利用を目的とする賃借権もしくは使用貸借による権利を設定すること。

緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、樹林地、草地等の良好な自然環境を有している土地で、無秩序な市街化の防止や公害・災害の防止、寺社・遺跡等と一体となった郷土のシンボリック機能等を持つものを対象として定める。規制により損失を受けた場合の保証や所有者の申し出により土地の買入れ、税制上の優遇等が定められている。地区内で建築行為、土地の区画形質の変更等を行う場合は許可が必要となる。

緑地率

公共施設等として管理されている緑地（公園等）、土地利用規制等で確保されている緑地（生産緑地・近郊緑地保全地域等）、社会通念上安定していると考えられる緑地（寺社、公開性のある大学等）を緑地と定義し、市域に占める緑地面積の割合をいう。

レジリエント

「弾力があるさま」、「柔軟性があるさま」のこと。近年では、変化する状況や予期せぬ出来事に対して十分な適応を示し、利用可能な問題解決策のオプションを選択できるという拡張した意味にも使われる。

路上喫煙

歩行中、立ち止まった状態、携帯灰皿の使用、自転車、自動二輪車などに乗車中も含めた、道路等での喫煙。歩きたばこは、周囲の人にとって危険であり、迷惑となる。また、吸い殻のポイ捨ては、吸い殻の散乱がまちの美観を損なうことにつながる。